

パウリングとの比較からみる ハリスの対シヤム条約交渉 19世紀前半アジアの貿易構造変化と外交

Bowring's and Harris' Treaty Negotiations with Siam in Comparison :
Siamese-Western Diplomacy against the Background of Changing
Trade Conditions in Asia from 1820s to 1850s

福岡万里子

FUKUOKA Mariko

はじめに

① 歴史的背景

② 英シヤム交渉－米シヤム交渉との比較の観点から

③ 米シヤム交渉－ハリスの課題と企図, 交渉の経緯と結果

④ 最終考察

【論文要旨】

本稿は、初代米国駐日総領事タウンゼント・ハリスが来日前にシヤムで行った条約交渉を取り上げ、それが行われた歴史的背景と交渉経過を、前年に展開された英使パウリングの交渉経過と対比させつつ考察し、ハリスにとって初めての「外交」経験が持った意味と、それが彼の日本外交に与えた影響を検討することを目的とする。本論は三章から成り、第1章では、19世紀半ばまでのシヤムの対外貿易の諸前提と、英米が対シヤム条約締結を求めた事情を整理する。第2章では、パウリングの対シヤム条約交渉（1855年）の経緯を、彼の刊行日誌及び随員パークスの未刊行日誌に基づき再構成する。第3章では、ハリスの対シヤム条約交渉（1856年）の課題と企図、交渉経緯と結果を、刊行・未刊行のハリス関係文書を総合的に参照しつつ再構成し、その特徴を、パウリングの経験と比較しながら考える。

比較考察から明らかになるのは、シヤム側が、米使ハリスを英使パウリングよりも格下の外国使節として扱い、両者の待遇を細かに差別化していた様相である。本稿ではその背景に、世界の国々の君主や代表たちをランキング化して捉え、欧州の帝室・王室の高貴な交友関係に自らも一員として連なることを重視する一方、そうしたロイヤル・コネクションの圏外にある米国大統領とその代表の扱いを劣等視する、モンクット王の世界観を読み取った。一方でシヤム側は、英国の脅威に対する危機意識を背景に、対外的難事の際の米国の仲裁を条約で規定することを求めたが、仲裁条項の代わりとして米国に有利な条件が最終的に確保できず、また序列認識に基づく差別待遇を敏感に感じ取っていたハリスは、これに応じなかった。その後ハリスは、対欧米関係の蓄積が比較的薄い日本において、欧州諸列強に対する米国の優位的地位の確保と、日米修好通商条約第2条の米国仲裁条項に象徴される特別な日米友好関係の構築に腐心することとなるが、その外交活動は、シヤムにおける否定的経験から得られた次のような教訓を、念頭に置いて展開されていた面があると考えられる。すなわち、ヨーロッパ列強に対して劣位に置かれる形での外交交渉は望ましくない、と同時にアジアの国々は侵略的な西洋列強に対処するため仲介国の存在を強く求めている、という観測である。

【キーワード】 パウリング条約, ハリス, モンクット王, 差別待遇, 米国仲裁条項

はじめに

本稿は、初代米国駐日総領事タウンゼント・ハリスが1856年にシャムで行った条約交渉を取り上げ、それが行われた歴史的背景と交渉経過を、前年に展開された英使ジョン・パウリング卿の交渉経過と対比させつつ考察し、来日前におけるハリスの外交経験の意味を、可能な限り明らかにしようとするものである。歴史的背景としては、19世紀前半におけるシャムの対外貿易や、それを取り巻いた東インド海域におけるイギリス・アメリカの通商状況、そしてそれらの構造的変化の様相を想定しており、その中に条約交渉を位置づけていくことを図る。

既に知られているように、前半生は商業と教育行政に従事し、外交官や領事としてのキャリアとは無縁であったハリスにとって、⁽¹⁾日本着任以前に課されたシャムとの修好通商条約締結のための交渉は、アジアにおける「外交」の洗礼を彼に受けさせるものとなった。それはいかなる歴史的状況の下で行われ、ハリスにとりいかなる経験となったのか。この問題の考察は、その後、日米修好通商条約を交渉・成立させることで、幕末明治期の日本外交史の基盤条件を形作ったハリスの対日外交の前提を理解するために、避けて通れない課題である。

しかしこの問題について、我々は基礎的研究をいまだ有さない。シャム史の研究においては、管見の限り専論は内外ともになく、それは前年のパウリング条約に続いて行われた諸外国の条約交渉の一つとして、言葉少なに言及される対象に過ぎない。日本外交史の研究においては唯一、嶋村元宏の研究で部分的に取り上げられているが、考察対象となったのは主に米シャム交渉の前提条件であり、交渉過程そのものには立ち入っていない⁽²⁾。そのため、1856年米シャム条約交渉については、翻刻され邦訳も出ているハリス日記の該当部分が、私たちが手軽に参照できる数少ない情報源であり⁽³⁾続けている。

ところがこのハリス日記をそれだけ通読しても、米シャム条約交渉の内在的理解に至ることは、極めて難しいと言わざるを得ない。日記を読むと分かるが、ハリスは、前年の英使パウリングの交渉経緯の影響を色濃く受けながら、またその成果と、伝えられるシャム側厚遇を自ら強く意識しながら、対シャム交渉を進めざるを得なかった。しかし日記を読む限り、ハリスがパウリングのいかなる影と戦っていたのかは、行間から推測するほかない。一方で彼は、パウリング条約以前の経緯にも強く縛られており、ことに1832年に米国からシャムに派遣された米使エドマンド・ロバーツ、そして1850年に派遣されたジョセフ・ベールスティアが作った米シャム関係の正負の前史の影響を受けながら、やはり交渉を進めなければならなかった。さらにこれら一連の外国使節が、目的の通商条約を結ぶために前提とし、立ち向かわなければならなかったシャムの対外貿易の状況は、いったいどんなものであったのか。日記には、これらの埋め込まれた前史についての情報は断片的にし、か書き込まれておらず、その欠如が、ハリス日記の対シャム交渉部分の理解、引いては来日直前の彼の経験の理解を困難にしている。

本稿はその欠如を、シャム語史料・文献を扱えないというハンディを背負いつつ、英語圏に存在する豊富な史料群と関係文献を最大限参照して曲がりなりにも埋めることを図り、米シャム交渉を、ハリス日記を丹念に読み返し、また刊行未刊行の関係史料を可能な限り網羅的に参照しながら再構

成する。それにより、1856年米シャム条約交渉の歴史的背景と交渉経過に関する最初の専論を呈示するべく、期するものである。今後、本稿がきっかけとなり、部分的に残存するらしいシャム語史料⁽⁴⁾を活用した考察や情報提供が生まれることとなれば、望外の喜びである。

以下ではまず第一章において、19世紀中葉期における英米の対シャム条約交渉の歴史的背景を再構成する。背景を成す重要な問題群としては第一に、華人を担い手とした18世紀後半～19世紀前半のシャムの対外貿易の隆盛があり、第二に、同じ時期におけるイギリスやアメリカの東インド貿易の動向及び変遷、そして第三に、それらを背景として、1826年派遣のバーネイ使節団や1833年のロバーツ使節団以降繰り返された、英米使節による対シャム貿易条件改善の試みがある。その後1840～50年代における東アジア情勢のさらなる構造変動を経て、1855年以降のパウリングやハリス使節団来訪の前提条件が醸成されることとなる。第一章ではこれらの歴史的背景を、関係する諸文献や一部の史料を可能な限り参照しながら整理・描出する。

次に第二章では、ハリスの交渉に先立つ1855年英シャム交渉の経過を、英国全権使節パウリングの刊行された日誌と実務的交渉を主導した随員秘書官パークスの未刊行日誌を参照しつつ再構成する。後述するように、米シャム交渉に当たり、ハリスはシャム側が自らへの待遇を英使パウリングと差別化しようとする傾向を察知し、交渉期間を通じて、シャム王や貴族層が見せるその傾向と戦わざるを得なかった。その意味を査定するには、前提となった英シャム交渉の把握を避けては通れない。第二章ではこれを、ハリスの交渉との比較を念頭に置きながら行う⁽⁵⁾。

その上で第三章では、米シャム条約交渉の準備過程と経緯及び結果を、ハリス日記を丹念に読み返し、かつ彼の手元に残された未刊行の史料群や彼の国務省宛て報告など、関係する米国側史料を可能な限り参照しながら考察する。ハリスは米国政府からいかなる訓令を受け、またいかなる企図を抱いて交渉に臨んだのか。彼が交渉過程で経験したシャム側の待遇はいかなるものであり、それは、彼が察知したと考えたように、果たして英使と差別化したものであったのか。条約交渉に当たってハリスが提示した要求にはどのようなものがあり、シャム側はいかなる対応を見せ、交渉決着に至ったのか。これらの問題の再構成を図る。

むすびでは、イギリス・アメリカの対シャム交渉に関する以上の比較の最終考察を行うと共に、来日前におけるハリスの外交経験の意味を考えたい。

【構成】

1. 歴史的背景
 - 1-1. シャムの対外貿易の隆盛
 - 1-2. 対シャム条約を求めた英米の事情
 - 1-3. パウリング・ハリス以前の条約交渉
 - 1-4. 1840～50年代の変化
 - 1-5. シャム側対応
2. 英シャム交渉－米シャム交渉との比較の観点から
3. 米シャム交渉－ハリスの課題と企図、交渉の経緯と結果
4. 最終考察

①……………歴史的背景

1-1. シヤムの対外貿易の隆盛

18世紀後半から19世紀前半にかけ、シヤムと中国沿海部の間では、華人を担い手として活発なジャンク船交易が行われ、それはとりわけ19世紀初頭から1820年代にかけて最盛期を謳歌した。そこでは、米・蘇木・胡椒・砂糖・象牙など多様な産品について、シヤム王室が排他的な先買権を有し、これらと、民衆から物納で収められる歳入品、ラオスなど周辺の朝貢国から贈られる産品などを輸出品として、シヤム王室や政府高官を占める貴族ら自身が、保有するジャンク船隊を華人に担わせて中国沿海部へ輸出した。それは往々にして300%を越えるという高い収益をシヤム王室・貴族層にもたらし、それがシヤム国家の歳入の屋台骨を支えていた。こうしたシヤム中貿易の実際の担い手となっていたのは華人であり、特に潮州人が最大勢力であった他、福建人や広東人も、シヤム王室・貴族層により用いられた。彼らはしばしば位階勲等や欽賜名など一種の貴族号を付与され政府の官僚組織に組み込まれ、シヤム上流階級と華人が結託・共生する形で、高利潤のシヤム中貿易が展開された⁽⁶⁾。

このようなシヤム中貿易の構造においては、西洋人の参入・競合は可能な限り排除されていた。砂糖や蘇木、胡椒など、交易で高利潤を生み出すシヤム産品を求めて、英米などの西洋船もまた、バンコクやシヤム各地の港に来航したが、彼らには、王室・貴族保有・華人運営で対中貿易に従事するジャンク船には免除されていた、船幅税や貨物の輸出入税など各種の税が課された。西洋船に課される船幅税は、華南（海南島など）からシヤムに来航する華人ジャンク船に課される同税と比べても、2倍であった⁽⁷⁾。輸出税では例えば、砂糖には1ピクル毎に1.5バーツ、胡椒には1ピクル毎3~6バーツが、西洋船の場合課されたが、ジャンク船は無関税で輸出できた⁽⁸⁾。西洋商人はシヤム産品を入手しようとする際、ただでさえ、王室独占の残り物を高値で買わなければならない、またシヤムで輸入品を売り捌こうとする際も華人に比べ煩雑な手続きを強いられており⁽⁹⁾、シヤム王室・貴族層と結託し、彼らにより優遇された華人商人に対する西洋商人の不利は、覆いがたいものがあった。

輸出先の中国沿海部においても、シヤム華人のジャンク船は、西洋船に対して圧倒的に有利な立場にあった。それは一つには、18世紀後半（1757年）から1840年代初頭まで、西洋船は中国沿海部での公認の貿易港をカントンに限定されていた一方、シヤムから来航した華人ジャンク船は、現地の中国当局において一般の現地ジャンク船と同様に扱われ、沿海部のいずれの港にも寄港し、貿易を行うことができたからである。周知のように、シヤム王室は数年に一度、広州へ朝貢船を派遣していたが、それに留まらず、シヤム王室や貴族が派遣する華人ジャンク船は、カントンに加え、潮州を始めとする広東省各地の港や、福州・廈門を含む福建省の港、さらに浙江省（寧波など）、江蘇省（上海、蘇州など）にかけ、中国沿海部の多様な大中小の港に来港し、いわゆる「互市」貿易を行っていた⁽¹⁰⁾。その利点は大きく、例えば貨物の輸出入税は、海関が置かれた地方及び商品の種類ごとに異なり、全般に広東・福建省よりは浙江・江蘇省の方が低い傾向があったが、カントんに

縛られる西洋船を尻目に、シャム華人船は商品に応じ関税の低い港を選んで貿易をすることができた。さらにカントンにおいても、ジャンク船に課される船幅税やトン税、輸出入税、各種手数料は、西洋船よりも遙かに低く抑えられていた（例えば船幅税は西洋船の6分の1）。加えて西洋船が貿易に際して要求される重い負担に、当局への「心付け」(cumshaw)⁽¹¹⁾があったが、ジャンク船はそれを免除されていた。

シャム王室の華人貿易優遇策に加え、チーク材の豊富な産出を背景とする安価な造船費用も相まって、このようにシャム、とりわけその首都バンコクは、中国沿海部諸港との貿易拠点になっていたが、同時に同港は、インドシナ南部からシャム湾、マレー諸島・半島にかけての東南アジア一帯における交易拠点・商品集散地でもあった。⁽¹²⁾ 1819年に英領シンガポールが建設され、貿易港として成長し始めると、シャムの華人ジャンク船は、このシンガポールにも盛んに来航して貿易を行った。シンガポールは、商船の国籍を問わず来航船や貿易品に関税が徴収されない自由港という点で、同時代のアジア一帯で画期的な港であり、インド洋と中国海域を結ぶマラッカ海峡に面する要衝の地という地理的な有利性も相まって、建設後まもなく、西洋人・華人・マレー人・ブギス人など様々な貿易アクターと多様な商品が集散する東南アジアの一大貿易拠点に成長していった。⁽¹³⁾ 同港の求心力は、バタフィアほか蘭領東インドの諸港や、シンガポールに先立ち英領インドの南進拠点として1785年に建設されていた英領ベナンなど、近隣一帯の諸港を急速に凌ぐものとなり、従来マレー諸島各地や英領インドのボンベイやカルカッタにも交易に赴いていたシャムの華人ジャンク船や王室船は、それとともに同港との交易を増やした。⁽¹⁴⁾ 1828年以降1840年代にかけての貿易統計では、シャムからは砂糖、米、天然樹脂、蘇木、塩ほかが輸出され、シンガポールからは、インドないし英国の綿製品やアヘン、ヨーロッパの雑貨ほかが入力されていたことが分かる。⁽¹⁵⁾ 特に英国の綿製品が、品質や価格競争力においてインドのそれを上回るようになると、シャムは1830年代以降、東南アジア一帯の中でも、英国綿製品の重要な消費者となっていった。⁽¹⁶⁾ この華人ジャンク船によるシャムとの交易に、シンガポールに進出した西洋人はやはり参入しようとしたが、中シャム貿易の場合と同様、シャムにおいては、華人ジャンク船を優遇する一連の差別待遇が、シンガポールからの西洋船には適用された。シャムの港での停泊税、船幅税、輸出入税の全てにおいて、華人ジャンク船には西洋船よりも遙かに低い税率が適用されるか、免税待遇を受けたのである。⁽¹⁷⁾

1-2. 対シャム条約を求めた英米の事情

このようにシャムの華人ジャンク船が、中国沿海部やシンガポールを含む対外貿易において有利に、かつシャム上流階級と結託して排他的で高利潤な交易を展開している状況は、シャム貿易に参入しようとする西洋商人からすれば、怨嗟の対象であった。その不利の奪回、シャム貿易の参入条件改善、ひいては貿易の自由を求めて、19世紀前半、英国（イギリス東インド会社ないし本国政府）や米国からシャムへ派遣されたのが、ジョン・クローファードやヘンリー・バーネイ、ロバーツ、ベールスティア、ジェイムズ・ブルックを経て、バウリングやハリスに至る英米使節であったと、大まかには言えるであろう。⁽¹⁸⁾ 1820～30年代に派遣されたバーネイ、ロバーツの両使節は、シャム国王と条約を結ぶところまで漕ぎ着け、これが1850年代のバウリング・ハリス条約に先立つ英米の対シャム外交の前提となる。本節では対シャム条約の締結を求めた英米の事情を整理し、その上で次

節において、パウリングとハリス以前の条約交渉を概観する。

19世紀前半の時期において、シャム貿易に関心を有した西洋商人らは主に、private traders/merchants – 同時代的またより狭義には country trader – と言われた、英国東インド会社（EIC）のアジア貿易独占権の範囲外で交易を営む英国の私貿易商人や、米国商人であったようである。まず英国の事情を瞥見すると、ナポレオン戦争が峠を越した1813年以降、イギリス東インド会社はインドへの貿易独占権を喪失したものの中国貿易の独占権はいまだ保持し（～1833/34年）、中国からイギリスへの茶の輸出資金をまかなうため、私貿易商人がアジア間貿易で上げる利益に依存していた。会社は私貿易商人らにライセンスを与え、英領インドで生産されたベンガル・アヘンの中国や東南アジア方面への輸出を任せるとともに、中国市場で売り物になる東南アジア産物（胡椒・ナツメグ・クローブなどの香辛料、紫檀、象牙、ナマコ、鳥の巣、樹脂ほか）の調達も奨励していた⁽¹⁹⁾。シャム市場はひとつには、こうした中国市場向け東南アジア産物の産出地の一つとして、英国私貿易商人に注目されたものと考えられる。またシャムでは、1810年代以降、中国人移民によって砂糖の生産が始まり、ジャワ産の砂糖に競合し得る輸出品になるとともに、高品質で安価な塩やチーク材、米やタバコなども、胡椒を始めとする上記産物とともに産出した。このうち砂糖や胡椒はヨーロッパや西アジアへの輸出品、塩はマレー諸島、チーク材は英領海峡植民地（シンガポール、ペナン、マラッカ）、米は中国への輸出品として期待された⁽²⁰⁾。

一方、これらの英国の私貿易商人らは、本国からアジア貿易に乗り出すに当たり、英国の綿製品 – 高品質・低価格なインド綿製品に対する保護関税政策の下で守られ、産業革命を経て、19世紀初期までに価格競争力をつけ品質向上を遂げていた – をアジアに持ち込み、市場の開拓と拡大を図った。世紀転換期のナポレオン戦争中、大陸封鎖でヨーロッパ市場から閉め出された英国綿製品は、アジアに新市場を求め、英国が占領して外国製品に対する関税障壁が1814年以降しばらく消滅したオランダ領東インドにまず流入した。英国私貿易商人は、既に現地で需要を得ていたインド綿製品に対する英国製の商品改良を本国生産者との間で仲介し、そうした努力も功を奏して、英国綿はジャワで一時高いシェアを獲得した。しかし戦後にジャワがオランダ領に返還され（1816年）、やがてオランダが1820年代以降ジャワ一帯に差別関税を再び敷くようになると、そのシェアは急下降する。ナポレオン戦争後はヨーロッパやアメリカ大陸に保護貿易主義が広まり、英国綿製品の輸出市場が欧米外に求められる状況が続いた。そのような事情の中で、シャムやコーチシナ、マレー半島など、オランダ領以外の東南アジア地域が、新たな市場として注目されることとなる。またそれらの地域は、ベンガル・アヘンや英国産原鉄・錬鉄の市場としても期待された⁽²²⁾。

次にアメリカの事情を概観する。北米の英領植民地からの独立獲得後、そしてとりわけ18世紀末からの世紀転換期以降、米国東海岸のボストンやフィラデルフィア、セイレムなどを母港とする米国船は、英国植民地時代に課されていた東洋への直接貿易禁令から解き放たれ、東インド貿易に盛んに乗り出した⁽²³⁾。ヨーロッパ諸国の大半を巻き込みつつ1793年から断続的に20年以上続いたナポレオン戦争と、英国東インド会社が喜望峰以東のアジア全域について当時有していた貿易独占権が、その進出のスプリングボードとなった⁽²⁴⁾。戦争中、英国の東インド会社船や私貿易船は、会社制限に縛られず進取の気性に富み自由な米国船の競合にさらされた。米国船は英国私貿易船に対して、東インドと欧州大陸の双方で、中立国であり、かつ英国東インド会社の独占権に制限されないとい

う二重のアドヴァンテージを享受でき⁽²⁵⁾、一方英国東インド会社船は、長年の独占の既得権益になずみ、贅沢な大型会社船によりルーティンに沿った悠長な貿易を続けていたが、それでもたらされる割高の東インド産品は、米国船の迅速・安上がりで自在に寄港地を変更調整する貿易でもたらされる商品の価格競争力に太刀打ちできなかったのである。英国東インド会社の独占権故に東インド貿易の成長が伸び悩んでいるという非難にさらされ、ナポレオン戦争を経た1813年には会社のインド貿易独占権が廃止され、英領インドと英国の間の直接貿易が英国私貿易船にも開放された。しかし中国貿易を含めインド以外のアジア貿易全般における会社独占権はその後20年間保持され、その方面での貿易の自由度における、米国船の英国私貿易船に対する優位はしばらく続くことになる。

ナポレオン戦争後の米国船の東インド貿易については、研究が少ないため概観が難しいが、中国貿易については詳細な研究が複数存在する。以下ではそれらを主な手がかりにしつつ、ナポレオン戦争期の世紀初頭を含めその後1830年代にかけての米国商人の東インド貿易の状況を、中国貿易で彼らが扱った商品を中軸としながら可能な限り概観する。米国船が中国貿易で求めた最大の商品⁽²⁶⁾は、ナポレオン戦争期を含め当初から一貫して、英国の場合同様、茶であり、その他、生糸・陶磁器・南京木綿⁽²⁷⁾などが求められた。これらの中国産品を購入するため、米国船は、中国市場で売れる商品を持ち渡す必要があったが、米国はやはり英国と同様、中国で確実に売れる本国産商品を1830～40年代ぐらいまでは有さず⁽²⁸⁾、最も確実に、大量の銀貨を持ち込むしかなかった。こうした出超貿易を緩和するため、米国船は、東回りか西回りの中国行き航路の途上で、中国市場で売れる商品を調達する需要を常に有した。そうした銀貨の代替貨物として、1790年代から1820年代にかけては、北米大陸北西岸で獲得されるラッコやオットセイなどの毛皮の中国市場持ち込みが一世を風靡した⁽²⁹⁾。英国の私貿易船は、東インド会社が中国貿易について、南洋会社(South Sea Company)が南太平洋について、また北西会社(North West Company)やハドソン湾会社(Hudson Bay Company)が北米毛皮交易について有した独占権からくる諸制限に阻まれ、少なくとも1833年に東インド貿易会社の中国貿易独占権が廃止されるまで、個別にライセンスを取らない限り、太平洋を介した毛皮交易への自由な参入が難しく、またこの方面で競合したロシア船はカントン貿易からは排除されていたことから、この北米産毛皮による中国(カントン)貿易は、その間米国船が優勢に展開することができた⁽³⁰⁾。19世紀初頭以降は、トルコ産アヘンによる米国船の中国貿易も始まり、やがて活発化した。同じ頃、英領インドで栽培されるベンガル・アヘンの英国私貿易商人による中国輸出も活発に行われていたわけであるが、米国商人はこの英国東インド会社専売アヘンの東方への輸出を禁じられており、代わりにトルコのスマルナ港で入手されるアヘンの中国輸出に従事するようになったのである⁽³¹⁾。ラッセル商会など中国に進出した米国商会はその後、英領インドのパルシー商人の仲介で、インドアヘンの中国輸出も行うようになった⁽³²⁾。この他、北米大陸で入手されるニンジン、ハワイなど太平洋の諸島で獲得されるジャクダン、そして英国の場合でも言及した各種の東南アジア産物などが、やはり中国市場への銀貨の持ち込みを軽減するために求められた⁽³³⁾。砂糖や胡椒、木材、蘇木、鳥の巣、さらに米など、中国市場で売れる商品を豊富に有するシャム市場への参入は、こうした文脈において、米国商人に求められたものと思われる⁽³⁴⁾。

上記に加えて、米国船が中国(カントン)に持ち渡った主要な商品には、ロンドンの金融市場宛て手形と英国産綿製品がある。米国商人によるロンドン宛て手形の中国持ち込みは、英国の私貿易

商人が、東インド会社の中国貿易独占権の故、アヘンの輸入などで得た大量の銀を茶などの購入に充てることができず、銀を本国に送金する手段も限定されていた事情から需要が生じ、活発化したものである⁽³⁵⁾。一方、英国産綿製品は、やはり東インド会社の中国貿易独占権が廃止されるまで、中国への直接輸出を行えるのが会社船に限られ、英国私貿易商人は、インドまたはシンガポールを経由する間接貿易を偽装してしか中国への輸出ができないという事情の中、会社独占から自由な米国船が、1815年以降この間隙に入って、ロンドンからの輸出に参入したものである⁽³⁶⁾。英国綿製品の中国市場持ち込みにおいて、会社船は独占慣れしてコストカットの努力をせず、また英国私貿易船は間接貿易の手間によりコストが余計にかかったため、米国船は両者に対し有利に競合し得た。並行して、英国での技術開発と増産により綿製品の低価格化と品質改良も進み、英国産の綿糸や綿布は、1833年までには中国への有力輸出品に成長しつつあった⁽³⁷⁾。

上記から分かるように、1833年に英国東インド貿易会社の中国貿易独占権が廃止されるまでの米国商人の中国貿易は、毛皮といい、ロンドン宛て手形といい、英国産綿製品といい、会社独占権が英国私貿易商人の貿易に課していた諸制限を前提とし、それらによる競合相手の「敵失」を利用して、競争条件を高めていた面がかなりある。しかし英国東インド会社の独占権は、20年おきに更新の是非が英国議会で審議されており、1813年にインド貿易独占権の更新が否決された後には1833年に次の更新が予定され、しかも残る中国貿易独占権の更新の否決は、英国産業界・貿易界での独占権批判・自由貿易論の高まりからほぼ確実視されていた。こうした中、米国商人の間では、それに備える動向が生じていったようである。1826-27年、英国産綿製品と並んで米国産綿製品（キャリコなど）が、米国商人により中国市場に初めて持ち込まれ、以後、会社の独占権廃止を挟んで、その輸出品代替は加速されていった⁽³⁸⁾。1833/34年にいよいよ独占権の更新が英国議会で否決され、自由化が施行されると、米国商人の優位性は多くが消滅し、以後の中国貿易の状況は大きく変容した。競争は激化し、会社貿易の独占権がもたらしていた貿易の安定性・予測可能性は消え、中国・欧米市場の双方で、価格変動は振幅を増した⁽⁴⁰⁾。1820年代以降、従来のベンガル・アヘンに加え安価で利益率の良いマルワ・アヘンの英国私貿易商人による中国輸出が増加していたところに貿易の自由化が加わり、アヘンの密輸は激増した。それとともに、既に散発的に繰り返されていた清朝当局によるアヘン密輸取り締まりは、1830年代半ば以降一層強化された⁽⁴¹⁾。北米産毛皮やビャクダン等は、1820年代以降、乱獲の影響で産出が減少していたところに、英国東インド会社の独占廃止で英国船が太平洋交易により自由に参入できるようになり、かつハドソン湾会社が北米毛皮交易の独占へ向けて攻勢を強めたことから、競争条件がますます悪化した⁽⁴²⁾。しかも、中国貿易の背後の清朝経済そのものも、1830年代には不振に陥っており（道光不況）、東南アジアでも同じ頃（1820年代半ば～40年代）、天候不順や砂糖・コーヒーなど熱帯産物のヨーロッパ市場での価格下落などで貿易環境が悪化していた⁽⁴³⁾。

1830年代以降、米国政府は、アジア諸国との関係を個別商船任せではなく、国家の外交関係として考慮しはじめ、1832年、シャム、コーチシナ、マスカットとの条約締結のためエドマント・ロバーツ使節を派遣し、併せて日本との条約締結へ向けた交渉の試みも付託する（後述）。同使節団については研究が少なく詳細は後考を待たざるを得ない⁽⁴⁵⁾が、この新たな動向は、上述のような趨勢と、かなりの程度関係していたのではないかとと思われる⁽⁴⁶⁾。

1-3. バウリング・ハリス以前の条約交渉

以下、時間を少し巻き戻し、1820年代の英国の対シャム交渉から、バウリング・ハリス以前の条約交渉の概要を見ていく。1821年、英国東インド会社から、ジョン・クロウファード率いる使節団がシャムへ派遣された。当時シャムは、長年の敵対関係にあるビルマと、英領ペナンに隣接するスランゴールを巻き込んで戦闘状態にあり、クダが英国東インド会社に援助を求めたことが、使節団派遣の直接のきっかけとなった。その機会に、とりわけ英領シンガポールから寄せられる通商利害上の要望を受けて、シャムとの通商関係の確立へ向けた友好関係を基礎付けることが使節団には期待されたが、通商面でさしたる成果は得られなかった⁽⁴⁷⁾。1825年末には再び英国東インド会社が、ヘンリー・バーネイをシャムへ派遣した。この頃は第一次イギリス・ビルマ戦争が勃発する中、イギリス側はシャムが中立を保つことを望み、またビルマ南東部の占領により英領インドがシャムと接するようになった結果、国境地帯の紛争の勃発を懸念していた。マレー半島でも、英領ペナンの対岸に広がるクダやペラ、スランゴールへの勢力圏の拡大をめぐる、シャムとイギリスは緊張関係にあった。これらの政治的問題の解決とシャムでの貿易条件の改善が使節派遣の狙いとなり、結果として1826年6月、いわゆるバーネイ条約が結ばれた。シャム宮廷では当初、条約調印の必要性について意見が割れ、特に時のラーマ三世は条約締結に反対したが、1826年2月にイギリス・ビルマ戦争がイギリス勝利の形で終結した知らせが届くと、宮廷は交渉に応じる方向に舵を切った⁽⁴⁹⁾という。

バーネイ条約は、隣国となったシャム英間の領土・境界問題や通商上の相互的な原則を定めた本文14条に、翌1827年に追加調印された、シャムを訪れる英国船への待遇条件を定める通商規定6条が付属する形をとった。通商に関して、まず条約本文中では、シャム来訪の英国人、英国領来訪のシャム人が双方、相手国の法律や慣習に服しつつ、貿易の便宜が相互に図られること、ただし貿易のため自領に来訪する英国人／シャム人の滞在を、双方の当局は拒否し得ること、英国人がシャム内の新たな地に貿易に来ようとする際は該地のシャム当局の許可が必要であること、などが規定された。追加された通商規定では、まず第1条で、米の禁輸とシャム政府以外への武器販売の禁止を条件として、バンコクに来る英国商人が「他者の介入なく自由にかつ便宜をもって売買できること」が規定された。また船の幅と輸入貨物の有無に応じて課される船幅税を規定する一方、それ以外の輸出入税や手数料は課さないことが約束された。それ以降の条項では、メナム(チャオプラヤー)河口に着いてからバンコクに遡上し商品の売買を経て再び出港するまでに必要な諸手続を定め、またシャム来訪の英国人がシャム側法律、裁判権に服することを、より立ち入って規定している。なお当時、英領インドから中国・東南アジア方面に盛んに輸出されていたアヘンは、条約本文中で、シャム領域内への禁輸が定められた⁽⁵⁰⁾。

バーネイ条約では、領土・境界問題でシャム側が妥協を最小限に抑え、政治的安全保障を確保する代わりに、通商面では英国に一連の譲歩を行い、犠牲を払ったと評価されている。すなわち領土問題では、シャムが勢力の扶植を狙っていたマレー半島のペラ、スランゴールについて、これらの独立が確認される一方、クダ、パターンニー等については、シャムの影響力が認められた。他方、通商面では、様々な条件や禁則はありつつ、売買の自由と非干渉が基本的に約束され、またシャム

来航の英国船が貿易に伴って従来支払わなければならなかった様々な税金や手数料は、船幅税に一元化された。その後1830年代にかけ、シャムに來航する西洋船は増加したという。⁽⁵¹⁾

なおラーマ三世は、1824年の即位と同時に王室独占交易を廃止する方針を打ち出し、⁽⁵²⁾バーネイとの交渉に当たっても、対外貿易への直接関与を止め、商人王たることを放棄することを口にしていたという。⁽⁵³⁾バーネイ条約（そして後のロバーツ条約）でなされた外国商人の売買の自由の約束は、それと平仄を合わせる動きであったわけである。

しかしそれと同時に強化されたのが、やはり華人と結託した形で行われる徴税請負制度であった。賭博や酒などの品目ごとに最高値の納税額を入札した者に、一定地域における同品目の徴税を委託する徴税請負制度は、既にアユタヤー朝時代に始まり、ラタナコーシン朝ではラーマ二世王期（1809-1824年）に運用が拡大した。ラーマ三世の治世下（1824-1851年）では、王室独占貿易への歳入依存体制のアルタナティヴ、西洋からの貿易参入要求へのカウンターバランス、そして貨幣経済の浸透への対応として、徴税請負制度がさらに拡大され、賭博、胡椒、蘇木、造船用木材、塩を含む計38品目が徴税請負に出された。サラシンによれば、それはシャム政府の歳入構造に革命的变化を及ぼしたという。というのも従来、租税の多くは物納であり、その結果、国家が直接に対外貿易を経営する必要性が恒常的であった。ラーマ三世王期に徴税請負に出された品目は多様な輸出品を含んでおり、従ってそれは、自由な売買を認めると約束しつつ、シャムの豊富な産品から高い利潤を吸い上げる構造から西洋商人を引き続き排除し続ける、言わば王室独占貿易の新たな形と見なすべきことが、指摘されている。⁽⁵⁴⁾

1830年代にはアメリカからエドモンド・ロバーツがシャムへ派遣された。1830年、マラッカ海峡を航行して胡椒を運んでいた米国船がスマトラ島北西部の現地民に略奪される事件が起き、その懲罰を目的として、米国軍艦が同海域に派遣されることとなった。この機会に併せ、シャム、コーチシナ（ヴェトナム）、マスカット（アラビア半島南端でインド洋に臨む）、そして可能であれば日本との条約締結が目指され、ロバーツが特使として軍艦に随行することになったのである。なおこれに先立ち、バタフィアの米国領事ジョン・シラバーは、バーネイ条約の締結に至る1826年から31年にかけて、シャム、コーチシナ、日本などと通商条約を調印するための特使になりたいと、米国政府に繰り返し訴えていた。一方同じ頃、1820年代後半以降にザンジバル（アフリカ大陸東岸）やマスカットなどで貿易に従事していたロバーツは、インド洋海域の独立国との通商条約締結のための使節派遣を、米国帰国の折に親戚の上院議員を通じて訴えていた。この二者の訴えがドッキングされ、ロバーツが特使に任命されたのである。シャムで目指されたのは、バーネイ条約に盛り込まれた通商規定と少なくとも同等の内容を含む条約の締結であった。⁽⁵⁵⁾

その結果1833年3月、いわゆるロバーツ条約が結ばれた。それで獲得されたのは、バーネイ条約中の通商規定を越えるものではなかったが、ハリスの条約交渉の前提となるので、主要条項の内容を見ておく。条約ではまず、米国人がシャムの全港において、政府の干渉なく、自由に貿易できることが謳われた。ただし武器の輸出入は国王への販売以外は禁止され、アヘンの輸入、米の輸出が禁じられた（第2条）。米国船は入港と貿易に際し、（従来のように）輸出入税、トン税や各種の手数料を払うのではなく、船幅税のみが課されると規定され、具体的には、輸入品を積んで入港する商船には、一尋あたり1,700ティカル又はパーツの税、現金のみ積んで入港する商船には、一尋

あたり 1,500 ティカル又はパーツの税を課すとされた（第 3 条、バーネイ条約の規定と同額）。米国人がシャムに貿易に来て家を借りたい場合は、国王の商館を借り、指定される慣例の賃料を払うものとした（第 7 条）。治外法権は認められず、シャムで貿易する米国商人はシャムの法令と慣例に従うものと規定された（第 9 条）。領事の設置権は認められず、今後、ポルトガル以外の外国に対し領事設置権が認められた場合は、米国も同様に扱われるとされた（第 10 条）。税についても、より有利な税が今後第三国に認められた場合は米国も同様に扱われるとされた（第 4 条⁽⁵⁶⁾）。一般的な最恵国待遇は保障されず、個別問題についてのみ米国の最恵国待遇が約されたことは、注意しておきたい。

その後、米国船のシャム貿易は増加したのであろうか。一時的には増加したのかもしれない。しかし 1856 年 4 月、新たな条約締結のためバンコクにやって来たハリスと、シャム側高官ソムデット・オム・ノイとの間には、次のような会話が交わされている。

彼〔ソムデット・オム・ノイ〕は、合衆国では砂糖を生産するかと訊ねた。私〔ハリス〕は、若干は出るが、我々の需要の全てではないと答えた。すると彼は、何故にアメリカの船は 18 年間も当地に来なかったのかと質問した。私は、関税が高すぎることに、マニラでは砂糖をもっと安く買うことができること（古くからの独占に由来する事実〔原注〕）、毎年 20 艘のアメリカ船がマニラで荷を積んでいること、またシャムで十分の貿易をしようと思えば、商人が当地に住んで、その荷をキャティ〔斤〕やピクルで細かく指定して仕入れなければならないこと、なぜなら一時に荷を買い入れることができるような大きな市場がないからだ、などと答えた。⁽⁵⁷⁾

高すぎる関税や、政府独占の継続による砂糖の高値、またシャム国内への米国商人居留の事実上の困難などにより、ロバーツ条約が結ばれて 5 年足らずの 1838 年頃以降、シャムに来航する米国船が途絶えていた様子が見える。貿易の自由を謳ったロバーツ条約でシャム貿易は米国人に広く開かれたように見えるが、貿易の高い参入障壁は、条約締結後しばらくして復活するか、あるいは依然として継続していたと見るべきであろう。

その背景には、バーネイ条約やロバーツ条約でいったん約束されたはずの貿易の自由を有名無実にする、シャム政府側の様々な動向があった。ことにラーマ三世は、1840 年までに、英米商人から最も需要が高い輸出品であった砂糖の王室独占を復活し、その価格は 1842 年には 40 % も高騰したという。王室独占貿易を復活させるこうした動きは 1840 年代を通じますます顕著になっていった。1849 年にシンガポールの商業会議所が英国外相に寄せた請願書では、英国商人のシャム貿易が年々新たな制限や妨害を受け、ほぼ全ての対外貿易がシャム国王と政府高官らにより掌握される結果となっていると訴えている。船幅税の重い負担のため、英国船でシャム貿易を行うことは事実上困難で、英国商人は代わりに、免税・減税が受けられる現地のシャム民間船を使って貿易に従事していたが、これもまた国王により最近禁じられたという⁽⁵⁸⁾。1850 年にマンチェスターの商業会議所が寄せた請願書では、売買の自由に関するバーネイ条約の規定は 1840 年まではおおむね守られていたものの、同年以降、砂糖の独占が復活されたのを皮切りに、チーク材の禁輸、英国商人が使える現地船を老朽化したシャム政府船に限る措置など、売買の自由と非干渉を約束した条約規定を骨抜きにする措置が繰り返されるようになっていく現状を訴えた。同様の請願は各方面から繰り返され、英国政府がこれを改善すべく、新たな使節を派遣することが求められた。⁽⁶⁰⁾

その結果、1850年8月に英国政府からシャムに使節ジェイムス・ブルックが派遣された。彼に託された条約草案にはシンガポール当局の要望が反映され、シャム全域での居留と貿易の自由、領事の任命、シャム政府が貿易妨害策をとらないことなどの規定が盛り込まれたが、交渉は完全な失敗に終わった。⁽⁶¹⁾これに先立つ1850年3月には、米国から使節ジョセフ・ベールスティアが派遣されていたが、やはり同様に失敗した。ベールスティアは1833年から米国のシンガポール（名誉）領事を務めると同時に、その傍らシンガポールに出入港する米国船の代理人として輸出入や補給を仲介したり、砂糖のプランテーションを試みたりした経歴のある商人であった。彼は1849年に、コーチシナやシャムを始め東南アジアの現地政権との間に条約を締結する米国の特使に任命され、うち、ブルネイのスルタンとの修好通商条約の締結には成功した。シャムに関しては、米国船に課される船幅税の撤廃ないし緩和や、バンコクへの米国領事設置準備の促進を訓令されていた。しかしシャム王室から侮蔑的な待遇を受け、「悪い印象を作っただけ」で退散せざるを得なかったという。⁽⁶²⁾

この間、近隣の英領シンガポールは、英国産綿製品を筆頭とする西洋商品や、アヘンを始めとするアジア商品、東南アジア諸島の各種産物などが集散する自由港としてますます発展し、同港を拠点とする西洋商会・商人らの活動は、彼らと現地商人（マレー人、ブギス人等）の間を仲介した華人商にしばしば依存しつつ、また彼らと競合しつつ、活発化していた。そうした中、アジア間貿易での引き合いが強い産物を豊富に産出し、ヨーロッパ市場で売れる産品もあり（砂糖・蘇木・象牙など）、⁽⁶⁴⁾かつまた英国綿製品を始めとする西洋商品の有力な消費地であったシャムとの間の貿易は依然、西洋船には参入障壁が高く、王室と結んだ華人のジャンク船隊に太刀打ちできない状況が続いたのである。例えば米は、食糧を自給できないシンガポールでも高い需要があったが、その輸出でシャム貴族が320%の利益を上げる一方（1848年）⁽⁶⁵⁾、西洋商人は指をくわえてこれを傍観するしかなかった。また1835年・44年・52年を通じて、シンガポールからシャムへの貿易で最大の割合を占めたヨーロッパ産綿製品の輸出（順に各年の輸出額の33%・69%・50%）はやはり、大部分が華人商の手に握られ続けた。⁽⁶⁶⁾王室に気に入られ、バンコクに居留して、シャムとシンガポール間の貿易に参入し得た英国商人も、この間ごく少数ながらいたが、それは王室の個人的恩恵に依存し、関係が悪化すればいつにでも追放され得た。⁽⁶⁷⁾シャム側から見れば、西洋人は、華人との協力関係で完結し高利潤を生んでいる対外貿易の構造においては、利潤を蚕食し得る競合的存在であり、基本的に、可能な限り排除すべき対象であったものであろう。

1-4. 1840～50年代の変化

しかし1840～50年代には、アジア間貿易に構造的変化をもたらす出来事が連鎖的に生じていく。画期となったのは、アヘン戦争と南京条約の締結である。これにより、周知のように、従来のカントンに加え、厦門、福州、寧波、上海の四港が西洋船に対して開かれた。南京条約に付属する諸協定により、五つの条約港では、商品の種類ごとに一律の、総じて低率の輸出入税が定められ、また貿易に際して旧来求められた船幅税、トン税、出入港税、その他あらゆる手数料は、トン税以外廃止されることが規定された。⁽⁶⁸⁾引き続き課されたトン税も低率のものとなり、それは南京条約及び付属協定以前にカントンで華人船に課されたトン税よりも低くなった。⁽⁶⁹⁾新たに開かれた条約港は、対中貿易に従事するシャム華人船が従来訪れていた中国沿海部の諸港のうちでも中核的な港であっ

た。それらの港にも西洋船が参入できるようになり、かつ様々な税・手数料負担の重荷から解放されたことは、シャム中貿易において華人ジャンク船が享受していた西洋船に対する優位を、中国沿海部側において突き崩すこととなった⁽⁷⁰⁾。

この潮目の変化に拍車をかけたのは、中国～東南アジア海域や中国域内における治安の悪化である。南シナ沿海域では、とりわけアヘン戦争最中から戦後にかけて、海賊の活動が活発化した。条約港の開港後、中国沿海貿易や東南アジア交易では西洋船の進出が急激に増加する一方、従来これらに従事していた福建人や広東人のジャンク船はその競合にさらされ、相対的役割を低下させていった。また貿易が条約港に集中するようになり、そこから離れた沿海部の小港の貿易は衰微に転じた。その結果、失業したジャンク船員や、生計を立てられなくなった沿海の住民が海賊活動に転じ、アヘン戦争後の海賊の跋扈という状況をもたらしたと考えられている。シンガポールにかけての東南アジア海域でも、1840年代以降、同様に海賊の活動が激化した⁽⁷¹⁾。

これは中国～東南アジア海域で活発な対外貿易を運営するシャム王室・貴族層と華人ジャンク船にも影響を及ぼさずにはいなかった。1855年に英使バウリングの一行が新たな通商条約締結のためバンコクを訪れた際、条約交渉委員の一人となった高官ソムデット・オム・ノイは、交渉開始後間もなくの時期に交わしたバウリング、パークスとの私的な会話で、イギリス人はシャム船を海賊からいかほどに守ってくれるのかと問い、当時、海賊の被害のため、シャム中間のジャンク船往來が停滞していたことを示唆している⁽⁷³⁾。また英使らが第二王プラピクラオに私的謁見をした際には、ジャンク船が海賊の危険にさらされていることから、第二王が西洋式クリッパー船を建造させ、これを中国貿易に投入するようになった動向が言及されている⁽⁷⁴⁾。船としての性能の優劣はもとより、西洋船は貨物に保険をかけられるのに対し、ジャンク船は海賊の略奪を受ければそれまでであったことも、海賊が跋扈する状況になって以降のジャンク船の劣位を際立たせた⁽⁷⁵⁾。

加えて中国域内においても、19世紀中葉には、周知のように、太平天国の乱やそれに付随する内乱が猖獗を極め、治安が悪化した。1852年、前年におけるラーマ三世の崩御と自らの即位を中国皇帝に報告するため、ラーマ四世（モンクット王）が派遣した朝貢使節が、北京から広州への帰路に太平天国の乱に乗じた匪賊に襲撃され、略奪を受けたエピソードは有名である⁽⁷⁶⁾。また1856年1月、上海駐在のプロイセン・ザクセン領事でもあった米国商人デーヴィッド・キングが、当時滞在していたバンコクから、条約交渉のためシャムに向かっているハリスに宛てて書いた書翰では、次のような経緯がつづられ、私貿易に従事するシャム華人船も、内乱の悪影響を被っていた状況がうかがえる⁽⁷⁷⁾。

二年前〔1854年〕、上海が皇帝軍によって占領された際、全ての中国船は上海に来るのを禁止されたが、シャム船数隻は、この禁令を知らずにいつものようにやって来て、いつものように中国船と同様に扱われ、ただちに中国側役人に拿捕され、貨物没収を宣告された。貨物に利害関係を持つ中国人の一人が興奮してやって来て、私〔キング〕に、プロイセン領事として仲介して欲しいと請うた。交渉の結果、船の解放がついに認められ、シャム船は米国船と同様に扱われ、私が保証人となり、彼らは諸税を支払った⁽⁷⁸⁾。

こうした諸々の状況を背景としてであろう、またこの時期、シャム域内で作物の不作年がたびたび続いたことも相まって、1840年代から1850年代初期にかけては、シャム経済は不況に陥った。

シヤム中貿易の利潤は低迷し、⁽⁷⁹⁾ 徴税請負による税収も減少したのである。⁽⁸⁰⁾

1-5. シヤム側対応

こうした中、シヤム側では様々な動きが生じていく。一つは、これまでジャンク船で行われてきた対外貿易に西洋式横帆艤装船を導入していく動向である。王室の対外貿易に西洋式船を用いるのは、インド、マカオ、ペナン、シンガポールなどの交易においては、ラーマ二世王期（1809～1824）に既に行われ始めていた。⁽⁸¹⁾ ラーマ三世王期の1830年代には、イギリス人・ポルトガル人の影響の下、時のプラクラン兼プラカラーホームの息子チュアンが監督する形で、西洋式船の造船が行われるようになり、シンガポールやマカオへの王室貿易船として投入されたり、軍艦として用いられた。⁽⁸²⁾ 1838年から54年にかけて、シヤムからシンガポールに來航する西洋式の貿易船は、それ以前の一桁台から13隻～37隻へと増加しつつあったが、それらの多くはシヤム国旗を掲げ、王室や貴族の船が多かった。⁽⁸³⁾ 南京条約締結後の1840年代以降、中国沿海部への貿易でジャンク船が享受していた制度的優位性が崩れると、ここにも西洋式船がシヤム側イニシアティブで導入されるようになる。1855年までには、対中貿易に従事するシヤム船の5分の4が西洋式横帆艤装船に置き換えられた。⁽⁸⁴⁾

ハリスがバンコクでの長い居住歴を有する米国人宣教師から提供を受けた、ラーマ四世とその側近たちに関する覚書では、上述のチュアンを時の首相として指し（チュアンはラーマ四世の下でプラカラーホーム職を父から受け継ぐ）、「大変な能力と鋭敏な洞察力を持ち、シヤムの敏速と計略をまさに体現する人物、大変なエネルギーの持ち主」である彼の「進取の気性」により、シヤムが有していたジャンク船群は、「ここ16年の間に」、「無数の横帆艤装式商船」によって取って代わられたと記している。⁽⁸⁵⁾ また上で言及したが、1855年対シヤム交渉時のパウリングの日記には、第二王がジャンク船の海賊被害を念頭に、「中国貿易のため現在、700トンの積み荷を積めるクリッパー船を建造している」動向が書き留められている。⁽⁸⁶⁾ パウリングやハリスの訪問当時、シヤム王室・政府高官らは、中国～東南アジア海域における海賊被害や西洋式船の競合に直面する中、対策を講じる最中の過程にあったものと見てよいであろう。

さらなる動きは、新たなラーマ四世の即位と連動して現れた。1851年、ラーマ三世が崩御し、異母弟のモンクットが四世王として即位した。先述の米国人宣教師のハリス宛て覚書（註（85））では、四世王即位の背景・経緯が次のように記されている。

1825年に突然亡くなったシヤム王〔ラーマ二世〕は、その長男〔ラーマ三世〕によって継がれた－彼は国王の劣った妻たちの一人から生まれたが、王妃の息子であり正当な後継者である二人の弟たちの継承権にもかかわらず、王位を掌握した。二人のうち、年長のChau Fa Mongkut王子は僧侶の道に入り、勉学に身を捧げ、シヤムの聖なる言葉であるパーリ語やサンスクリット語、またラテン語や英語、数学、天文学の知識を獲得した。若い方のT. Mom Fanoi王子は、政府で高い地位にありつつ、ヨーロッパ人やアメリカ人との交流を好み、彼らから英語、軍事、航海、器械学の豊富な知識を習得した。彼らの王兄は、27年間の治世の後、ついに1851年4月に亡くなり（ベールスティア氏やサー・ジェイムズ・ブルック氏の使節が不成功に終わった年〔原注〕）、老プラクラン（最近亡くなった〔原注〕）でありシヤムで最も

勢力のある一族〔後のブンナーク家〕の長の影響力を主に通じて、Chau Fa Mongkut 王子がシャム王〔ラーマ四世〕とされ、彼の弟 T. Mom Fanoi 王子は第二王とされた。⁽⁸⁷⁾

ここに垣間見えるように、モンクット王と第二王の兄弟は、即位に先立つ四半世紀間に、フランス人神父や米国人宣教師らと交流を重ね、彼らの教授や読書を通じて、高度の英語力と学術知識を習得した。モンクットはこの間、世界情勢に関する情報収集の習慣も身につけ、シンガポールや香港から英文の新聞や雑誌などを取り寄せては常に目を通し、また英領海峡植民地総督ウィリアム・ジョン・バターウォースやシンガポールの有数の英国商社経営者などを含め、一連の名士らと直接文通を交わす関係を築いた。⁽⁸⁸⁾

モンクットの王位継承が内定し、ラーマ三世の崩御が迫っている時期に、バンコク在住の米国人宣教師ウィリアム・ブラッドリら数名の宣教師が僧侶としてのモンクットをその寺院に最後に訪れた際には、彼は訪問者を「いつものように」親切にもてなし自由に会話を交わす中で、即位後の抱負を語った。⁽⁸⁹⁾ その中で彼は、「米国や英国の使節が今シャムを訪れるのならば、彼らは親切にもてなされ成功するであろう」との言を公にすることを宣教師らに許し、「彼らが昨年受けた扱いは全て一人の人間に依っている」と言及したという。⁽⁹⁰⁾ 「彼ら」とは、1850年に来訪したバールステリアとブルックを指すものであろう。

その後、シンガポールの英字紙『ストレイト・タイムズ』には、即位したモンクット王の意向を受けて、1851年4月、今回の王位継承の経緯とその正当性根拠を記した記事が、ブラッドリの手紙という形で掲載され、⁽⁹¹⁾ その末尾には、上記の経緯を踏まえてであろう、両王が「英米人の友」として新しい政策に乗り出す見込みであり、英米政府は今こそ新たな条約を結ぶべく使節を送るべき好機が来ており、その然るべき望みはただちに許されるはずであるとのブラッドリの見解が示された。⁽⁹²⁾ 一方、モンクット王自らが同じ頃、英領海峡植民地総督バターウォースに宛てた書翰でも、新たな条約を結び、外国人との貿易などの条件を前王の時代よりも改善する意図を自身は有しているが、使節の派遣は前王の葬儀が終わるまで待つて欲しいと言及され、⁽⁹³⁾ 親西洋的な政策への転換の可能性が示唆されている。

そうした示唆に呼応するように、1851年中には、西洋人のシャムでの貿易・滞在に関連して、幾つかの規制が緩和された。西洋船への船幅税の廃止、輸入税の一部引き下げ、西洋居留民の行動の自由の拡大、米の輸出の解禁などである。従来輸入禁止とされていたアヘンも、華人の専売人に対してに限定して、輸入・販売が解禁された。⁽⁹⁴⁾

ただしこのアヘン輸入解禁の措置は、華人と連携したアヘンの徴税請負制度の導入と連動しており、僧侶生活が長く脆弱な財政基盤しかなかったモンクット王自身の経済力強化を狙う意味合いが強かったものと指摘されている。⁽⁹⁵⁾ 1854年には、豆・胡麻・エビ・魚醬など一連の品目が、新たに華人の徴税請負に出された。その理由は、政府の高い歳出に比して、シャム中貿易からの歳入が減少していたこと⁽⁹⁶⁾にあったとされる。

1851年という即位の年にモンクット王が見せた一連の動向は、西洋人との競合や排除ではなく、彼らとの共生へ向けた動きの端緒として、注目すべきであろう。その4～5年後に結ばれることになるバウリング条約やハリスの条約も、その延長上に位置づけられる動きと見られる。

しかし西洋人の対外貿易参入を、既存の利益を蚕食するものとして敵視し、これを排除しようと

する習慣が、この間やはり根強く続いていた様子も見逃せない。それを示すのが、先に引用した米国商人キングのハリス宛て1856年1月28日付バンコク発書翰の続き部分である。そこでは、内乱で封鎖中の上海港に來航して貨物を没収されたシャム船が、キングの仲介により難を逃れた前述(107頁)の経緯がつづられた後、やがてモンクット王からキングへ懇切な感謝の手紙が送られ、〔上海における〕王の領事兼通商代理人になって欲しいとの依頼がなされ、これを機縁に、キングがシャム船でシャムを訪れることになる経緯が記されている。

それによれば、キングはバンコクで「首相 Prime Minister」の家に泊められ、両王との公式謁見に招かれ、メコン川流域や周辺地域を見物

して廻るために国王の蒸気ヨットや王室の象を提供され、客人として大いに歓迎されたが、彼が「国の産物の物色に注意を向け始めると、感情的に妨害された」。曰く、モンクット王は「全ての外国人、ことに米国人」に対して好意的であるが、国は実際は、「策略に富む貪欲な狐」である「首相」に支配されている。王はその一族により王位に据えられたので、彼らは国のあらゆる重要なポストを押さえるまでに富と影響力を増し、「それら全ての富と勢力を持ちつつ、彼らは外国人に極めて嫉妬深い」とキングは述べ、その外国人の扱いの実例を挙げている。それによれば、シンガポールから木材を求めて來航したある英国人は、木材貨物を積んで出港手続きをとろうとするや足止めを被り、この間「首相」がただちに全く同様の貨物を準備し、その船がシンガポールへ向けてとうに出発した段階になり、ようやく出港を許された。また1855年10月にカントンの米国商会ハード社が米を求めて船をシャムへ送ると、船倉の半分までの米貨物の輸出しか許されず、それ以上は拒否されて、代わりに首相が利害を持つ貨物を引き受けなければならなかったという。

ここで話題になっている「首相」は、第二・第三章で見る英シャム・米シャム交渉をシャム側で主導した人物で、バウリング、パークスやハリスの史料では、首相またはプラカラホーム Phra Kalahom と呼称され、その本名は前述(108頁)のようにチュアンであった。彼の父親はラーマ三世王期からチャオプラーヤー・プラ克蘭(大蔵卿)兼サムハ・プラカラーホーム(南部・兵部卿)を務めたシャム国家最高位の官吏で、英シャム交渉時の史料ではソムデット・オム・ファイ Somdetch om Fai(バウリング日誌)又はソムデット・オング・ヤイ Somdet Ong Yai(パークス

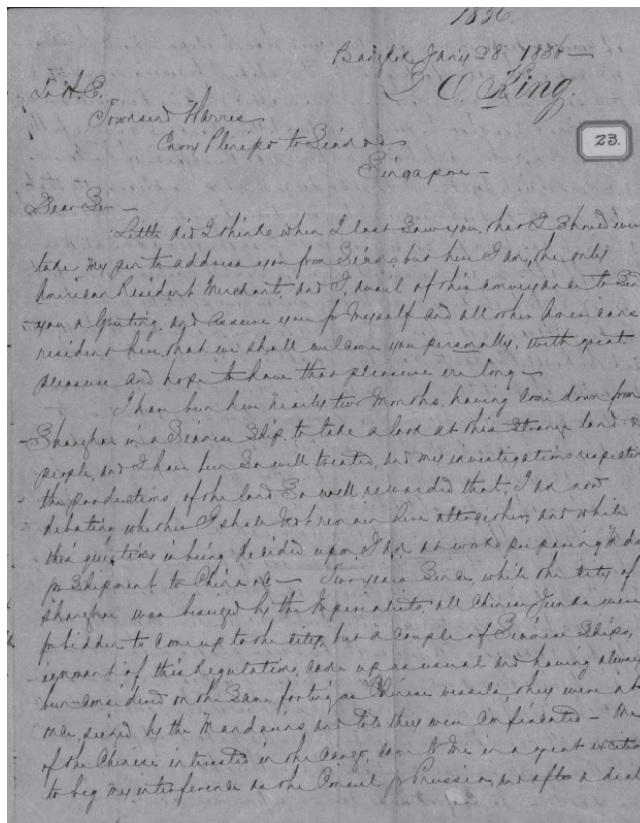


図1 キングのハリス宛て1856年1月28日付発書翰(第1頁)(註97)

日誌)として登場する(本名はデイト)。彼は英シャム交渉で、弟タット(王都バンコクの財務・諸事業を統括。英米の史料ではソムデット・オム・ノイ Somdet [Somdetch] Om [Ong, Oong] Noi と呼称)、二人の息子チュアン、カムと共にシャム側全権に任命されたが、1855年中に間もなく亡くなり、その後はチュアンがサムハ・プラカラーホーム職に、その異母弟カムがブラ克蘭職に任命された。後にブンナークを姓とするこの一族は、シャム国家の枢要な官職を占めていた。⁽⁹⁸⁾

書翰では、キング自身の経験もつづられている。例えば、シャムの豊富で多様な産物の産地を実際に見たいと、バンコクの北東120マイルの内地を訪ねる許可を求めたところ裁許されず、「私が自由に動き回るのを許されれば国の全ての貿易をさらう」かのように見なした「首相」が最も強硬に反対したと後に知ったという経緯。訪問を希望した内地へのルート上で、最近発見されたと聞き及んでいた石炭の大きな鉱山を見たいとキングは望んでいたが、間もなく、その鉱山で見込まれる産出は「首相」の独占下に置かれる手続きがとられたという経緯。キングが経営する商社の支社をバンコクに設立するため一片の土地を購入したいと王に申し出ると、宮廷中の王族・貴族が耳を傾ける中で、王はそのように取り計らわせたいと述べたが、その後話は進まず、やがてキングが目していた土地が買い占められ、高値につり上げられたという経緯等々である。

排斥された側の記録が被害を誇張して表現している可能性は考慮するべきであろうが、記述の具体性からして、シャムの政治経済を牛耳っていたブンナーク家一族が、バウリング条約が締結された前後の時期にあっても、シャムの産物から利益を吸い上げる構造への西欧人の参入をライバル視し、これを可能な限り排除しようとする傾向を有していたことは、読み取っていいと思われる。かつ彼らは、刻々と変化する情勢に応じて次々と先手を打ち、新参の西洋人ではなく自らの掌中に利益が確保されるようにする計策に極めて敏速であったことが見て取れる。南京条約後、中国沿海部との貿易船をジャンク船から西洋式船に切り替えるに当たって、キング書翰中の「首相」-ブンナーク家のチュアン-が主導的役割を果たしたという上述した経緯(108頁)も、うなづけるところである。と同時に留意されるのは、キングに上海駐在のシャム領事・通商代理人を依頼したり、彼を国内に招いて好意的にもてなし、支社設立のための土地購入を許すのにもやぶさかでなかったことがうかがえるモンクット王の動向である。

総じてバウリング条約の締結前後、そしてハリスの来訪前夜には、モンクット王の新たな治世下で、西洋人との共生へ向けた政策の端緒が見え始める一方で、彼らとの競合関係を前提とし、既存の利益構造や新たに生ずる利益源の最大限の独占を図って彼らを排除しようとする動向も継続し、それらがせめぎ合っていた模様がうかがえる。

②……………英シャム交渉—米シャム交渉との比較の観点から

以上の背景を踏まえつつ、本章ではハリスの条約交渉の前提となった英使ジョン・バウリング卿の条約交渉経過を、米シャム交渉を理解するために必要な範囲で再構成する。その際には、バウリングの著書『シャム王国とその人々』に収録される彼の日誌と、イギリス外務省文書に残る英シャム条約交渉中の随行秘書官ハリー・パークスの未刊行日誌を基礎史料とし、その他、適宜典拠を記す。⁽⁹⁹⁾
⁽¹⁰⁰⁾

2-1. 英使のバンコク訪問の事前準備

英シャム交渉の前提として留意すべきは、モンクット王とパウリングが、条約交渉以前から書翰のやり取りを通じて交友関係にあったことである。その始期は定かではないが、モンクット王がパウリングに送った1854年7月18日付書翰では、「閣下の私との以前の通信は私的なものと見なされ、その内容は私の大臣たちには知らされていなかった」と言及しており、それ以前から二人が私的通信をやりとりする関係にあったことがうかがえる。⁽¹⁰¹⁾これより先、1852年にモンクット王が即位を報ずる朝貢使節を中国に送った際には、往路でシャム使節がパウリングの勧めにかかわらず香港を訪ねなかったことについて、パウリングがモンクット王に手紙を送り、それを受けてモンクット王が使節に、帰路では彼を訪問するよう指示して会見が実現した経緯がある。⁽¹⁰²⁾

上述の1854年7月18日付モンクット王の書翰は、パウリングがそれ以前に記していた、英国女王から駐中全権及び貿易監督官並びに香港総督、さらに対シャム条約交渉全権に任命されたことを伝える同年4月5日付モンクット王宛て書翰に対する返信として記され、その中で王は、知らせを受けた喜びを表明するとともに、パウリングがシャム訪問に当たりあらかじめ行っておくべき手順を懇切に説明して依頼している。⁽¹⁰³⁾曰く、シャム訪問の少なくとも2～3ヵ月前までには、閣下の訪問と同行する艦船の数及び従者の人数を知らせる公的な書翰を送って欲しい、その書翰はまずプラクランにより受領され、その後内容が王である自分に知らされるが、外国からの書翰の内容が政府高官らにより信用・尊重されるにはこの手続きをとる必要がある、そうすることで、閣下と従者たちを相応しい名誉と尊敬をもって持てなすための適切な準備が可能になる、と伝えている。かつまた王は、上記の公的書翰と併せて自分宛てに私信も送り、その中で、訪問の性格と結びたい条約の内容をあらかじめ伝えて欲しい、そうすればその内容を政府高官たちと事前に協議でき、到着後の交渉がよりスムーズになるからと要請している。

それを受けパウリングは、シャムの両国王宛てに公的書翰を送り、それにはモンクット王の依頼通り私信も付され、かつまた米国使節がシャム訪問を予告するプラクラン宛て書翰も一緒に送付されたことが、その後モンクット王から送られた1854年12月27日付パウリング宛て私信から分かる。同私信では、これらの書翰がバンコクで然るべく受領され、王弟（第二王）や大臣らの把握するところとなり、高官一同が喜んで閣下の名誉あるもてなしを準備していることを伝える公的な返信が送られた経緯が伝えられた。⁽¹⁰⁴⁾

こうした入念な下準備を経て、英国女王全権（Her Britannic Majesty's Plenipotentiary）パウリング卿らの一行を乗せた英艦ラトラ号は、1855年3月24日にメナム（チャオプラヤー）河口沖に到着した。パウリングはただちに、自らのバンコク到着を準備させるため、随員のパークスと息子ジョン・C・パウリング（以下、息子ジョン又はパウリング・ジュニアとする）を先発派遣した。⁽¹⁰⁵⁾ラトラ号付属のカッター船でメナム河口に入ったパークスらは、シャム側の水先案内人やボートの助力で河口の砂州を越え、税関と要塞のあるバクナムに3月26日に着き、バクナム長官や要塞司令官らに会った後、プラカラホムの弟でバクナムのある省の長官というChow Phaya Mongkri Suriwongに面会した。彼は外国蒸気軍艦到着の知らせを受けて派遣されてきたということで、ハンター氏という政府通訳もこれに同行していた。翌27日、英使応接のため準備されたパ

クナムの接遇所で、パークスらはこの省長官らの正式のもてなしを受ける。そこでは中国の内乱と海賊の状況のためシャム貿易が大いに損害を被っていることなど、近年の情勢について会話が交わされ、省長官は、英使同様に訪問が当時予告されていたフランスとアメリカの使節の動向を照会した。パークスは、仏使は軍艦が用意できないため、米使は中国からの離任のため、いまだ到着していないことを伝えている。⁽¹⁰⁶⁾

続いて28日にはプラカラホム（前述サムハ・プラカラーホーム職のチュアン。以下プラカラホムとする）自身がパクナムに來訪し、弟の省長官と共にパークスらと面会して、英使側が望むラトラー号のバンコク遡上を認めるかどうかという問題や、英使がコーチシナとも条約を締結するつもりかどうかなどについて、やり取りを交わした。その中で彼は、シャムの対外貿易力は、耕地面積の小ささ、人民の勤勉や起業精神の不足などにより極めて限られており、国力があまりにも違う英シャム間に大きく有益な貿易関係は生まれようがないとの見解を述べている。⁽¹⁰⁷⁾

なおこの間、同じ28日には、メナム河口沖に碇泊するラトラー号上のバウリングの下を、三人のシャム側高官（一人は英語話者）が訪問し、モンクット王の贈り物として、豊かな装飾を施した一連の銀の盆に載せたたくさんの果物類を届けると共に、金装飾の壺に入れられた王の親書をもたらしした。その後はさらにもう1隻のボートが來訪し、第二王の使者というディック大尉 Captain Dick が、大量の食糧（鳥、鴨、豚、卵、米ほか）を乗組員用にと提供するとともに、パークスらからの中間報告の書翰を届けている（BJpp.251-252）。

さて翌29日、パークスらはシャム側が用意したボートでパクナムを出発し、バンコクへ到着した。彼らが案内されたのは「英館 British Factory」と呼ばれるヨーロッパ式の建物で、それは、パークスに伝えられたシャム側説明によれば、政府通訳ハンターの父親がかつて住まい、その死後は何人かの英国商人が居住したが、現在は住人がなく、英使バウリングの來訪に備え、国王が最近増築・改装をしたという宿舎であった。その後パークスは、プラカラホムの別の弟が務めるブラ克蘭を儀礼訪問した。ブラ克蘭は英米の史料では「外相」(Minister for Foreign Affairs)と見なされている。彼は英使訪問の目的は友好を表明するためなのか条約を交渉するためなのか、もし後者の場合はどれくらいバンコクに滞在するつもりなのかと尋ね、パークスが、現在の友好を強化するために修好通商条約を結ぶのが目的の一つであり、滞在期間はシャム側大臣らの対応によると答えると、ブラ克蘭はプラカラホム同様、シャムには大した貿易がないと述べている。⁽¹⁰⁸⁾

一方同じ29日には、バウリングの下を、英語を流暢に話すシャム人が王所有の船に乗って訪れ、大量のココナツやプランテン、砂糖、茶などと共に、プラカラホムからの手紙を届けた。それは彼がバウリングに会うためパクナムに下ってきたことを伝え、またラトラー号のバンコク遡上を認めつつ、バウリングら一行はパクナムから（英艦ではなく）シャム国王の御座船でバンコクへ移動して欲しいと依頼するものであった。翌30日には、プラカラホムの息子 Khun-Pra-Nai-way Voronal と第二王の使者 Phin Lorin Racha-sing が、英語を流暢に話すアルメニア人 Captain Joseph を連れてラトラー号を訪問し、経験豊富な水先案内人を二人連れてくると共に、バウリングと朝食を共にして談笑した。さらに同日午後にはモンクット王の使者が來訪し、豊かな浮き彫りを施した金盆に載せた2通目の親書をもたらしした。そこには王がバウリングを待ち受けていて到着を喜んでおり、見せたいものがたくさんあるので長く逗留して欲しいとの旨が書かれ、併せて乗組

員用に、砂糖10袋や干し魚・鹿肉10袋、パウリング用に高級茶や保存食などがもたらされた(BJpp.254-256)。

この間、パークスらはバンコクで二人の米国人宣教師らとも会った後、31日にシャム側ボートで再びパクナムに戻り、そこでプラカラホムと再び面会した。彼は、英使側がどんな条約を要求したいのか、提案の草案を示して欲しいと促したが、パークスは、それは英国全権パウリング卿の交渉が始まるまでできないと答え、その他、英使一行のバンコク到着から2～3日後に予定されているという国王への謁見の儀礼について交渉が行われた。その中でプラカラホムは、英使の拝謁位置として王座からかなり離れた位置を指定し、それがクローファードやバーネイ、ロバーツ、それに他の外国(アジア)使節の拝謁位置であったと理由付けた。パークスは、過去の使節の前例は英国女王全権パウリングのランクにそぐわないものであり、参照されるべき唯一の前例は、1685年にシャム宮廷〔アユタヤー朝〕で接遇されたフランス王ルイ14世の公使の謁見儀礼のみであると反駁する。プラカラホムはこれを受け、この問題の決定権は国王にあり、国王が大臣らと協議して決めるだろうと述べた。翌4月1日、パークスらはパクナムを出発し、ラトラ号に復命した。⁽¹⁰⁹⁾

このように英使パウリングのシャム訪問は、モンクット王とパウリングの間で重ねられた書翰のやり取りと随員らの下交渉という、二重の準備段階を経てセッティングされた。後述のように、これらはいずれも、米使ハリスは踏み得なかった過程である。

2-2. 英使のバンコク訪問と条約交渉

4月2日、パウリングやパークスらを乗せたラトラ号は、砂洲を越えてパクナムに着き、21発の礼砲が英艦とパクナム要塞の間で交わされる中、プラカラホムの弟で省長官のスリウォンが乗艦して、パクナムの接遇所でのプラカラホムによる英使接遇が翌日に定められた。

3日、パウリングは随員と英艦士官らに伴われ、ラトラ号が17発の礼砲を放つ中、パクナムに上陸した。一行は上陸地点で、ポルトガル人の子孫でバンコクのキリスト教徒を管轄し、モンクット王のセポイ軍団司令官を務めているというシャム側高官 Phya Wiset Song Khrom に迎えられ、通路の両脇に二列に整列したセポイ兵がイギリスの国歌に当たる“God Save the Queen”を演奏する中、英使接遇儀礼のため特別にしつらえられたという接遇所に入った。パウリングらは、大勢のシャム側役人らが接遇所内の広間を埋め尽くしひれ伏す中、プラカラホムによって出迎えられた。交わされた会話では、パウリングが冒頭、アメリカ・フランスの全権らも一緒に来ようとしていたものの、彼らは遠征に参加できないことになり、シャム王や貴族たちへよろしくとの伝言を預かっていると述べた。プラカラホムはこれに対し、英使の到着が遅れて米使使節が先に着くのではと懸念していたが、英使が無事に先に着いたので、パウリング卿がシャムと西洋間に開かれるべき新たな関係の開拓者となり、それがシャムにとっても満足すべきもの、かつ今後他の西洋列強によってなされる要求も満たすに十分なものになることを信じていると答えている。この他、交渉のシャム側全権の任命についてもやり取りが交わされ、接遇所での対話は終了した。この後プラカラホムは、ラトラ号のパウリングを答礼訪問し、この際、シャム湾に巣くっている中国人海賊の現状に言及し、シャム人の若者たちが英艦上で航海の伝習を受けられればという希望を述べている(PJfol.224-227)。

同日正午、バウリング一行のバンコクへ向けた出発準備が整った。英国使節団のパクナムからバンコクへの遡上のため、シャム政府の御座船が10隻準備され、うち1隻は特別大きく豊富な金箔で装飾され天蓋とカーテンが付いたきらびやかな御座船で、全権バウリング用、他9隻はより小さく装飾が少ないもので、随員や英艦の士官らの乗船用、そして荷物運搬用であった。バウリングの日誌では、漕ぎ手は総勢約500人いたと推定されている(BJp.264)。夕方6時半、一行は準備された「英館」前に到着し、プラクランを筆頭とするシャム側高官に迎えられ、夕食を振る舞われた。英館ではまた、モンクット王の小姓二人が王の親書を持って待ち受けており、バウリングらを王との私的謁見に招待した。また公的な謁見の儀礼についても話し合われ、英使の要求で、シャム王族に次ぐ、最高位のシャム貴族と同等の拝謁位置で彼が謁見に臨むことが合意された(BJpp.263-268; PJfol.229)。

4月4日午前には小姓が王の親書を持って再び現れ、バウリングらを、同日夜8時の王との私的謁見に招待した。昼過ぎにはラトラ号がパクナムから遡上してきて、国王のため21発の礼砲を轟かせながら、バンコクよりやや下流のパクラット Paklat 要塞付近に碇泊した。夕方には第二王の使者として、元英国陸軍将校という Captain Knox が英使を訪ね、6つの大盆に満載の果物類とともに、第二王の親書を届けた(PJfol.228-229)。

同日晩、バウリングはパークスと息子ジョンを伴い、王の迎えの船に乗って、私的謁見に赴いた。メナム河の上陸地点からは、装飾された椅子駕籠(8人担ぎ)が準備されており、松明を掲げる数百人のシャム側従者に付き添われながら、一行は宮殿へと向かった。宮殿の城壁に接する建物に着くとプラカラホムの弟が一行を出迎え、やがて金の水差しに入った水と共に王のメモが届けられ、バウリングのみ一足先に来るようにとの王の意向を伝えた。かくしてバウリングは先に宮殿内に通され、待合の間で15分ほど待つと、王直筆の通行証と親書が届けられ、それを持って彼は護衛を通り抜けて私的謁見の間に通された。モンクット王は、深紅の衣装と宝石を散りばめた帽子、金のベルト、浮き彫りと宝石で装飾した短刀を身につけ、きらびやかな王座に座っていた。王は対面のテーブルの向側にバウリングを座らせ、「私たちの友情は古くからのもの」で、使節を大いに歓迎すると述べ、煙草を手ずから渡し、リキュール酒、茶、菓子が供され、しばらく談笑した。その後パークスと息子ジョンが通され、王の握手で出迎えられた後、やはり王の向側の席が用意された(BJpp.269-271)。

その後王は会話の中で、シャムへ派遣された以前の英国使節らに言及し、クローファード氏とバーネイ氏はシャム政府がヨーロッパ諸国について不完全な知識しか持たない頃に派遣され、ジェームズ・ブルック氏の来訪は前王が病気で対外問題を気にかける余裕がない折悪しい時期に当たっていたと述べた上で、バウリング卿は女王陛下の全権をもって派遣されており従前の使節とは地位が異なると続けた。そして大臣らにこれを明らかにした上で、ジョン卿と同等の権限を持つ委員らを任命するつもりで、それは、ソムデット・オム・ファイ、ソムデット・オム・ノイ、プラカラホム、そしてプラクランを考えていると述べた。これを受けバウリングが、委員らとの条約交渉を始められるよう、公的謁見の日取りを早めに決めて欲しいと要望すると、王は、公的謁見のため遠方から高官ら呼び寄せるので4月9日以前には設定し難いと述べ、その間、プラクランと予備交渉をして構わないとした。この際王は、提案されるイギリスとの条約がシャムを他の西洋諸国と

の困難に巻き込んだり、敵対する隣国ビルマやコーチシナに対するシャムの立場を弱めたりしないことを信じているとも言及している。また英シャム間の関係を強化するため、イギリスに使節を送るつもりであると表明し、とるべきルート、派遣の方法、待遇についてパウリングに照会した(PJfol.230-231)。

翌4月5日、パウリングの指示でパークスらが条約の予備交渉のためプラ克蘭を訪ねると、後者は前夜の王の意向を聞いておらず交渉開始に消極的で、王宮に行って王の意向を確かめ同僚と協議してみるとのことであった。一方英館には王の小姓が再来し、パウリングを翌日夜の再度の私的謁見に招いた。プラ克蘭は夕方、英館を訪問した。そこでパウリングが条約の主要不可欠な条件を説明すると、彼はこの問題についての交渉権限を未だ与えられていないと述べ、プラカラホムと協議するのが最適であり、夜に訪問するようパウリングに促した(PJfol.231-233)。

こうして同日夜、パウリングはパークスら随員と英艦の将校数人を伴ってプラカラホムの大邸宅を訪れ、紅茶、コーヒー、砂糖菓子などでヨーロッパ風のもてなしを受けた後、プラ克蘭も同席する中、協議が行われた。この中でプラカラホムは注目すべき見解を述べている。冒頭、彼はまずパウリングに、予定する条約は誰のために結ぶのか、イギリスの利益のためなのか、シャム政府の利益のためなのか、それともシャムの人民の利益のためなのか、と尋ね、パウリングが、両国民の相互的利益のため、そして全ての関係者の全体利益のためと答えると、プラカラホムは次のように語った。曰く、シャムの徴税制度は人口の貧しい生産民に最も抑圧的で、ほとんど全ての商品には重税が何重にもかけられ、例えば砂糖は栽培、収穫、輸送、輸出のたびに課税される。徴税請負人を通じた徴税の方法が、こうした税の負担を一層重くしている。人民は重荷から解放され、産業が奨励され、彼らの生産品のため市場が作られるべきである。しかし大臣がこれを試みようものなら、現在の有害な体制の保存に利害を持つ高官や無数の貴族や専売人たちがただちに大騒ぎを起こすだろう。ついては閣下〔パウリング〕は問題を慎重に考慮し、シャム人民の利益を思ってくれているなら、王に対しあなたの影響力を行使し、必要なラディカルな変化を起こして欲しい、と(PJfol.233-234)。

パウリングはその意見表明を賞賛し、両国民の幸福のために王に働きかけることを約して、続けて提案する条約の諸点が協議された。ここで、古い船幅税の廃止とその代わりに公平な輸出入税の導入が合意され、シャムに貿易に来るイギリス人が土地・家屋を借用・売買する権利も認められた。しかし領事の任命、ことに貿易が成長する以前に領事がバンコクに着任することについては、プラカラホムは強く反対した。これは王が反対しており、もし領事がシャムに任命されるなら、コーチシナも領事を受け入れなければならないというのが王の見解であると、彼は述べている(PJfol.234-235)。会談でプラカラホムはまた、イギリスがコーチシナとも貿易を開くべきと強調し、イギリスがシャムのみと条約を結んだ場合、コーチシナではシャムがイギリスに譲歩したと喧伝するだろうと王が懸念していると伝えている(BJp.275)。

翌6日にはパウリングらは、前ラーマ三世の治世でプラカラホム兼プラ克蘭を務めていたソムデット・オング・ファイを訪問した。彼は現プラカラホムの父親で、既に官職を持たないが、予定された条約全権委員のうち、最高位で最大の影響力を持つ貴族と、パウリングらにより見なされている。プラカラホム、プラ克蘭も同席する中、老ソムデットが王の条約交渉全権に任命されるこ

とについてバウリングが祝意を表すると、彼は任命の件について王からまだ聞いていないと述べ、条約の話題を退けたという。彼は、貿易は富の源泉と話し、中国、シンガポール、ジャワと交易している5隻の船を有していると言い、中国で厦門領事を務めているパークスに、彼の船が厦門に行ったら保護して欲しいと依頼した (BJp.278)。しかし彼は、同席する息子たちが興味を示す話題には関心を持たず、その様子をパークスは、「年齢のせい以前に精神力が減っているようだ」と書き留めている (PJfol.237)。この後始まっていく条約交渉においては、老ソムデットは、4月9日の初会合のみ出席し、その後は「重病」のため姿を見せなくなり、間もなく他界することとなる。

その夜、バウリングは王との私的謁見に再び招かれた。二人だけで会いたいという王の意向を受け、パークスらは同行していない。出迎えには再び数百人の松明を掲げた従者が付き添い、宮殿でバウリングを迎えた王は、彼を私的居室に連れて行った。そこには美しい振り子時計や時計、ヴィクトリア女王とアルバート公の彫像、見事なバロメーターや温度計などがあった。王はさらに奥の部屋を案内して回り、それらの部屋には中国製陶磁器セットやその他の高価な装飾品、また多数の新しい英語の書籍などがあった。次いで王はバウリングにシャム史を語り、少年少女が演奏するシャムの音楽を聴かせ、その後さらに、かしづく貴族らの間を縫いながら、バウリングの手を引いて、謁見の間を始めとする宮殿内を案内した。王はこの間何度も、バウリングに対する個人的尊敬を確証しつつ、仏教の教義やヨーロッパの最新の天文学的発見について語ったという。また王は併せて、来たる12日に主要な寺院の一つへと国家の祈祷行列を催すので (後述)、バウリングに参加して欲しいと依頼した (BJp.278-280)。一方条約については、大臣たちに任せたとあって、「大臣たちはまだ王の委託を受けていないと言っているのに」という英使側の内心の不満とは裏腹に、王が交渉の進展についてあまり関心を示さなかった様子を、バウリングから経過を聞いたパークスは日誌に記している (PJfol.237)。しかし一方で王は、コーチシナの件を何度も持ち出し、シャムとの条約後コーチシナも訪れ条約を結ぶようバウリングに約束させようとした (BJp.278)。

翌7日は王の小姓二人が英館を再び訪問し、ラトラ号の英館前までの遡上と公式謁見の際の使節による帯刀の是非が議論された。いずれもバウリングの希望が受け入れられ、王が当初は反対していた、英艦の英館前までの遡上と碇泊が認められるとともに、ルイ14世の使節が帯刀を認められた17世紀の数少ない先例の適用へと譲歩がなされている。これを受け、その日の夕方にはラトラ号が英館前に移動して碇泊した (PJfol.238)。

次いで英館には小姓と入れ替わりでプラカラホムが来訪し、前日からの一連の経過を伝えた。曰く、前日はほぼ一日宮殿にいたが王は条約につき自分にいまだ何ら指示を出しておらず、今朝、公的謁見を条約締結後に延期したい王の意向が伝えられ、条約交渉委員は王の弟 (異母弟) であるウォンサーティラートサニット親王 (以下、ウォンサ親王とする) を加えて5人に増え、来たる9日にソムデット・オム・ファイ邸で条約交渉委員らと英使の会合が予定されている、と。次いでプラカラホムは、現在の徴税請負ないし独占権から引き出される歳入は全てソムデット・オム・ノイが管轄下に置いているため、彼から最大の異論が呈される見込みで、バウリングが彼に断固とした強い調子で臨まない限り、貿易制限の撤廃への障害は克服できないと伝えている。と同時にプラカラホムは、王が小姓を使ってバウリングと公的要件につき連絡をとっていることに不快感を示し、これらは大臣の手を通すべきで、英シャム間で協議すべきことは全て自分とバウリングの間で完全な

解をしていることが不可欠であると述べた。これを受けパウリングは、プラカラホムの率直な説明に謝意を表した上で、彼から徴税請負と独占権に関する詳細情報を聞き取り、英国側が要求したい条約条件を知らせるため、パークスと息子ジョンが彼の邸宅を訪問するよう指示し、夜にそのための初会合が行われることとなった（PJfol.238-239）。

同日夜、パークスらはプラカラホーム邸を8時に訪問し、深夜2時まで滞在して会合が行われた。そこでプラカラホームは、独占体制とそれによる政府の歳入額、その生産への影響と、独占体制のため増減が激しい国内の生産量などについて情報をパークスらに提供し、ただし徴税請負と歳入を管轄している叔父のソムデット・オム・ノイの秘密主義のため、情報の正確性・厳密性は留保せねばならないとした。これに関し彼はまた、叔父の金策を彼が最近おおよげに糾弾したため、両者の間に抗争が起こり、その対立はまだ癒えておらず、以来叔父の秘密主義は高じていると伝えている。プラカラホームはまた、シャム船・華人船に課される船幅税の様々な率や、華人船が産品を輸出する際の関税率について情報提供を行った（PJfol.240）。

翌8日、次の日の条約交渉委員との初めての会合を控え、パークスは、パウリングが要求する条約の条件を盛り込んだ8条から成る条約のメモランダムを起草した（この覚書草案の内容についてはパークスの日誌では立ち入って言及されていない）。それを持ち、パークスとパウリング・ジュニアはプラカラホーム邸をその晩再び訪問し、項目ごとに事前協議を行った。その中から主要論点を抜粋すれば、まずバーネイ条約の船幅税を廃止し、代わりに適正な輸出入税を規定したいという英国側要求に対し、プラカラホームは当初、輸出税を二重に設定し輸入税をゼロにする案を述べたが、間もなく英国案を認めた。米輸出の自由化を目指す英国案に対しては、必要な際はシャム側が禁輸をする権利を留保したいとした。協議にはウォンサ親王が途中から加わり、以降シャム側の二人は、近接する英国領とシャム領との間の領土問題や双方の住人の間に起き得る紛争の問題について、バーネイ条約の旧規定を最新の情勢を反映して更新したいという意向を示したが、パークスらは、それは（英領）インド総督府への照会が必要として、今回の通商条約に含めるのは不都合と指摘した。またプラカラホームは、シンガポールやシャムから中国を目指す〔シャム〕華人ジャンク船がシンガポールで武器を調達した中国海賊船（マカオや海南から到来するが、軍艦に会った際はシンガポールの出港証を掲示し英国籍を名乗っていたという）によりシャム湾で待ち伏せされ襲撃されているという問題を持ち出し、これに関して英シャム条約で何らかの規定を含めたい意向を示唆したが、パークスらは、それについてはシンガポールの英国海軍との直接交渉が必要として、条約への載録は見送ることが確認された（PJfol.240-244）。

4月9日、ソムデット・オム・ファイ邸にシャム側条約交渉委員らとパウリング、パークスら随員が揃い条約案文をめぐる初めての公式会合が開かれた。シャム側はソムデット・オム・ファイと同ノイの兄弟及びプラカラホーム、ウォンサ親王が出席し、プラ克蘭は病欠した。双方は全権委任状を見せ合い、パウリングが、バーネイ条約の調印以来無数の変化が起こってその機能が非効率になっており、より時代に合った新しい条約が結ばれる必要があると議論の口火を切ると、ソムデット・オム・ファイは提案する条約の草案を見せるよう促した。これに対しパウリングは、まずは条約提案の簡単なメモランダムに添って双方の意見を交換したいとし、以降、覚書の条項ごとに6時間を越える議論が行われた（PJfol.244-245）。

その中では特に、対外貿易に関わる徴税請負・独占権の廃止及び船幅税の廃止と輸出入関税表の導入を要求した覚書第3条（最終的な英シャム条約では第8条となる）をめぐる議論を取り上げておく。これについてはシャム側条約交渉委員の間、特にソムデット・オム・ノイとプラカラホムの間で多くの議論が交わされ、パークスはそれを観察し、前者が自身の利益源になっている体制の破壊に強く反対していると見て取っている。協議には、90品目の徴税を請け負うと共に最も実入りの良いアヘンの独占権を有している中国人（官名 Phrak Muni Chatanit）など徴税請負人が数人呼び出され、ソムデット・オム・ノイによる意見聴取を受けた。その反対姿勢を受けバウリングが、バーネイ条約の通商規定はシャム側の違反により有名無実となっており、もし新たな規定を拒むのであれば、旧規定の不履行について深刻な責任を負うことになるかと断じると、ソムデットは反対の多くを撤回したことが、パークスの日誌には記録されている。一方、その他の条約交渉委員たちの多くはイギリス側の提案に基本的に同意しつつ、同件のさらなる協議は次回に持ち越すことを望み、4月11日の次回会合用意を告げた。⁽¹¹⁰⁾

会合後、パークスは協議の結果を反映した条約のメモランダムを改めて作成し、同9日晚、バウリング・ジュニアと共にプラカラホム邸を訪問してこれを届けると共に、条約に採用する関税表について相談を行った。プラカラホムはそこで、シャム船・華人船の輸出品に課されると同様の関税率が英国船にも適用されることを提案し、主要な中国人の徴税請負人が呼ばれて同席し助力する中で、プラカラホムがそれらの関税率を品目毎に読み上げ、英シャム条約に付属する関税表を作る作業が行われた。しかし表が完成する以前にウォンサ親王が来訪したため、プラカラホムが話題変更を希望して、作業は中断されている（PJfol.250-253）。

翌10日、英使らは条約交渉委員のソムデット・オム・ノイとウォンサ親王を相次いで表敬訪問した。バウリングの日誌には、前者が中国政治について多くの質問をし、内乱の趨勢やカントン・上海の情勢を尋ね、廈門の関税についてパークスに照会し、この際に、イギリスが海賊に対しシャム船をどれくらい保護してくれるのかと問うたことが記されている（107頁、註（73）箇所）（BJp.290）。一方、シャムの生産量は小さく貿易量は増えないとして、英シャム間の新規定が貿易の発展に寄与する可能性に懐疑的な見方を示したというのが、この訪問に際してパークスが日誌に書き留めた前者の印象である（PJfol.253）。

ウォンサ親王の待遇はより親身で打ち解けたものであった模様で、自らの宮殿の玄関ホールに米国の医学免状とヨーロッパ絵画を掲げた親王は、イギリスの作法に通じていないことを詫言、シャム人は諸外国の地理や国力をようやく学び始めているとし、バウリングの名声を賞賛して、信頼の念を表し、国王の友人として英使が到着したことを非常に喜んでいるなどと語った。曰く、プラカラホム、プラ克蘭と自分は外国人に対して友好的だが、我々は旧体制に属する他の者たちに反対されている。任命された5人の委員たちの間には多大の抗争があり、自分は最善を尽くすつもりであると（BJp.293-294）。そして彼は、イギリスとの友好を深めたいとの熱心な願望を表し、現在交渉している条約によりシャムは今後他の西洋諸国とも交渉を持つことになるが、英国との友好関係が、これら諸国との新たな関係で生じるかもしれない困難から彼らを守って欲しいと述べた（PJfol.254）。

その夜、プラカラホムが、英館前に碇泊するラトラー号上で開かれた催しを訪ねてバウリングに

会う。その際彼は、翌日に予定された条約交渉委員らとの二度目の会合が開けないと伝え、しかし自身は大義のため最善を尽くすつもりであると請け合った。翌11日、モンクット王の小姓が英館を再び訪れ、翌日に予定されたアルン寺院での国家の祈祷行列にパウリングと随員たちが参列するよう王が期待している旨を伝え、翌朝10時からの催しの開始と王による英使帯刀の許可を伝達した。晩にはパークスとパウリング・ジュニアがプラカラホーム邸を訪ねることになっていたが、出発間際になって、プラカラホームから、「都合の悪い事態になり、条約交渉委員らとその他の有力貴族たちをパウリング提案の条約条件に譲歩すべく説得するのが不可能であることが分かった」との伝言が送られてきた。パウリングはこれに怒り、プラカラホームにだまされたとの認識と、大臣らにより示された不誠実のため翌日の大寺院での祭礼に参加するという国王との約束を果たすことはできず、代わりに同日ラトラ号で下流に撤退するという意図とを、メッセンジャーに伝えた。この伝言を受け取ったプラカラホームはただちに返事を送り、パウリングの意向を他の条約交渉委員らに伝えたいとすると共に、パークスとパウリング・ジュニアをウォンサ親王邸での会合にすぐに派遣して欲しいと依頼した（PJfol.254-255）。

かくして11日夜、パークスらが親王の宮殿に水路向かった。その敷地内と周辺には様々な位のシャム人が多数集まっているのが見え、パークスらの船が上陸地点に近づくと、ソムデット・オム・ノイの船がそこから離れていくところであったという。しかし宮殿内で出迎えたのはウォンサ親王とプラカラホームのみであった。後者はいつものように英語を操るハンターとヨーゼフを付き従えていたが、ウォンサ親王は、通訳として米国人宣教師数人が同席することを要請した⁽¹¹²⁾。会談でパークスらはまずパウリングの批判を伝え、翌日、アルン寺への王の行列に参列する代わりに、英国全権が参加する形で改めて条約交渉の会合が開かれるべきであると迫った。ウォンサ親王は翌日の行列の準備などで忙しかったと言い逃れをした上で、条約問題が無視されていたわけではなく、条約交渉委員たちは英国側から出された条約案を議論し、修正や追加が必要であることを認識したのであると述べた。パークスがそれらの内容について尋ねると、委員たちが準備中で未完成であった条約の修正版がシャム語で読み上げられ、同席する米国人宣教師らによって英語に通訳された。そこでは英国の領事設置権と領事の機能、英国臣民の居留・移動権、英国軍艦のバンコク遡上に関わる条項について、シャム側が制限的条件を付ける方向で一連の修正提案がなされていた。パークスらは、明らかに受け入れ不能と見なされる案については即座に拒否を表明しつつ、まずは全ての提案について、パウリングへの申し送りのため書き取った。会合は、シャム側修正案の第1条から7条まで進んだところで深夜2時に中断し、残りの条項については翌日の会合に回すこととされた。パークスらが辞去する際、親王らは、パウリングが翌日の王の行列に参加してくれるかどうかと尋ね、肯定的な見込みを得て安堵し、さらにプラカラホームは内談で、他の委員らには話せないが、パウリングがその晩断固とした態度をとってくれたことで満足していると語ったという。続けてパークスの日誌によれば、その夜はずっと、ウォンサ親王の宮殿のヴェランダや中庭その他が多数のシャム人で混み合っていた。それらは第一王・第二王やソムデット兄弟、貴族、影響力のある全ての官吏らの密偵らで、夜通し会合の経過を熱心に聞いていたこと、ソムデット・オム・ノイは本人も来ていたが会合への同席を拒否し、プラクランは体調不良のため来なかったことを、後で知らされたとパークスは書き留めている（PJfol.255-259）。

翌12日、メナム河を挟んで宮殿のななめ対岸に位置するアルン寺で王が祈祷を行う国家の祭礼が行われ、多数の豪華な御座船を動員して行列を成して行われる一連の催しに、バウリングら英使一行も招待された。モンクット王が寺院の本堂での祈祷を終えた後には、寺院の正門に近い建物で、ウォンサ親王やソムデット・オム・ノイを含む王族貴族が列座し、バウリングが王と親しく話すための謁見の場が設けられた。英使は最高位のシャム貴族と同等の拝謁位置をあてがわれ、そこから6フィート離れた王座に座った王は、父王〔ラーマ二世〕によって建立された寺院での年一度の儀礼を行ったという経緯や、雨期に氾濫が起こるシャムの天候などについて英語で語ると共に、バウリングが一連の儀礼後、本堂の中を見学するよう促した。その後王は御座船に乗り込み、シャム側軍楽隊が英使に敬意を表して“God Save the Queen”を演奏する中、寺院を去った。その後バウリングは、ウォンサ親王の案内で本堂に入り、金色に輝く仏像や王が今し方お供えした供物などを見学している（BJpp.299-302; PJfol.259-260）。

同日夜、パークスらはウォンサ親王の宮殿を再び訪問し、親王及びプラカラホムと、条約のシャム側修正案についての11日夜の会合の続きを行った。シャム側修正案の第8条から読み上げが再開され、そこでは船幅税の廃止と3%輸入税での代替や貿易方法について、シャム側から様々な提案がなされた。彼らは、輸出税を中国船と同等に設定することを認めた一方、輸出品について生産から船積みまでの間の課税を一度だけに限るという英国側がこだわった条件をめぐっては、シャム側修正案で「あまり簡潔に表現されなかった」とパークスは日誌に記しており、シャム側が消極的であった模様である。アヘンの徴税請負の維持、米・塩・魚の輸出を停止するシャム側権限についても、追加して盛り込まれた。これ以外の条項については、英国の最恵国待遇（9条）、10年後以降の条約改正（10条）について同意が示される一方、条約正文を英語とすることを規定する条項については言及がなされず、パークスらがその欠如を指摘すると、シャム側は同条に対する強い反対を表明した（後述）。最後に、中国船に適用される輸出税率が、条約に付属する関税表のデータとして、51品目につきパークスらに開示された一方、13品目については旧来の国内税を維持したい意向が表明され、その代わりに輸出税の免除が提案された。なおパークスは、この他に言及されていない品目があり、それについては意図的か否か、シャム側が省いたと見られることを書き留めている。会合は再び深夜2時まで続き、前回同様、無数の観察者が雲集し、交渉の帰趨を見守った（PJfol.261-262）。

翌13日、シャム側修正案をバウリングが吟味し、その指示に基づき、英国側の最初のメモランダム条件を全て盛り込みつつ、シャム側希望の修正・追記を、容認可能なものについて書き込んだ条約草案が起草された。その晩、パークスらはこれを委員ら（親王・プラカラホムと見られる）に見せ、同意を促した。英国側で削除された提案についてシャム側は照会し説明を受けた上で、おおむね同意を表明したが、新関税率が条約調印と同時に適用されるという規定については、これらが徴税請負・独占権の廃止に関わることであり、徴税請負ライセンスが英使の到着前に更新されたばかりであることに鑑み、猶予期間を設けることが要請された。これを受け、新関税率は同年が終わって以降適用されることが、英国側に受け入れられている（PJfol.262-263）。

さらに関税率について、英国側は、シャム側修正提案の中にあつた蘇木・紫檀・塩への高関税に⁽¹¹³⁾異議を唱え、これの減額を求めたが、シャム側は同意を留保した。加えてパークスらは、既に関税

表に記載された、輸出税のみ課される51品目、国内税を維持する代わりに輸出税が免除される13品目から漏れている品目について、委員らに情報を求めた。しかしそれらについて、彼らは輸出税の免除に同意する一方、課される国内税率の案に満足しなかったため、最終的に関税表には第3グループとして、「これ以外の品目については輸出税が免除され、現在支払われている率を越えない国内税・通過税のみが支払われる」という規定が追加されることとなった。深夜まで続けられた会合の末、以上の条約草案を翌日他の条約交渉委員にも見せることが約された(PJfol.263-264)。

翌14日、新条約草案は、シャム政府側の依頼で4～5人の米国人宣教師らによりシャム語に訳された。その夜、翻訳完了の知らせを受け、パークスらは条約交渉委員らの訪問に赴いた。しかし出席したのは例によってウォンサ親王とプラカラホムだけで、ソムデット・オム・ファイは重病、プラクランとソムデット・オム・ノイは体調不良との理由で欠席した。親王らはほぼ全ての条項に同意を表明しつつ、英語を正文とする条項には反対した。曰く、第一王の反対が分かっており、その指示を仰がなければいけないということであった。さらに塩・蘇木・紫檀の関税の減額については、翌15日に設定されたシャム側条約交渉委員らとパウリングとの最終的な条約案文交渉まで保留された。この際、その翌16日に第一王との公的謁見の用意が予告された(PJfol.264-265)。

15日、パウリングが随員らを従えてソムデット・オム・ファイ邸を訪問し、最終的な条約案文交渉が持たれた。シャム側条約交渉委員は、ウォンサ親王、ソムデット・オム・ノイ、プラカラホム、プラクランがいずれも参加したが、ソムデット・オム・ファイ自身は病のため同席できず、パウリングは彼を寝所に見舞っている。この他、プラカラホムの弟のスリウォンほか多くの貴族や官吏が立ち会いのため集まるのを待ち、最終的な条約草案のシャム語での読み上げが開始された。各条が読まれる毎に、シャム側委員らがコメントを述べ、英文を照会し、時折、委員同士、あるいは委員と同席する貴族同士で議論が交わされたという。船幅税の廃止や輸出入税などについての新たな原則を定める第8条については、ソムデット・オム・ノイから改めて難色が示されたが、パウリングはこれを押し切った。やはり反対が強かった条約正文を英語とする問題については、規定は維持しつつ、条約本文ではなく付属章程に移動するという第一王由来の提案に基づき、双方が折り合うこととなった。それは第一王の「宗教的性質の配慮」による調整であったという(PJfol.265-266)。

最終的議論でも最大の問題となったのは、関税をめぐる規定であった。まずソムデット・オム・ノイは、関税表で、国内税を免除され輸出税のみ課されるとされた第1グループの51品目中、44・45番の乾燥魚が除かれ、これらに国内税・通過税が課される扱いとすることを提案した。おそらくこれらを、輸出税は免除され従来を越えない国内税・通過税を課すと規定する第3グループ扱いにすることを求めたものと思われる⁽¹¹⁴⁾。パウリングはその意図が、重い国内税を課すことにあると見てこれを峻拒し、最終的にその提案は断念された(PJfol.266)。

最終会談まで保留されていた塩・蘇木・紫檀の関税問題は、さらに長い議論の対象となった。パークスによれば、蘇木の旧来関税(輸出税)は1ピクルにつき1ティカルで対価50～200%に達するもので、塩・紫檀も同様の重関税であった(次頁で言及する最終的な関税表からすると、塩については国内税、紫檀については輸出税が含意されているものと考えられる)。議論的になった関税表には、これらの品目についてあらかじめ、英国側の要望に基づき低率の関税が記載されており、それがシャム側の異論を呼んでいたものと見られる。シャム側委員のうち、紫檀の関税(輸出税の

意か)に主に利害を持つというプラ克蘭は、ほどなく反対を取り下げたが、委員たちは総じて、かつソムデット・オム・ノイは特に、蘇木と塩の関税の減額に反対し、王の訓令が必要であるとして、このために交渉は1時間中断した(BJpp.305; PJfol.266)。最終的に、蘇木と紫檀の関税の減額については合意に達したものの、塩についてはあくまで譲歩が拒まれ、その結果バウリングは、酒類の販売をアヘンと同様の扱いとする(販売先を徴税請負人とその代理人のみに限る)という、シャム側の要望でいったん認めていた規定を撤回すると表明し、塩関税の減額が同意された場合にのみ改めてこれを受け入れるとした。しかし合意には達せず、第2グループの塩については、1 kyoyan (24 ピクル)につき6 ティカルという旧来の国内税が、関税表に記載されることとなった。最終的な条約付属の関税表では、紫檀と蘇木が、輸出税のみが課され国内税が免除される第1グループとなり、塩は輸出税が免除され国内税が課される第2グループ扱いになったことを付記しておく。⁽¹¹⁵⁾

これをもって全ての条約案文交渉は終了した。最後に条約の清書形式に関して、シャム側は1832年のロバーツ条約の米国側批准書を見せ、これに準じる形での清書を要望している(PJfol.266-267)。

2-3. 両王との謁見・交流と条約締結

この後、英使一行は、4月16日・17日に両王との公式謁見に相次いで招かれ、18日にソムデット・オム・ファイ邸にて条約の調印式が行われた。それから一行のバンコク出発まで、両王や王族による英使のもてなしは、モンクット王との演劇鑑賞、第二王とのスポーツ鑑賞、王族主宰の晩餐会など、頻々と続いた。24日には、英使一行の暇乞いに併せ、両王の英国女王宛て親書と贈答品を引き渡すために大掛かりな儀礼が挙行され、翌日、一行とシャム王の親書・贈答品を載せたラトラ号はシャムを離れた(BJpp.306-337; PJfol.269-278)。本章では最後に、これらのうち、次章における米シャム交渉との比較考察を念頭に、16日のモンクット王との公式謁見(及び私的謁見)や24日の親書・贈答品引き渡し儀礼などに絞って、経緯を確認しておきたい。

16日、英使一行のモンクット王との宮殿における初めての公式謁見に際しては、バウリングと随員・将校ら18名の英館から宮殿近くまでの移動のため、シャム政府の御座船が8隻準備された。⁽¹¹⁷⁾上陸地点からは、8人担ぎの金ぴかの華やかな椅子と深紅の絹傘がバウリングのため、続く随員らには4人担ぎのより装飾の薄い椅子が準備され、多数のシャム側従者が続いた。通された宮殿の謁見の間は120×80フィート(約36.6×24.3m)ほどの大広間で、最も奥に王座があり、そこにつながる通路と王座の前の5メートルほどの空間以外は平伏する多数の貴族たちで埋まっていた。奥にある王座は、「劇場のカーテン付きボックス席 curtained box of a theatre」のような華麗なもので、王冠を傍らに置き、金の衣装と大きなダイヤモンドで飾られた帽子を身につけた王が腰掛けると、貴族たちが額をすりつけ平伏を繰り返す中、王座は3メートルほどの高さに高められたという(BJp.308-309)。バウリングがあてがわれた拝謁位置は、王座から約10~12メートル離れてクッションが置かれたところで、その前方には英国女王からシャム王への贈答品が置かれ、右側の列にはソムデット・オム・ノイやプラカラホムその他の大臣らが並び、王族らはそれより王座寄りの左右の列に並んでいた(PJfol.268-269)。

拝謁においては、バウリングが、王の待遇への感謝、条約への満足と今後の期待などに言及する

演説を述べると、王は同様に交渉経過への満足と、クローファードに始まる過去の使節来訪の歴史を長々と語り、近年になり英国の偉大さと同盟の価値が知られるようになったとの認識を示した。そして条約の英語シヤム語版を自ら比較照合すると述べ、また条約批准書交換の時期や英国女王からの贈答物への謝意の示し方をパウリングに照会して、後者につき手紙で表すのが適当と回答を得ると、女王に親書を送る意向を表明した。最後に王は、近親の王族らをパウリングに紹介し、ウォンサ親王に宮殿域内の見所を案内するよう指示し、謁見の間を去った（PJfol.269-270）。

以上の公式謁見の後、パウリングは続けて王との私的謁見に招待され、そこで王は、条約の締結に改めて満足の意を表し、ヴィクトリア女王の文通相手となり、西洋の君主の間で知られるようになることを切望しているなどと語ったと、パークスの日誌には記録されている（PJfol.270）。加えてパウリング自身の日誌によれば、王は英使の演説の写しを自身で読み上げ、その内容を賞賛し、シヤムの産物で何か望みのものはないかと尋ね、パウリングが引き受けるなら若い象を二頭贈ると述べ、白象の石版画を彼に贈るよう指示し、最後に、生後8ヵ月の末娘を呼びにやっ、彼の前であやし慈しんでみせたという（BJp.311-312）。その後パウリングと随員たちは、ウォンサ親王の案内で宮殿域内を見物し、白象や、プラケオ寺、ポー寺と見られる場所を訪ねた（BJpp.312-314; PJfol.270）。

18日にはソムデット・オム・ファイの邸宅において、病状が悪化しているという老ソムデットを除く全てのシヤム側交渉委員とパウリングら英使一行が集まり、条約の調印式が行われた。調印に際しては、ラトラ号から21発の祝砲が放たれ、礼砲がシヤム側砲台から返された（礼砲の数はパークス日誌に言及がない）。翌19日夕方には英館にシヤム側交渉委員4人が招待され条約調印を祝う晩餐が持たれたが、その後出席したウォンサ親王は、パークスとパウリング・ジュニアを、内々の談話のため自邸に招いた。パークスの日誌によれば、そこで親王は次のように語った。条約交渉の間じゅう、自分とプラカラホムはほとんど孤立し、重い責務の中にあった。王は他の人々の影響を受けることがあるので、王のサポートを常に当てにすることはできない。そして宮廷には未だ、排外的で、新しい条約にも反対している強力な党派がある。自分とプラカラホムはこれら党派の異論を抑え、条約が完全に機能するよう、あらゆる努力をするつもりだが、イギリスのみならず他の諸外国との交渉にもつながっていくであろうこれらの新しい関係の不都合な結果が彼らに及べば、あるいはいつか自分たちは、反対者たちの陰謀に抗しきれず王の不興を突然買うことになり、失脚に追い込まれるかもしれない。しかし今後、彼我の意見の衝突がいつにでも生じた場合、英国政府は強圧的な策に訴えず、寛大な配慮をもって自分たちの政府を扱い、またアメリカ・フランスやその他諸国がさらに無理難題を持ち出してきた際には英国が彼らを保護して欲しい、と。なおパークスらがこれにどのように応じたかは日誌に言及されていない。ウォンサ親王は翌日、英使一行を自らの宮殿に招いて豪華な晩餐を催し、19日のもてなしに返礼した（PJfol.273-276）。

23日⁽¹¹⁸⁾、パウリングらは、別れの謁見と王の英国女王宛て親書・贈答品の受領のため、宮殿に赴いた。モンクット王は、金刺繍を施した青いサテンの衣装に身を包み、室内用の上靴を履いて、大理石の長い階段を上った先の宮殿を見下ろす部屋に立っていて、客人が到着すると、パウリングだけをまず招いた。王は英使の手をとり、握ったまま、平伏する貴族たちに運ばせた贈答品の説明をした。曰く、英国女王のため準備したこれらの品々は、金の薄板にシヤム語で記した親書と、自

ら記した英語の親書とともに、鍵を掛けた箱に収めた、全ては自分が見つくろったもので、女王が自ら受領を知らせてくれることを願う、と。その際王は、「今や私は女王に手紙を書いたのだから、女王はもちろん私に手紙を書いてくれるだろう」と繰り返したという。バウリングはそれを請け合った (BJpp.333-334)。その後パークスが呼ばれ、王は金の鍵を彼の手授け、彼と握手をし、英国への旅程を尋ね、親書が女王に捧呈される経過を報じる新聞紙を二部ずつ欲しいと願っている。王はその後バウリングとその夫人のため個人的な贈り物も渡した (BJp.334-335; PJfol.277-278)。

英国女王宛て親書と贈答品を取めた箱は、それから、大きな金の容器に入れた上で、豪華な天蓋とカーテンを差し掛けられた、8人担ぎの金色の移動式玉座に据えられた。そしてモンクット王は英使一行に別れを告げ、玉座は、音楽が鳴り響き、祝砲が打たれる中、王の弟が率いる行列により、宮殿のほとりの河畔で待つ王室御座船に向かって運ばれた。英使一行も行列に加わり、やがて、第二王の親書を擁するもうひとつの移動式玉座を運ぶ行列も、そこに加わった。両王の親書を載せた二つの玉座は、メナム河の上陸地点で、両王がそれぞれ自ら使う豪華な王室御座船に運び入れられ、今度は20隻から成る船の行列が編成されて、引き続き音楽の演奏と21発のシャム側祝砲が鳴り響く中、御座船の列は河を下っていった。途中、船の行列は英館前で停泊し、バウリングはいったん上陸して、待ち受けていたプラカラホムとウォンサ親王に別れを告げた。日没後、行列が下流のパクナム要塞に着くと、再び21発の礼砲で迎えられ、英使らは先の接遇所で晚餐をふるまわれた後、シャム王のスクーター船で、メナム河口沖で待つラトラ号に移動した。翌朝には同英艦上に、シャム側高官が二人来訪し、両王の親書と贈答品を取めた二つの箱をバウリングに贈呈する儀式が、再び音楽と21発の祝砲が鳴り響く中、改めて取り行われた。そして英艦はシャムを離れた (BJpp.335-336; PJfol.278-279)。

2-4. 小括

以上から分かるように、モンクット王はバウリングに対して頻々と親書を送り、英使一行のバンコク到着後はバウリングを私的謁見に繰り返し招き、親しく会話をし、手を取って宮殿内の私的居室や謁見の間などを案内し、愛児を見せたりするなど、親密な交流を展開した。英使一行の移動のためには、水路・陸路とも、バウリング専用天蓋やカーテンの付いた金装飾の豪華な御座船や椅子駕籠が用意され、随員らのためにも、ランクを下げつつ装飾を施した移動手段が提供された。宮殿での公式謁見に当たって、英使側は1685年アユタヤー朝時代のフランス王ルイ14世の使節の謁見儀礼を唯一の参照事例とすべきことを当初から要求した。条約交渉の終了後に宮殿で初めて行われた公式謁見では、バウリングは17世紀の仏使と同様、帯刀しての謁見を許され、シャム王族に次ぐ最高位の貴族と同等の拝謁位置をあてがわれることが申し出られた。謁見後は、宮殿敷地内のプラケオ寺やポー寺など、王室の神聖な空間に英使らは案内されている。条約調印後も英使らはモンクット王との後宮での演劇鑑賞を初め両王や王族・貴族との交流行事に繰り返し招かれ、一行のバンコク出発の日には、別れの謁見と王の英国女王宛て親書の捧呈式が壮大に挙行された。王の女王宛て親書は金の薄い板に書かれており、贈答品とともに念入りに金の容器に入れ金の玉座に据え王自身が自ら使う豪華な王室御座船で運ばれるなど、王の身体のように擬人化して扱われた。

条約交渉においては、特に、対外貿易に関わる徴税請負・独占権の制限や関税率の設定をめぐる

問題（英シャム条約の第8条及び付属関税表）について、シャム側条約交渉委員内から強い抵抗が生じ、また4月11～12日の深夜会合や15日の最終的条約案文交渉で見られたように、条約交渉委員以外の王族・貴族層からも高い関心が示されたことに注意しておく。英シャム条約の新たな通商規定は、シャム王族・貴族の既得権益に大なり小なり影響を与えるものであったことがうかがえる。

一方で、条約をめぐる対英姿勢には、モンクット王と委員たちの間、そして委員同士の間で、大きな温度差や対立があったことも留意しておきたい。モンクット王は英国と契りを結ぶことに積極性を見せる一方で、通商規定などの詳細は交渉委員に基本的に任せていた様子である。条約交渉を主導し、英国船貿易の諸条件の華人・シャム船との平等化、対外貿易商品から何重にも徴税がなされる現状の改革に最も積極的な姿勢を見せたのはプラカラホムであり、ウォンサ親王もその補佐的な立場であった。一方、プラカラホムの叔父で前王の治世から影響力を有するソムデット・オム・ノイは、これに明らかに抗する姿勢で、特に関税率をめぐる交渉では彼から最大の抵抗が示された。この前治世からの実力者と、その甥で現治世のプラカラホムの間には抗争関係があったようであり、英使の条約要求を受け入れることで、プラカラホムは、叔父の権力を削ごうとしていたようにも見受けられる。

なお併せて、英シャム条約の調印がコーチシナやビルマなど競合関係にある近隣国との関係に及ぼす影響を、シャム側（ことにモンクット王）が気にかけ、英国がコーチシナにも使節を派遣し条約を結ばなければならないとこだわっていたことにも、注意しておきたい。

以上に見える英国使節団の待遇に関しては、モンクット王の英国女王宛て親書が、朝貢使節により中国皇帝に対して持参されるシャム王の金葉表をモデルとして作られていた可能性が高いことが指摘されている。そして英シャム条約の調印がコーチシナなど近隣諸国に及ぼす影響が懸念されていたことと考え合わせ、英国との条約調印や使節の待遇の如何が、中国やコーチシナや中国を含む近隣のアジア諸国との国際関係の中におけるシャムの地位や威信の問題と直結していたことが示唆されている。⁽¹¹⁹⁾

そうであるならば、米国使節団の待遇や対米条約の締結もまた、この問題に連動していたと考えるのが自然であろう。その待遇や交渉過程はいかなるものであったのか。以上に見た英国の事例と比較しながら、以下、吟味していきたい。

③……………米シャム条約交渉—ハリスの課題と企図、交渉の経緯と結果

以下では米シャム交渉に関する事実関係を、ハリスが滞在中に記した日記と、米艦サン・ジャシント号に同乗し彼とシャム滞在を共にした米国東アジア艦隊軍医ウィリアム・ウッドの回想録を基本史料としつつ、⁽¹²⁰⁾ 並行してニューヨーク市立大学所蔵の未刊行のハリス文書や米国国立公文書館所蔵⁽¹²¹⁾ 国務省文書中の関係史料、⁽¹²²⁾ ハリスに随行したオランダ語通訳兼書記ヘンリー・ヒュースケンの日記⁽¹²³⁾ などを参照しながら、再構成していく。⁽¹²⁴⁾

3-1. ハリスの課題と企図

1804年にニューヨーク州北部のハドソン・フォールズに生まれたハリスは、1820年代から40年

代にかけ、ニューヨークで中国陶器を扱う小売商を営み（ロンドンに滞在し仕入れを担当する長兄と共同経営）、1840年代にはニューヨーク市教育委員長として無償の高等教育機関（フリーアカデミー、NY市立大学の前身）の設立運動に身を投じた後、母の死を転機に、1850年代前半には中国～インド洋海域で活動する貿易商に転身した。1853年には、母国でのフランクリン・ピアース民主党政権の発足の報を受けるや、広州・上海の現職米国領事（ラッセル商会関係者）をアヘン貿易従事の廉で強く非難し代わりに自らを領事に自薦する書翰をウィリアム・マーシー国務長官宛てに送っている。しかし任命を得られたのは広州・上海ではなく寧波の米国領事で、それに満足しなかった彼は、寧波在留の米国人宣教師に副領事を委任し、自らは帰国して、奔走の結果、1855年8月4日に駐日総領事に任命された⁽¹²⁵⁾。

ハリスにはその後、同月中に、シャムとの通商条約締結の任務が追加された。その受信書翰では、国務長官マーシーが9月6日付で、シャムとの条約交渉の件で相談するため早々にワシントンに来るよう促し、その後9月12日付訓令で、「1833年3月20日の米国とシャム王との条約〔ロバーツ条約〕への修正を獲得するのが望ましい」ので、任地の下田に直航せずバンコクへ寄って交渉すべきことが指示され、併せて米国大統領のシャム王宛て親書と全権委任状が送られている。同年4月18日に英シャム条約がバンコクで調印された時間関係から考えて、その第一報が入手された後間もなく、米シャム条約交渉の追加訓令が出されたものと推定される⁽¹²⁷⁾。訓令は続けて次のように指示する。

新たな条約では、前文で以前の条約〔ロバーツ条約〕に触れ、望まれる諸目的に言及すること。少なくともそれら〔新条約の諸目的〕の幾つかは、英国人の最近のシャムとの条約によって獲得されたものと理解される。我々の同国との貿易が他のいかなる国よりも不利な条件に置かれることを、我々はもちろん認められない。しかし本国と英国の特に東洋における外交政策の相違を見せるべく議論することは、明らかに無駄にはならない。後者〔英国〕はそれ自身、東洋の列強であり、最近のビルマ戦争以来、シャムの隣国になった。我々はこの地域に領域を欲していない。米国への通商政策でリベラルになることが、明らかにシャムの利益になる。同国の産物の多くは東洋の熱帯地域に特有のものであり、米国の生産品と有利に交換できると考えられている。米国は、幾つかの西洋の国々とは異なり、その領地からこの国への輸出品が、シャムの輸出品を不利にして優遇されることが何らかの形で必要なような領地を、保有していない⁽¹²⁸⁾。

このように米国政府では、最近結ばれた英シャム条約と同等の権利を獲得すべきことを前提としつつ、シャムとの交渉（やおそらく結ぶべき条約本文）においては、東洋に植民地を有しシャム近隣でもまさに領域を拡大しつつある英国と、東洋に領土的野心がない米国との相違を強調すべきことを促した。この他訓令では、既にシャムに一連の米国人宣教師が居住していることをおそらく前提としつつ、シャムに来る米国人宣教師の保護と自由行動を保障する規定を含めることを指示している。

訓令ではまた、上記の指示内容に基づく米シャム条約の草案を添付することが言及されているが、米国国務省文書収載のハリス宛て訓令の写しには、草案は残念ながら収載されていない。ちなみにハリス文書には、ロバーツ条約の印刷版を箇条ごとに切り離し、それらの箇条を一定の間隔に開けてノートに貼り付け、その余白に手書きメモで修正を加えた史料がある⁽¹²⁹⁾。嶋村元宏はこれが、国務

省からハリスに送られた米シャム条約の草案であると判断しているが、筆者は懐疑的である⁽¹³⁰⁾。

ハリスは1855年10月に米国東海岸を出発し、ヨーロッパ⁽¹³¹⁾、スエズを経由してベナンに行き、同地にしばらく滞在して米艦サン・ジャシント号の到着を待つて合流した後、シンガポールを経て1856年4月13日にメナム河口に着いた。この間ベナン滞在中にハリスは、シンガポール駐在の米国領事ブラッドリに依頼し、シンガポール紙上で公開されたパウリング条約の写しを入手している⁽¹³²⁾。2月25日にはパークスが、イギリスに英シャム条約とシャム王の親書・贈答品を届けた後、条約批准書を携えて再びバンコクへ向かう途中でベナンに立ち寄り、英シャム交渉の経過についてハリスに情報提供をした。ハリスは日記に、「ジョン卿は、腰掛けて、脱帽したままの王と打ち解けて語り－六遍ばかり公式の訪問をした。護衛兵の必要はなく、シャムの料理人は腕が良く、家は気持ちよかったという」として、その際に得た情報を記している（CJTH, p.69/Jp.129）。この際かそれ以後か、パウリング条約の写しは、パークスからも献辞を付してハリスに提供された⁽¹³³⁾。4月19日には、バンコクに先に到着したパークスが、メナム河口のサン・ジャシント号に留まるハリスを訪ね、進行中の英シャム追加協定をめぐる交渉の状況や米シャム交渉にあたっての心得などについて、二人は「大いに話し合った」（CJTH, p.89/Jp.158）。なお英シャム交渉の経緯については、ハリス文書中に、シンガポールの『ストレイツ・タイムズ』紙1855年5月8日号のシャム関係記事を転載した新聞の切り抜きが残され、そこで詳述されている⁽¹³⁴⁾。これは、1855年7月にニューヨークの新聞で掲載されたパウリング条約締結を報じる記事の切り抜きと共にハリス文書に残っており⁽¹³⁵⁾、ハリスが対シャム条約交渉に供えて切り抜き保存したものと推定される。

こうした情報収集を通じて、ハリスはバンコク到着までに、自らの条約交渉の前提となるパウリング条約の内容と英シャム交渉の経緯について、モンクット王がパウリングらを厚遇した模様を含め、把握していた。

この他、バンコク到着までにハリスが得ていたシャム関連情報には、中国の珠江デルタ地帯に居留する米国人の知人からの情報がある。ここでは、ハリスの親友でカントンやマカオで自らの商會を経営していた米国商人サンドウィッチ・ドリンカーからの情報を取り上げておきたい。ドリンカーはまず1855年12月18日付カントン発書翰で、次のようにつづっている。

君は今やシャムに着いているのではと思う。上海のデーヴィッド・キングが〔シャム〕王たちの上海でのビジネスの商談を得ようとシャムに向かった。彼が君のシャム王との交渉に干渉したり、自分で条約を結んだりしないか恐れている。君がシャムに着いたら、王の香港でのビジネスをアームストロング&ローレンス社が得、黄浦・カントンでのビジネスを私が得られるよう、口をきいてくれないか。添付して、チーク材のメモを送る。これは1フット四方で1.25ドルの価格で、今後値上がりする可能性が高い。黄浦で観察している間、たくさんの量が取引されていた⁽¹³⁶⁾。船職人は皆私から買う義務がある。私はカントんにオフィスがある。

キングは、上海港に貿易に来て内乱の混乱の悪影響を受けたシャム船を助け、それがきっかけでモンクット王の上海の貿易代理人を依頼され、シャムを訪れていた前述（110頁）の人物である。ドリンカーは、彼に警戒するよう注意を促しつつ、シャム王が珠江デルタ地帯で行う中国貿易の代理人の役割を、自身の商會や懇意の香港の米国系商會が得られるよう、ハリスに口利きを期待した。上海のキングの事例を聞き、同様の権益を自分も珠江デルタで得たいと願ったのではないかと思われる

る。ドリンカーはその後、1856年3月12日付ハリス宛て書翰では、次のように記している。

ジョン・パッカーが積み荷監督人として〔バンコクへ〕行くのを見た。バウリング条約は、幾つかの重要な省略がなされたため、何の価値もないという当地での衆評を、彼は言っている。一つは、現在領事たちが、国王の下に自由にアクセスできるのではなく、国王の謁見に立ち会うために嘆願しなければならないこと。もう一つはジョン卿が、国王に全貿易の独占を許す古い慣習を打ち破るのを忘れたこと。船で貿易に赴く者が生産者と直接自由に交易し好きなところで販売することができるようにする代わりに。現状では国王は、市場をコントロールすることで、シャムに貿易に行く誰をも破滅させることができる。この誤りの責任はジョン卿にあるものと皆が思っており、君〔ハリス〕は、ジョン卿の条約を正すよう皆から期待されている。我々もだ〔?〕。ひとりの中国人が、〔難読箇所あり〕ほとんど全ての貿易を掌中に握っている。君はジョン卿の条約を精査し、必要なところでその弱点を利用してその土台を崩し、祖国に誉れをもたらさなければならない。ジョン卿はなぜ、貿易の利益を得るには多大のトン数がなければならないような規定を許してしまったのだろうか。デーヴィッド・キングが赤い飾り帯付きプロイセンの領事服を着て歩き回り、物笑いの種になっていると聞いている。彼と付き合わないように。君が上手くやっていると聞けるのを念願している。皆しきりに話題にしている⁽¹³⁷⁾よ。

中国条約港に既に居留し、シャム市場への進出を考えていた欧米商人の間で、バウリング条約の衆評は高くなく、ハリスには対シャム条約交渉に際して、同条約以上の成果を上げるよう期待されていたことがうかがえる。ここで挙げられている英シャム条約への批判点は、①外国領事のシャム王への自由な謁見が保障されなかったこと、②シャム王の貿易独占権・市場コントロール権が温存されたことと見なされていること、③多大の輸出入貨物を扱わない限り利益が出ないような規定が条約で許されたこと、である。

バウリング条約の規定と見比べ、その批判内容を簡単に吟味しておく。①の領事の問題については、バンコクへの英国の領事設置権や英国臣民への裁判権が規定された一方、王への謁見に関しては規定されておらず、それが批判されたい。②に関しては、英シャム条約の第8条中に、英国商人は第三者の干渉を受けず生産者から直接商品を買ひ、輸入品を購入希望者に直接販売できるとの規定があり、批判は当たらないかのように一見思われる。ただし同条では併せて、塩・米・魚の輸出に関しては、不足が懸念される際はシャム政府が輸出禁止を告知できることが規定された。これらは従来からシャムの枢要な輸出品であり⁽¹³⁸⁾、その後、パークスが交渉した英シャム追加協定は第6条で、禁輸令の一カ月前告知など、同禁輸規定にまつわる細則を追加規定し、また1862年2月に調印された独シャム条約は、禁輸の際に外国商人が被る損害の予防措置を追加規定している⁽¹³⁹⁾。こうした外国側のその後の対応を考えると、この禁輸規定が、シャム政府の貿易独占権の留保を基幹輸出品について許し、外国商人に損害を与えるものと認知されたことが推定される⁽¹⁴⁰⁾。さらに英シャム条約第5条では、英国臣民の国内旅行権に関し、一定の居留可能地域以外に旅行する場合は必ずシャム当局発行の旅券が必要とし、域内の旅行は英国領事館が発行しシャム当局が承認した旅券が必要と規定している。前述のキングのハリス宛て書翰では、シャムの商品生産地を見るために国内旅行の許可を求めたが「首相」に拒否された経過が批判を込めて言及されており（111頁）、以上

から考えれば、シャム当局による移動管理が、外国商人の交易相手と交易場所の選択の自由を大幅に制限するものと認知されていたことを想定し得るであろう。③で言及されている規定は、残念ながら、現在のところ不詳である。

こうした諸々の情報と激励を踏まえ、ハリスはシャムでの交渉に踏み出すこととなる。

3-2. 米シャム交渉の経緯

3-2-1. 「共和国」と称号の問題

米シャム交渉の経緯を見ていくに当たり、最初に、ハリスが交渉を終えてシャムを離れた後、1856年6月4日付で国務長官に宛てて書き送った機密書翰を検討しておきたい。ハリスはここで、以下に記す内容は「もし米国で公表されればシャムにおける我々の利害を損ねることになります、というのも〔シャムの〕国王はシャムに関して公表される全てのことを把握しようと熱心であり、この件について王は、我々が類似の件でそうであると言われるように、非常に敏感であるからです」と注意を促しつつ、次のように告白している。

私の任務の過程において、到着の日から交渉委員の任命までに遅れが生じたことに、お気づきと存じます。その遅延の原因の一つは、私の使節団の地位をどう位置づけるかについて、王〔モンクット〕が計りかねていたことから生じています。王はちょうど、大英帝国女王からの親書を受領する華々しい儀式と、多数の贈り物の贈呈式を終えたところでした。当初、王は断然、共和国の大統領の使節団と、強大な帝国の王の使節団との間に、明確な差別を付けようとしていました。その後ようやく、私がバンコクに「あらゆる名誉をもって」来るべきことに落ち着き、そして大統領の親書の奉呈やその後の儀式は、追って決めるべきことになりました。これが、私が〔メナム河口に着いた後〕バンコクに到着するまで8日間も遅延したことの背景です。この間、米国人ではない、若干のお人好みな連中はシャム人らに、大統領は「閣下 Excellency」以上の称号を持っておらず、当地では英国の提督や総督、公使が「閣下」と呼ばれることから、彼らと同じほどの地位しかない⁽¹⁴¹⁾と告げ口していました。

ハリスの到着に先立っては、上記引用のように、パークスがもたらした英国女王親書の奉呈式が、1856年3月31日、壮麗に取り行われていた。夫に同行したパークス夫人の日記によれば、パークスらは再びメナム河沿いにある英館に宿泊したが、そこに豪華な御座船が、親書用とパークス用それぞれに宮殿から派遣され、その後を、シャム王の軍隊、音楽隊、重臣らが、英国軍艦の将校らとともに長い船の行列を作って宮殿付近の上陸地点まで遡行した。そこからは、シャム側の砲台が華々しく祝砲を轟かせる中、王が仕立てさせたという「〔英国〕女王陛下ようこそ」というアーチを先頭に、宮殿へ向けて行列が組まれ、宮殿内の謁見の大広間では、平伏する多数の貴族らを前に、宝石を散りばめた豪華な衣装をまとった王が、4m近い高さの王座に座ってパークスと親書を受け⁽¹⁴²⁾、厳粛な奉呈式が行われた。

その後、パークスが続けて英シャム条約の追加協定の交渉を行っている時期に、ハリスは米艦サン・ジャシント号でメナム河口に到着した（4月13日）。ところがその後の待遇において彼は、モンクット王により差別的待遇を受ける怖れに直面したと語っている。王は、米国は王や帝王を戴かない共和国であり、その長たる大統領は、貴族称号を含め君主に相応しい栄誉ある称号を持たず、

地方高官と同程度の地位であるらしいとして、その使節団に対し、大英帝国派遣のバウリング使節団とは明確に差異をつけた待遇をしようとしたというのである。

上記引用では、米使の地位をどう位置づけるかについて、王が「計りかねていた」ことが言及されているが、これに関連し、同じ書翰ではさらに次のように記されている。

〔シャムの〕外務大臣に送った書翰で、私が「全権使節 Envoy Plenipotentiary」のタイトルを称したことにお気づきになるでしょう。私はよくよく考え、相談した上で、そうしたのです。もし私が日本総領事として名乗ったら、私の任務を挫折させ得る一連の困難が引き起こされるだろうと私は信じました。誓って言いますが、私は、上述の奇妙な複合語 the queer compound [“Envoy Plenipotentiary” を指す] を、虚栄心から名乗ったのではなく、使命の遂行を促進する目的だけのために、名乗ったのです。私が艦から降りる時に受けた礼砲は、注意深くカウントされ、王に報告されました。そして私は知っています。私が領事に過ぎないと王に確証された際、その確証は、私がサン・ジャシント号を降りる際に17発の礼砲を受けたという言明によって⁽¹⁴³⁾ 応えられたことを。このご説明が、大統領と貴官にとり、満足ゆくものであることを信じます。

ここに見えるように、ハリスはメナム河口に米艦で到着した際、「バンコクの外務大臣閣下」宛てに書翰を送り、その中で、「アメリカ合衆国のシャムへの全権使節及び日本帝国への米国総領事 Envoy Plenipotentiary of the U.S. of America to Siam and American Consul-General for the Empire of Japan」と名乗った上で、大統領の親書を持って到着したことを伝え、バンコクへ移動するための手段の提供を依頼した。⁽¹⁴⁴⁾ しかし、ハリスが託された対シャム条約交渉のための全権委任状は、米国大統領ピアースが「日本帝国への米国総領事」であるハリスに、シャム王が任命した全権と交渉して条約を結ぶための全権を与えるものであった。⁽¹⁴⁵⁾ すなわち彼は、「日本総領事」以上の肩書きを有さなかった。領事は国際法上、外交官（代理公使～弁理公使～公使～大使）より下にランク付けされる地位であり、従って外交官としての肩書きを名乗るのは僭称であったものと考えられる。ただしハリスの選んだ僭称は、彼が図らずも言うとおりに、「奇妙な複合語」となっている。というのも国際法上定められた外交官の称号としては、envoy extraordinary や minister plenipotentiary はあり得ても、envoy plenipotentiary はほぼあり得なかったからである。⁽¹⁴⁷⁾ ハリスのわか「外交官」としての哀しさが、ここに表れている。

ハリスの言い分を続けて見よう。彼の曰く、「全権使節」と名乗らなかった場合、自分は単なる領事に過ぎないとして、シャム側に軽侮を受ける恐れがあり、それは彼が託された任務の遂行（条約交渉）に悪影響を及ぼすことが予想された。そのため彼は、あえて僭称を選んだのであった。そしてその方針は、米艦サン・ジャシント号とも口裏を合わせた上で採られた。すなわちハリスが米艦を乗降する際は、米艦によって17発の礼砲が放たれたのである。⁽¹⁴⁸⁾ それによって、ハリスは領事かせいぜい総領事に過ぎない（従って全権使節 Minister Plenipotentiary であった英使バウリングに比べ、ランクにおいてはるかに劣る使節に過ぎない）というシャム側の認識を打ち破ろうとしたことが、機密書翰では報告されている。

こうした苦心の対策をしながらシャムとの交渉を始めたハリスは、どのような経験をしていくことになったのか。以下見ていきたい。

3-2-2. バンコク到着まで

4月13日、米艦サン・ジャシント号でメナム河口に到着したハリスは、上述のようにシャムの「外務大臣」宛てに「全権使節 Envoy Plenipotentiary」として到着したことを告げる書翰を送る一方、バンコクに在住する米国人宣教師シュテファン・マトゥーン師 Rev. Stephen Mattoon に宛て、ニューヨーク在住の宣教師 Walter Lowera 師の紹介状を添えて書翰を出し、「通訳のみならず長年の当地在留の経験と知識に基づく助言者として」助力を得られるよう請うた。⁽¹⁴⁹⁾ ハリスはこれらの書翰を、米艦を訪ねてきたキング商会のストーン氏に託し、バンコクへ運ぶよう依頼した。⁽¹⁵⁰⁾

その後15日には、国王所有の小蒸気船 The Siamese Steam Fleet で、マトゥーン師が、「国王の命を受け米使の到着を祝うために」派遣されたというプラカラホムの息子プラ・ナイ・ワイ Phra Nai Wai と一緒に、米艦を訪ねてきた。蒸気船には実は、「首相」自身（プラカラホム）も同乗しており、彼は、祝砲を始め公的な敬意表現を受けないことを条件に、弟らや息子たち4人と従者たちを連れて米艦に乗船した。彼は目下、パークスが来訪して、英使訪問の際に宿舎として使われた建物（英館）に泊まっていることを伝え、そのため、快適さでは劣るが、米使や仏使の来訪に供えて建てた竹作りの建物があるので、ハリスが将校を二人派遣してその宿舎を点検するか、パークスが去るまで待つかを問うた。ハリスは、その宿舎が現状で用意され得る最善のものらしいと確かめると、先遣隊の派遣は大きな遅れの原因になり、バンコクへなるべく早く行きたいということで、誰もやらずに準備された宿舎に入り、パークスが帰り次第、より良い建物に移ることを申し出ている（CJTH, pp.83-86/Jpp.150-151; Wood, pp.153-154）。

この際ハリスは、プラカラホムと条約の件についても話そうとしたようであるが、これは準備ができていないとしてかわされている。会話の中でプラカラホムはハリスに、「貴下は王に対して、アメリカがいかに多くの剣や大砲や大船を有しているかを知らさなければならない。そうすれば、王の調子は大いに变化するだろう」と語ったという。この他、プラカラホムの付随的な諸々の発言から、ハリスは、自分たちが「王冠を戴いた元首から派遣されていない等のために、王が我々の使節団を軽視する傾向を持っているようである」との印象を得た。しかし彼は、「何らのこけおどしを用いずに、満足の行く条約を結ぶことができる望みをまだ持っている」と、日記に併せて書き記している（CJTH, pp.83-85/Jpp.150-152）。

この際にプラカラホムから得た助言を受け、彼はその後、4月18日付で第一王と第二王のそれぞれに宛て書翰を送った。第一王宛て書翰でハリスは、プラ・ナイ・ワイの派遣に感謝し、バンコクへ到着して米国大統領の親書を王にお渡しするのを早く許されるよう願っていると伝え、「高尚な科学の諸分野における陛下の偉大な達成、近年の交渉において示されてきた政治経済におけるあなたの深遠な知識」が大統領に、「二つの政府を結合する友情の絆をより緊密にする強い願望を呼び起こしている」とし、大統領は排他的な特権や互惠的でない恩恵などは願っておらず、陛下の首都に早く到着できるよう、なるべく早く許可が下されるよう要請した。⁽¹⁵²⁾

プラカラホムのお忍び訪問の一行が去った後も、米使一行はメナム河口のサン・ジャシント号上に、4月21日に至るまで一週間近くも留め置かれ、その間バンコクからの音沙汰は、18日に届くプラランからの書翰まで何もなかった。船内では、長旅の疲れ、シャム湾の単調な景色、送った書翰への無返答から、しびれを切らし、怒る声が渦巻いたという（Wood, pp.154-155）。

こうした中、18日朝、「シャムの高位の貴族で外務大臣」のプラクラン Chau Phrya, Phra Klang から、「シャム王国への米国からの使節兼全権公使タウンゼント・ハリス殿 Honorable Townsend Harris Envoy and Minister Plenipotentiary from the United States to the Kingdom of Siam」宛てに、ようやく書翰が届いた。手紙の原文はシャム語で書かれているが、共に米国国務省文書に綴じられている英訳に基づき、概要を確認しておく。書翰はまず、米国大統領の書翰を携えて来訪した使節ハリスの書翰が受領され、その内容が国王陛下以下、国家の高官ら全てに知らされたことを伝え、続けて、使節一行のパクナムまでの移動のために月曜日（21日）に船を送ること、そこからは22隻のボートが首都の宿舎への移動のため提供されることを記す。大統領の書翰については、エドモンド・ロバーツ氏がシャムに来た際は、首都到着後に親書受け取りのためボートが派遣されたが、それは使節の到着後に調整できるとした。使節の宿舎については、使節接遇用に使われている国王所有の煉瓦の建物は現在パークス氏が使っているため、ニッパ椰子で建てた建物が提供されることが伝えられ、それは使節にふさわしくないかもしれないが、シャムの慣習によれば、新しく未使用である点で、煉瓦やその他の古い建物よりも名誉ある宿所であり、王子や高位の貴族が地方を訪ねる際は、地方の長官により同様の建物が建てられることが説明されている。

ここで書翰の宛先に注意する。それは「Envoy and Minister Plenipotentiary」であるハリス宛てになっており、ハリスが自ら表した「奇妙な複合語」は、国際法上あり得る称号に変えられていることが分かる。もっとも、このプラクランの書翰の英訳の作成者は分からないため、これだけでは、それがシャム側による修正なのかどうかは判断できない。しかしその後シャム側で作成された第一王・第二王による対米条約交渉委員の任命書（5月16日付、英語、両王の印章と署名を付す⁽¹⁵⁴⁾）や、米使一行のバンコク出発の際にシャム側から渡されたプラクラン他2名高官から国務長官マーシー宛て書翰（5月30日付、シャム語原本に英訳添付、シャム語版・英訳版ともプラクランらの印章を付す⁽¹⁵⁵⁾）では、いずれにおいても、ハリスは「Minister Plenipotentiary」として言及されており、この言い換えはシャム側によるものと判断して良いであろう。

ちなみに上述のプラクランからマーシー宛て5月30日付書翰（英訳）では、ハリスが「米国大統領によりシャムへの全権公使 Minister Plenipotentiary に任命され、大統領のシャム王宛て書翰を運んでおり、彼と従者の米人将官を受け入れる船を要請する書翰を送ってきた。〔中略〕日本総領事であるハリス氏は今や、大統領の書翰を持って全権として到着し、蒸気船が大きすぎて河に入れないので、適切な将官に船を用意させて使節を遡上させ、彼の待遇を、ロバーツ氏の待遇の際よりも良くする運びになった」と記している。ここから判断すれば、シャム側は以降、ハリスを大統領の親書を運ぶ全権公使として、1830年代のロバーツよりは良い待遇で、扱うことに方針を定めた模様である。

21日、メナム河口の米艦の下に、1隻の小型蒸気船（スクーター船）The Siamese Steam Force が、30～40人漕ぎの大きな「コーチシナ船」2隻と共にやってきた。スクーター船には、サン・ジャシント号からシャム王への贈り物、米使一行の荷物、食糧品が積み込まれるとともに、ハリス、アームストロング司令官とその将校たち、軍医ウッド、ハリス秘書のヒュースケン、それに米艦の音楽隊や使用人たちが一緒に乗り込んだ。ウッドはこの様子を、「この船はおもちゃに毛が生えたよう

なもので、既に乗り組んでいる現地人に加えてこのような一行を載せるほどの収容力はなかったが、我々は小さな船室に肩を寄せ合って落ち着き、音楽隊は船首に乗った」と記している (Wood, p.160)。2隻のコーチシナ船の方には、米艦の海軍護衛隊が乗り組んだ。この3隻の船で、米使一行はメナム河口に停泊する米艦から、まずパクナム要塞へと移動した。⁽¹⁵⁷⁾

パクナム要塞のほとりで米使らの船が停泊すると、派手に飾り立てたヨーロッパ風の軍服に身を包んだポルトガル人子孫の高官がボートでやって来て乗船し、米使一行を出迎えた。彼はパクナム長官のメッセンジャーとして一行の歓迎と供宴の用意を伝えるためにやって来た人物で、名前をドン・ガブリエル・フェレイラ・デ・ヴァルヴェルデといい (Heusken, p.48/Jp.81)、その導きで一行は上陸した。上陸地点からの通路の両側にはシャム側護衛兵が整列し、彼らがドラムを打ち鳴らし捧げ銃をする中で、一行は、シュロの葉と竹で作られた四方が開いた建物に案内された。それは三階あるいは三段から成る建物で、米使らはその最上階でもてなされることになった。ハリスが見るところそれは、先に派遣された米使バールスティア氏が接遇されたのと同じ建物であったが、前任者が二階で止められランクを下げた待遇を受けたところ、今回は最上階が接遇場所として提供されたということで、彼は満足している (CJTH, p.94/Jp.163)⁽¹⁵⁸⁾。

そこで一行を接遇したのは、ブラ・ナイ・ワイと、彼よりも高位というプラカラホムの弟であった。⁽¹⁵⁹⁾ 一行はヨーロッパ式の晩餐でもてなしを受け、ブラ・ナイ・ワイはその席で、米国旗に対し21発の礼砲を打つことを申し出、礼砲を打つ際に要塞に掲げるための米国旗の提供が要請された。21発の礼砲は、国際儀礼上、最大限の数であり、礼砲を放つ要塞に敬意を表する相手国の国旗を掲げるという申し出からしても、礼砲の点では、西洋国際法上の慣例に従い、最大限の待遇が約束されたと言える。⁽¹⁶⁰⁾ またハリスのシャム船への乗船に際しては、「全権使節」という申告に従い、17発の礼砲が放たれることが約束された。

一方、パクナムからバンコクへの移動のための船に関しては、ハリスらは結局、メナム河口からの遡上の際に乗船した小さなスクーター船を、引き続き使うこととなった。というのは、パクナムからの移動のためにシャム側で用意された複数のボートは、「同様の人物がバンコクへ進む際に通例送られる種類のものではない」らしいことが、察知されたためである。すなわち通訳として同行したマトゥーン師は、これらのボートは、こうした場合に慣例となっているような金色の布や船旗で飾られておらず、またプラ克蘭が予告したほどの数 (22隻) のボートが提供されなかったことに、「シャム側の意図」を読み取った (CJTH, pp.95-96/Jpp.164-165)。実際、英国使節団のパクナムからバンコクへの遡上の際は、前述 (115頁) のように、全権バウリング専用金箔で装飾された天蓋・カーテン付きの豪華な御座船が提供され、他の随員らにも9隻の御座船が準備された。米使一行総計42名はこうして、シャム側の小型蒸気船にひしめき合っ⁽¹⁶¹⁾て改めて乗船し、バンコクへ遡上した (CJTH, pp.95-102/Jpp.164-170, p.174; Wood, pp.163-164)。

3-2-3. ハリスのシャム高官詣でと謁見への道のり

21日夕方、一行はバンコクの都市部のメナム下流域に到着し、ポルトガル領事館からやや上流に位置する、国王が準備させたという米使用の宿舎に入った。それは、乾燥したてのシュロの葉と竹で建てられた何棟かの家屋から成り、広い食堂とベッドが二つずつついた寝室7部屋があって、

全体は竹の柵で囲まれ、門の前には旗竿が立てられていた (Wood, pp.165-166; Heusken, p.48/Jp.81.)。そこで一行を出迎えたのは、ハリスの日記によれば、プラクランとそのポルトガル人通訳、米国長老教会の宣教師ブラッドリ博士、そして米国商人のキング氏とストーン氏であった⁽¹⁶²⁾。宿舎に一行が落ち着いた後、プラクランはポルトガル人通訳を連れて米使の部屋を訪問し、ハリスも分かるスペイン語を通じてかろうじてやり取りがなされた。彼はそこで、ハリスの受けてきた訓令がどの範囲のものか、何を希望しているのかを聞き出そうとし、またハリスが米国の対日条約 (ペリー条約)の写しを持っているかどうかを尋ねたという。ハリスはこれに対し、詳細は大臣たち皆に会った際に説明するとして、自分は大統領の友好的な意図で派遣されていると当たり障りのない答えをし、ペリー条約については、シャム側にこれを見せるのを忌避し、中国へ行ったら写しを送ると回答した (CJTH, pp.103-104/Jp.172)。バウリング条約よりもはるかに内容が限定されたペリー条約をシャム側に見せるのを避けようとしたものと考えられる。

翌22日から23日にかけては、マトゥーン師から懸念すべき情報もたらされた。ハリス日記4月22日条からまず引用する。

彼〔マトゥーン師〕の言うところによると、国王は私に対して、彼がジョン・バウリング卿になしたと同等の待遇をしようとは全く考えていないと。そしてまた、大統領の書翰は、貴族たちの手を通じて王に送られなければならぬし、その上で王は、私を応接するための人々を任命することができるのであると。⁽¹⁶³⁾

それでもハリスはこの日、プラクラン宛てに国王への私的謁見を要請する書翰を送った⁽¹⁶⁴⁾。しかし翌日続けて以下の情報もたらされる。

マトゥーン師が入ってきて、王は私の公式謁見前に私的な面接をすることを拒み、それについては彼の大臣たちに照会してくれと言っていると、私に知らせてくれる。それによれば、ジョン・バウリング卿は古くから王と文通していた人で、卿は使節としてではなく、古い友人として私的な謁見を王に許されたのであると。またマトゥーン師は、王は大統領の書翰を私から貴族の者に手渡すように欲しており、そうしたら貴族の者がそれを吟味し、それが然るべき辞句で書かれているなら、王にそれを渡すだろうと、私に知らせる。我々はこのことについて考えてみよう (CJTH, p.109/Jp.181)。

なおハリスに先立ち、パークスがもたらした英国女王の親書については、前述のように (130頁)、3月31日に大がかりな捧呈式が行われ、そこでは親書の水路での移動のため、親書用の小さな玉座と壺を据えた壮麗な御座船が派遣され、上陸地点からも「女王陛下ようこそ」というアーチを先頭に行列が宮殿まで組まれるなど、女王の親書は、女王その人をもてなすかのように擬人的に扱われた。またその捧呈後は、「女王陛下に敬意を示すため」、モンクット王が宮殿を見下ろすバルコニーに玉座をしつらえさせ、親書を英シャム条約の批准書と共にそこに置き、宮殿で行われる儀礼に親書が立ち会えるようなはからいがなされた。これより先、パークスがモンクット王への私的謁見に招かれた際には、「彼〔王〕は女王の書翰について様々な質問をし、彼女が「あなたの親愛なる姉 (妹) Your affectionate Sister」と署名をしたのを聞いて大いに喜んだ」と伝えられている⁽¹⁶⁵⁾。

こうした経緯を踏まえれば、モンクット王は、米国大統領の親書について、はるかに低めた扱いを意図したことになる。使節本人の待遇についても、バウリングにはたびたび親書を送り、バンコ

クへ到着するや繰り返し私的謁見に招いたのと対照的に、ハリスは今後も、5月末にシャムを離れる直前まで一向に私的謁見に招かれず、親書も送られなかった。

上記の状況を踏まえマトゥーン師は、ハリスが〔国王への私的謁見を望む以前に〕シャム政府のプラクラン、プラカラホム、そしてウォンサ親王に会うべきだと提案した。これを受けハリスは4月23日の晩、マトゥーン師、ウッド博士、カーター少尉、秘書のヒュースケンを伴って、これら3人の高官を相次いで訪問した。

最初に訪ねたのはプラクランで、ウッドによれば、彼は打ち解け威厳ある振る舞いで一行を迎えたが、随行する将校の数が少ないのを見て失望した様子で、即座にその理由を尋ねたという(Wood, p.175)。ハリスがまず、自らの使命の性格、権限の限度、称号などを説明すると、プラクランは大統領への通例の敬称を尋ねた。これに対しハリスは、大統領の称号は単に「合衆国大統領 The President of the United States」であり、これが米国での最高位で、皇帝や王と同等のランクなのだと答えている。次いでプラクランは、シャムは小国で米国は友好的な強国なので、シャムと他国に難事が生じた際に米国が仲裁者としての義務を負うという条項を条約に入れて欲しいと提案した。ハリスはこれに対し、米国はいつでもそのように行動するのを光栄と考えており、そうした条項を条約に入れることにかえって、米国が仲裁者として行動するのが条件付きのものとなるため、そのような条項は不必要である、と答えている(CJTH, pp.111-112/Jpp.182-183)。加えてこの会合の際、プラクランは、米使の謁見や大統領親書の扱いについても触れ、ハリスらの公式謁見は英国人に対するそれと同様のものとなり、大統領の書翰はハリスの手から国王に直接渡されると伝えて、ベールステリアの失敗したシャム訪問の二の舞になるのではないかと懸念していた一行を安心させた(Wood, p.177; CJTH, p.116/Jp.190)。

次にハリスたちが訪れたのはウォンサ親王である。実は一行のうち、医学博士号を持つ米国海軍軍医ウッドは、ニューヨーク医学アカデミーからウォンサ親王に授与された学位記の件で親王に書翰を送ったことがあった。ウッドがその人物であることが分かると、親王は「職業的同胞愛 professional fraternity」から彼を抱擁し、手を取って心から歓迎したという。そして親王は、ハリスに対して親身な提案を様々行った。例えば、米使一行は異邦人なので、どの貴族を訪問すべきか知らず、意図せずして礼儀に反することがあるかもしれないとして、王への公式謁見以前に貴族の誰を訪問すべきかについて、プラクラン宛てに照会の手紙を書くようにハリスに勧めた(Wood, p.177; CJTH, p.112/Jp.183)。さらに、今後も米使一行が自分をしばしば自由に訪問するよう希望し、またハリスの信任状の写しと、王への公的謁見で予定する演説の写しを送って欲しいと依頼した(Wood, p.178)。

最後に一行は、すっかり日が暮れてからプラカラホムを訪問した。彼らはその邸宅の西洋的な壮麗さに圧倒されている。プラカラホムは神経系統を患っており、米使一行の宿舎到着の際、自ら応接しなかったことをまず詫び(CJTH, p.114/Jp.184)、そして条約に関するざくばらんな会話を促した。ハリスが西洋諸国との条約によるシャムへの利益について一般論を述べると、プラカラホムは次のような趣旨を語ったという。自分の真の望みは人民の繁栄と幸福であるが、その永遠を確保することはできない。議会もないし、国会もない。君主の偶然的な気分や知性が全てを支配し、国王は、数世代経つと、自らが人民から出てきたことを忘れ、人民との共感を全て失ってしまう。

国の繁栄のためには、成文法が必要であり、貴族は人民を抑圧するのをやめるべきである。さもなければ人民は、卵を温める前に死んでしまう、と (Wood, p.180)。ハリスの日記では、その言葉は、「生まれながらの権利として王の称号を享有する王たちは、彼ら自身が人民から成り上がったことを往々忘れがちで、自らを人民よりも優れた存在と考え、臣民の苦しみに耳を傾けない—そこで同一王朝の四代目の王族の時になると、しばしば変革が起こってきた」として記されている (CJTH, p.115/Jp.186)。

ここでプラカラホムは、モンクット王 (ラーマ四世) に対する批判と王との疎隔を、間接的に匂わせているように見受けられる。ハリスに先立って再びバンコク入りし、この頃、追加協定交渉を行っていたパークスは、プラカラホムから、英シャム条約後、彼が王の不興を買い、王がその助言にもはや耳を傾けず、西洋に対して非友好的な党派を優遇するようになり、そのため自分は英シャム交渉時の主導的立場を辞したという言を聞いたことを、本国の外相クラレンドン宛てに報告している。それは後に日本の協定を知った王が、シャムのなした大きな譲歩と日本が維持した制限の懸隔についてプラカラホムを責めたこと、そしてイギリス使節の訪問を受けなかったコーチシナが英シャム条約を嘲りの対象としていることなどに依っていたという。その結果パークスの追加協定交渉においては、交渉委員はこの間に亡くなったソムデット・オム・ファイを除いてほぼ同じであったが、プラカラホムは交渉をもはやリードせず、委員たちはソムデット・オム・ノイの保守主義に影響され、懸案はよろずモンクット王に照会されるという状況で、前年と状況は様変わりしていた。⁽¹⁶⁷⁾

4月23日のハリスのプラカラホム訪問に戻る。次いでハリスが条約による同盟の利点に言及すると、「首相」は頭上のランプの笠を示しながら、「条約はあのガラスのようで、無傷でいれば美しく便利だが、割れないようにするには多大かつ恒常的な世話を必要とする」と述べ、そして弟のプラ克蘭と同様、他の西洋諸国との難事の際に米国が仲裁者となる条項を条約に入れたいと希望した。ハリスが、仲裁は米国の一般的な義務であるとして、そのような条項は必要ないと再び示唆すると、プラカラホムは重ねて、英仏とシャムとの間で難事が起こった際、米国領事に仲裁義務がなければ無関心を装うかもしれないので、明確な規定が必要だとした。しかしハリスは、いかなる米国領事も義務に忠実である限り、国家的難事を防ぐための友好的仲介を拒むことはできないと答えた。するとプラカラホムはそれ以上の深入りを避けつつ、条約の草案を起草するように求めた (Wood, pp.180-181; CJTH, p.114/Jpp.184)。

これに対してハリスが、対米条約の条件は少数の例外を除いて対英条約に全く基礎を置いていると表明すると、プラカラホムは、譲歩し得ることは全てイギリスに譲歩したとし、両国にとって満足のゆく条約を結べないとは思っていないが、シャムでは法律が知られていないので、条約の条項が守られないのではないかと恐れていると答えた (CJTH, p.114/Jpp.184-185)。なおこの会談でハリスは他に、シャムの鉱山に関する米国人の採掘権について条約に含めてはどうかと示唆し、プラカラホムの同意を引き出したように理解している (CJTH, p.115/Jpp.185; Wood, p.181)。この件はその後、米シャム条約交渉でハリスが修正条項として提起することとなる (143頁)。

翌24日、ハリスは前日にウォンサ親王から受けた助言を踏まえ、プラ克蘭宛てに次のような懇請調の書翰を書いた。

閣下に、陛下への敬意を込めたご挨拶を送っていただきたく、また私の公式謁見への日にちを決め、交渉のための委員を任命して下さるよう、陛下に要請して欲しい。私はシャムに最近到着した異邦人であるため、当然、あなた方の礼儀作法や規定を知らない。そのため、私が陛下の公式謁見に招かれる以前にどの王子や貴族を訪問するのが適当なのか、どうか教えていただきたい。⁽¹⁶⁸⁾

一方この日、ハリスは宿舎において、プラカラホム、プラ克蘭、ウォンサ親王のそれぞれから答礼訪問を受けた。この際彼は、来たる水曜日（4月30日）に王との公式謁見に招かれる予定を伝えられている。またほか二人の王族—ソムデット・オム・ノイと「首席裁判官」のソムデット・ピア・ユマラト—を近く訪問するよう促された。なおプラカラホムらの答礼訪問の際には、ハリスから彼らに、米国政府からの全権委任状の写しが渡されている（CJTH, p.116-117/Jpp.189-191）。

ハリスはソムデット・オム・ノイについて、おそらくマトゥーン師からであろう、「進歩主義に反対する旧党派の首領」と聞き及んでおり、25日、ウッドを含む随員や米艦の軍楽隊と共に、身構えて彼の邸宅を訪問した。しかし彼は一行を温かくもてなしたと言ひ、その「米国人への好意」と「英国が獲得した全ての特権を米国人にも与える用意」とを、ハリスは読み取った。なおこの際ソムデット・オム・ノイは、マトゥーン氏を米国領事として最適の人物として推し、彼はシャムの言語と慣習その他を知り、思慮のある良い人間であり、自分たちは彼に全幅の信頼を置いていると述べている。翌日彼は、義理の息子と20人以上の従者、音楽隊を連れてハリスを宿舎に訪問した。彼が自ら外国使節を訪問するのは初めてのことに聞き、ハリスは意を強くして、市民軍20万人、銃30万挺、大砲400台、商船15,000隻、1,500ピクルを毎年産出する金鉱を有する米国の国力を説明し、シャムの鉱山に関する米国人の採掘権の話題も持ち出した。この後、米国での砂糖の輸入需要と米国船が長らくシャムに来港しなかった理由についてやり取りが交わされた（105頁で前述。CJTH, p.117-120/Jpp.190-193; Wood, p.189）。

一方25日夕方には、ハリスはウォンサ親王から呼び出され、一連の質問を受けた。それらの問いは、ハリス日記にのみ記録される下記の①を除いて、親王からこの際渡されたハリス宛て書翰に書き連ねられている。曰く、①パウリング卿が前年訪問した際、英国が結んだ条約について米仏は連携してこれを要求し強要するだろうと彼が言っていたが、これは本当かどうか（CJTH, p.120/Jp.194）。②ペリー提督が日本から米国へ戻った際、彼はシャムの問題について政府と相談したのか。そして以下はモンクット王が知りたいと望んでいることであるが、③王の即位の知らせが米国政府に届いたのは何年何月か。④米国政府がシャムに条約交渉使節を送る相談と準備をしたのはいつ頃のことか。⑤英国女王陛下によりパウリング法学博士がシャム宮廷への全権公使に任命されたことを米国政府が知ったのはいつのことか。⑥パウリング卿による新たな英シャム条約のニュースが米国に届いたのは何年何月か。⑦パウリング条約の知らせが米国に届いたのを受けて、米国大統領はシャムへの使節派遣について政府と相談したのか、とである。⁽¹⁶⁹⁾

これに対してハリスは、自分が（シャム派遣使節に）任命されたのは1855年9月であるが、他の質問については承知していないと答えつつ、大統領のシャム王宛て書翰の写しを親王に渡して、シャム側の依頼は何でも聞かつもりがあると述べた。すると親王は、西洋列強と問題が起こった際、米国がシャムの友人となって欲しいという件の依頼を持ち出した。しかしハリスはプラ克蘭やプ

ラカラホムに答えたと同様の回答をしている (CJTH, p.120-121 / Jpp.194-195)。

ここで、上記の質問の意図について考えておきたい。そのためには、バウリングの来訪に関するシャム側の当初の想定にさかのぼる必要がある。すなわちシャム側はもともと、英使バウリングが米国・フランスの使節らと共に条約交渉のためやって来ると予期していた。それは、米シャム条約交渉のためにこの後準備された両王署名のシャム側全権委任状 (5月16日付) に、以下のような前文が見えることからうかがえる。

寅の年 (1854年) すなわち我々の治世3年目に、英国、フランス、米国の各当局はシャム政府にそれぞれ書翰を送り、英仏米の使節団が揃って当地にやって来て我々との間で修好通商条約を交渉するつもりであると伝えた。彼らを待っていると、仏米の使節団は現れなかった。英国の使節団は昨年やって来て、彼らの条約を最初に結んだ。完成すると、それはロンドンへ送られ、そこで批准され印章を押された。それは持ち帰られ、批准書が交わされた後、米国の使節団が到着し、現在当地にいる。⁽¹⁷⁰⁾

この経過について、西洋側の外交史料ではいまだ裏付けを取れていないが、ハリス文書に残る『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』紙の切り抜き記事に、手がかりとなる情報がある。⁽¹⁷¹⁾ それはバウリング条約調印を伝える記事で、その前史として以下のような経過が言及されている。1854年11月に香港総督バウリング卿と米国の駐中弁務官ロバート・マクレーンの間で、シャムへ一緒に行き同国の諸港を開く通商条約を結ぼうという申し合わせがなされ、カントンにいるフランス公使も誘われたが、多忙のため参加を断らざるを得なかった。マクレーンも出発直前になり決心を変え、パリに赴いたので、バウリング卿は単独で、本来三国の利益のために構想された計画を実行することに決めた、という経緯である。1854年、バウリングとマクレーンは中国で、協調して対中条約の改正へ向けた交渉を試み、英国と米国の軍艦に乗って華北に赴いたものの、成果なく華南へ戻って来ざるを得なかった。⁽¹⁷²⁾ 対中交渉が行き詰まり、クリミア戦争のため軍事力の行使も封じられていたバウリングは、そこでシャム行きを決断することになる。⁽¹⁷³⁾ その際、対中交渉で共同歩調をとっていた米国とフランスの同僚も誘ったものと推測される。

さて、英使が米使・仏使と連れ立ってやって来るという予想とは異なり、英使バウリングは1855年に単独でやって来た。その翌年、米使ハリスがやはり単独でやって来た。彼は仏使と一緒にではない。しかも日本総領事兼自称「全権使節」であって、バウリングのように中国からやって来たわけではない。この米使は、バウリングと一緒に来るはずだった米使なのか、それともそれとは別個に、米国政府が派遣を決めた使節なのか。その場合、その決定には、モンクット王即位の知らせや、バウリングのシャム派遣の知らせ、あるいはバウリング条約締結の知らせが、絡んでいるのかどうか。そして、来るはずだった仏使とこの米使は、通じているのかいないのか。このような疑問が、上記の質問の背後にはあったのではないと思われる。そこにはまた、「全権使節」を自称するハリスの素性への不信も、あるいはあったかもしれない。

この後ハリスは28日に、王との公式謁見の日取りが縁起の関係から1日延期されて5月1日に設定されたとマトゥーン師を通じて知らされ、また彼と共に再びウォンサ親王の元に呼ばれ、公式謁見儀礼の詳細を相談した。この際、第二王との謁見が続けて5月2日に行われることも知らされている (CJTH, p.123 / Jp.200)。ハリス文書には、この日の相談の際のものと思われるハリス直筆

のメモが残されており、そこから、宮殿への道中に大統領親書のため特別な船が用意されること、ハリスが謁見の間で王に親書を手渡しすることなどが認められたことが分かる。メモにはこの他、謁見の際に米使一行が整列する順番（見取り図とも）、親書奉呈から演説にかけての手順、贈り物を渡す際の段取りなどが書き留められている。ハリスの拝謁位置の王座との距離関係は記されていないが、米使一行の最前列のハリスが、同行していた米国極東艦隊司令官アームストロング提督及びマトゥーン師と同列の拝謁位置をあてがわれていることは、留意される⁽¹⁷⁴⁾。英使一行の公式謁見の際（123頁）は、諸々の記述から判断する限り、パウリングは単独で最前列の拝謁位置を占めた⁽¹⁷⁵⁾。

5月1日、米使一行のモンクット王への公式謁見が挙行された。華やかに飾り立てた船が一行を迎えるために寄越され、大統領の親書のために特に準備されたのは、天蓋付きの王座が据えられた船であった。そこには船旗を掲げる5人の旗持ちが同乗していたらしいが、それ以上の詳細は分からない。その後に、米国海軍護衛兵が乗る船2隻、米国からシャム王宛て贈答品を載せた天蓋・カーテン付き船、ハリスとマトゥーン師、秘書ヒュースケンが乗る船（米国旗を掲揚）、アームストロング提督とその秘書及びウッドが乗る船、その他の随員が乗る船が続いた（Wood, p.201; Heusken, pp.49-50/Jpp.83-84）。バンコクに在住する米国人宣教師のブラドリ師とチャンドラー師、そして商人のキングも、王の希望により、行列に同行した（CJTH, p.131/Jp.207）。ハリス日記ではこの際、「十分な数のボートがなかったため、贈答品を載せるための船が私の乗用にもあてられようとした」ため、ハリスはこれを断り、別の船に乗ったことが記されている（CJTH, p.132/Jp.208）。ちなみに英使一行の公式謁見の際には、前

述のように、パウリングのために専用の船（深紅と金のカーテン付き）が準備された⁽¹⁷⁷⁾。上陸地点に着くと、米使一行は祝砲により迎えられ、ハリスとアームストロング提督のため二つの担ぎ椅子が準備され、残りの随員には背もたれや肘掛けのないクッション付き担ぎ台があてがわれた。その後には米国海軍護衛兵と音楽隊の他、親書を載せた輿と多数のシャム側従者が続いた（Wood, p.202/ Heusken, p.50/Jpp.84-85）⁽¹⁷⁸⁾。

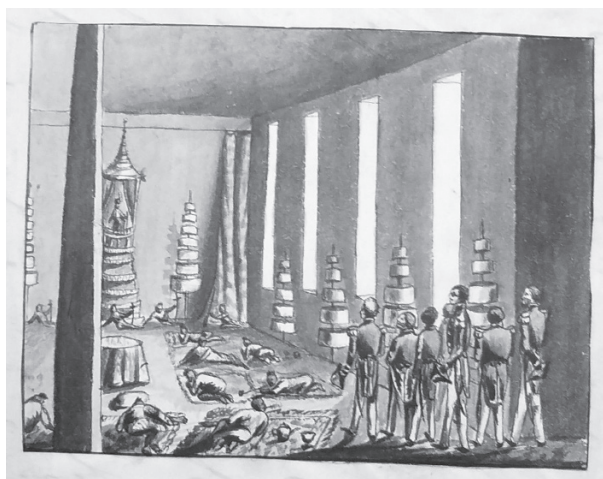


図2 ヒュースケン日記に見られる謁見の挿絵

(Henri C. J. Heusken, *Memoires de Voyage*, 1855, p.124: UCLA)
<https://ucla.app.box.com/s/eog7apv9ulg8io046rdze0bs0d9imaoq>
(2022年12月4日閲覧)

一行が通された宮殿の謁見の間は、ハリスとヒュースケンの各日記によれば十字型 form of a cross の空間で、中央に四つの柱があり、堂内には豪華な衣装を身につけた貴族の群衆がいて、皆ひれ伏していた。空間の上座の最奥部には、金色の布のカーテンがかかっている、それが開かれると、贅沢な彫刻を付した金色の王座があり、金色の衣装に身を包み、ダイヤモンドをちりばめ黄色の羽根飾りをつけた青いピロード生地⁽¹⁷⁹⁾の縁なし帽子を王冠の代わりにかぶったモンクット王が鎮座していた。王座は高い位置にあったが、堂内からそれに到達する階段はなく、王はそこに外部から

入る仕掛けになっていた。ハリスとアームストロング提督の拝謁位置には、親書を置くテーブルの傍らに、二つのクッションが置かれていたが、その他の随員たちはそれらがなく、絨毯にじかに腰掛けることになった (CJTH, pp.131-133/Jpp.208-209; Wood, pp.201-204; Heusken, pp.51-52/Jpp.85-87)。

なおハリスは米シャム条約の締結後、出発直前の5月31日に二度目の公式謁見に招かれることになるが、その際には拝謁は、内装がより高級な「旧の謁見の間 the old Audience Hall」で行われた (CJTH, pp.159-160/Jpp.243-244)。英使一行の初めての公式謁見が行われたのは約36.6×24.3mの大広間であって、上記のような十字型の空間ではないことを考え合わせれば (123頁)、この際のハリスの公式謁見には、ランクを下げた謁見室が使われたのではないかと推定される⁽¹⁸⁰⁾。

さて拝謁では、ハリスはあらかじめ相談した手はず通りに、大統領の親書を、高い位置の王座に鎮座する王にかろうじて手渡しし、元の位置に戻って演説を行った。それはモンクット王の難解言語への造詣と高度な科学の諸分野への通曉への米国大統領の賞賛を述べ、合衆国の豊富な温帯産物、活発な海運業、豊富な金脈を説明し、米シャム両国の交易の相互利益を語るものであった。それが終わるとモンクット王は、あえて自ら英語では話さず、マトゥーン師とシャム側通訳を介して、ハリスと会話を交わした。彼は〔現職大統領〕ピアース氏の在任期間やこれまでの大統領の数を尋ね、やがて大統領の親書を開くと、大統領が替わるごとに国印も代わるのかと尋ね、そしてフランス語なまりの英語で親書を読み上げ、次いでシャム語に訳して貴族に読み聞かせた。そして米国と東洋諸国の間に結ばれている条約の数やその相手国を尋ね、シャムと結ぶ条約では排他的特権を求めることはできないと指摘し、その上で、シャムを訪問した様々な使節の歴史をかなり長く語り、ロバーツ使節から前代の王が贈られ継承された金の鞘に収まる剣を持ち上げて見せた。最後に王は、ハリスとアームストロング提督を呼んで、拝謁した米使一行に銘々にと自らの名刺を渡し、それにて謁見は終了した。この後、宮殿内で晩餐が振る舞われたが、一行は王との私的謁見には招かれないまま、帰路についた⁽¹⁸¹⁾。

3-2-4. パークスの動向と米シャム条約交渉

その後5月5日、ハリスはモンクット王に書翰を書き、自分たちが到着してから既に22日になる旨に言及しつつ、条約交渉委員の任命を催促した。この日彼は、「手紙によって王を痛く煩わせていたパークス氏の用件により大騒ぎが起こり、王が激怒し、廷臣たち一同を叱り飛ばして、ついには全世界に対して宮殿の門を閉ざしてしまった」と知ったと、日記に記している (CJTH, p.139/Jp.218)。この経過については後述する。

9日、モンクット王は宮殿においてレーク・ナー・クワンという年の農耕始めの祭礼 (始耕儀礼) を催し、ハリスらを米海軍の楽隊とともに招待した。それは彼にとって初めての王との「私的謁見」となるはずであった。その催しでは、女性の踊り子らによる演劇が行われた。王は、舞台を臨んで左方向にしつらえられた、床から3フィート (1m弱) 高いところにある広いボックス席のような高座にいて、周囲には数名の側近をはべらせ、その他の貴族たちはその下方の床に平伏し、ハリスたちもこの下方の席をあてがわれることになる。王はハリスたちが到着すると、高座の足下に彼らと呼ばひ、グッバイ (How do you do? の意) と言いながらハリスと握手し、併せて、条約交渉委員

の任命書がシャム語で書かれ、それが現在英語に訳されている途中であることを伝えた。それ以上の会話は行われなかったようで、ハリスはこの日の招待について、「この約束された私的謁見は彼(王)の劇場に私を招待するだけに終わった」と、やや落胆をにじませて記している(CJTH, p.137-138, 140/Jpp.215-217, 218; Wood, pp.240-244; Heusken, pp.102-104)。

この後、シャム側条約交渉委員の任命書(全権委任状)がシャム語版・英語版ともに完成され、交渉委員と初会合を持つことができるまで、ハリスはさらに約一週間待たされることとなる。ハリスはこの遅延を意図的なものと考え、パークスの追加協定交渉がその背後にあると見た(CJTH, p.140/Jp.219)。事実5月13日に英シャム追加協定が調印され、15日にパークス一行がシャムを離れると、翌16日からようやく、米シャム間の条約案文交渉が開始されることとなる。

パークスの交渉経緯のあらましをここで確認しておけば、彼は3月12日に英艦オークランド号でメナム河口に到着、17日にバンコク入りし、31日、モンクット王との私的謁見に招かれた後、前述(130頁)した英国女王親書の大がかりな捧呈式が行われた。4月5日には英シャム条約批准書の交換式が行われ、同日パークスは同行した夫人と共にモンクット王との私的謁見に再び招かれた。⁽¹⁸²⁾その後おそらく4月上旬から、ハリスがメナム河口に到着した4月中旬にかけての時期に、追加協定をめぐる交渉が開始された。交渉では前述(137頁)のように、プラカラホムは前年の条約交渉で見せた主導的役割をもはや果たさず、代わりにソムデット・オム・ノイに代表される保守的姿勢が支配的となった。そこでは多くの論点が、交渉には立ち会わないモンクット王に照会され、またパークス自身、抵抗の突破を図って王にたびたび書翰で訴えつつ、交渉が進められた。4月25日、パークスが、ほぼ完成した追加協定の英語・シャム語版を、承認を受けるために王に送ると、それは一週間留め置かれ、やがてウォンサ親王を通じて、条項の追加を希望する王の意向が伝えられた。5月4日に至ると、米の輸出について、(英国船による)輸出のたびに王の荷主による特別許可を得るものとするという新规定の追加が求められた。パークスはこれを、主要商品について貿易を王室独占に変えるものとして反発する。その後6日にこの要求は、王の承諾を得ずしてなされたものとして取り消され、最終的に13日、王の承認を得た追加協定が調印された。⁽¹⁸³⁾5月5日、ハリス日記に記されているパークスが絡んだ宮廷での「大騒ぎ」とは、この土壇場の展開を映していたものと思われる。14日から15日にかけて、パークスの一行は王に暇乞いの謁見をしてバンコクを発ち、シンガポールへ向けて出航した。⁽¹⁸⁴⁾

16日、ハリスはウォンサ親王の邸宅で、シャム側条約交渉委員ら5人と、全権委任状を交換した上で最初の正式会合を持つことになった。⁽¹⁸⁵⁾これに先立ちハリスは13日に、希望する条約草案を

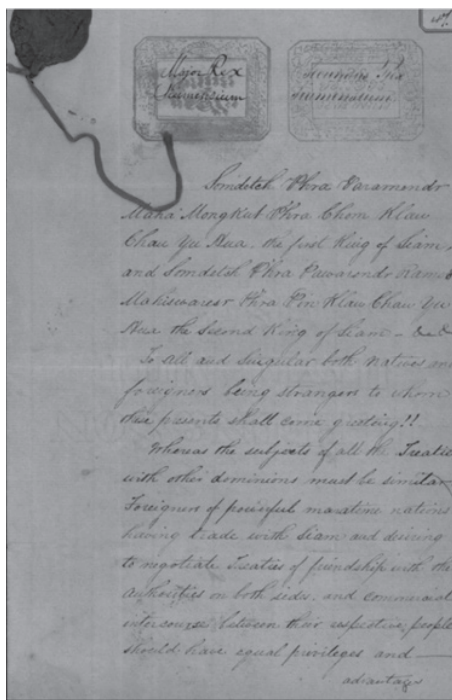


図3 シャム両王署名の全権委任状(第1頁)(註185)

書き上げていた (CJTH, p.142/Jp.222)。それは、後述する 16 日の交渉経過から判断すると、英シャム条約をおおむね基礎としつつ、第 8 条中のアヘンの輸入許可に関する規定を削除し、そして 3 つの新たな条項を追加したものであったと見られる。この三条項については、ハリス文書中に修正条項 (Amendment) I ~ III として書き出された史料が残り、その内容は、①「バンコクで商業を営み実際に居留する米国人は、シャムの領域のどこにでも代理人を置ける」、②「鉍脈 (金脈以外) を見つけた米国人は、領事を通じた申請により当該鉍山をリースして採掘することができ、実際の生産高の 10 パーセントを賃料として支払う」、③「バンコクに実際に居留する米国人は、1 年パスポート (annual pass) の下、メナム河畔に接する島や岸を訪問できる」、というものであった⁽¹⁸⁶⁾。この追加条項は、バンコクに居留する米国商人キングとの情報交換や要望を踏まえたものではないかと思われる⁽¹⁸⁷⁾。

ハリスとの折衝をシャム側で主導したのは、再びプラカラホムであった。ハリスは英シャム条約第 8 条にあった、アヘンは無関税で輸入できるがアヘンの徴税請負人またはその代理者にのみ販売することができるという規定を、「私の政府の希望に反するもの」として省いていたが、それはシャム側の意向により改めて復活された⁽¹⁸⁸⁾。英シャム条約第 1 条は、シャム領に来る英国人、英国領に来るシャム人に対する両国当局の保護と助力を相互的に定める規定を有し、同様の規定がハリスの米シャム条約草案でも継承されていたようであるが、シャム側は、これは英領とシャム領が接しているからこそ必要な規定であり、米国領に来るシャム人の保護規定は不必要とした。その代わりにプラカラホムは、米国政府の船がシャム船を海賊や海難事故から保護し、外国の諸港の米国領事が困難にあるシャム人に保護を及ぼすという規定を入れることを提案した (Wood, p.231)。これは、海賊の跋扈や治安の悪化などによるシャム貿易の被害 (107 頁参照) を念頭に置いた提案であろう。この他ハリス日記によれば、他国との難事の際に米国が仲介者となるという規定を挿入することにも、シャム側は固執した。ハリスは検討を要するとして即断を避けている。一方、上記の 3 つの修正条項については、全て拒否された。ハリスは、米国軍艦がシャム船に助力するという規定を入れる代わりに米国人に認める特権として、修正条項を追加条項として加えてはどうかと提案したが、シャム側は、米国に対して認めたものは、フランスや英国など他の海洋列強にも認めざるを得なくなるとして、譲らなかった。条約の発効や領事の着任時期を調印と同時にするか 18 ヶ月後にするかについても、遅らせたいシャム側と調印と同時期にしたいハリスの意向が対立した (CJTH, p.147-148/Jpp.226-227; Wood, pp.230-231)。

第 2 回条約案文交渉はその後 21 日に行われたが、それまでの間、ウォンサ親王を媒介として、内々の折衝が持たれた。初回交渉後、体調を崩したハリスは弱気になったようで、全ての修正条項を撤回し、英シャム条約の内容を、領事設置に関する規定以外はそのまま受け入れることを、マトゥーン師を通じてウォンサ親王に伝えている。ハリスは日記に、ロバーツ条約は米国を最恵国待遇の地位に置くものではないという観察を書き込んでおり (5 月 19 日条)、この調子で対立が続けば、修正条項はおろか、英国と同等の権利を獲得するという最低ラインすら確保できなくなり得ると考えたものと思われる。これに対しウォンサ親王は、シャム側が修正条項を検討し、ハリスに満足を与えたいと思っている旨を伝えている (CJTH, p.149-150/Jpp.230-231)。親王の意向を受けた 19 日朝付のマトゥーン師のハリス宛てメモでは、条約の形式に関する相談のためハリスが親王邸に赴

くよう依頼され、「そうした協議によりあなたの案件を前に進めることができると彼〔親王〕は思っている、なぜなら、そうすれば彼から貴族にあなたの見解を今夜示せるから」と伝言された⁽¹⁸⁹⁾。

19日中にウォンサ親王邸に赴いたハリスが親王から提案されたのは、「〔シャムに〕使節を派遣した国々や派遣された使節の名前を書き並べ、それと同じようなことをもっとたくさん並べ立てた、過去30年間のシャム外交史」の叙述を、条約に挿入したいという案であった。ハリスは、第三国やその使節の名前を単なる通商条約に挿入するのは米国の威信に関わり、自分は自国のために対等な立場で条約を結びに来たのである等と言ってこれを断り、相談は物別れに終わった(CJTH, p.150/Jp.231)。

なおハリス文書には、前述の3条の修正条項を加筆修正し、さらに新たな3条を冒頭に加えた鉛筆書きのメモが残っている。それは「ハリス氏は⁽¹⁹⁰⁾〔以下の条項を〕提案する」と冒頭に記し、次の6条を書き出したものである（点線部は筆者による）。

1. 米国軍艦は、中立を犯さない限り、海上で出会うシャム船に対し保護と助力を与える。
2. 米国領事は、その駐在港を訪問するシャム船に、保護と助力を与える。
3. 米国大統領は、シャムとヨーロッパ列強の間に困難な問題が生じた場合は、シャムのために友好的な仲介者として行動する。
4. バンコクに実際に居留する米国人は、シャムの領域のどこにでも代理人を置けるが、ただしシャム人以外のアジア人や、シャム臣民である中国人は、代理人として指名できない。
5. 米国人は、金属又は鉱物（金以外）の鉱脈をいずれも、25年間のリースで採掘でき、10%の賃料を払う。リース期間の終了時には、機械や建物に対して、それら査定金額が支払われる。その支払いが実際に行われるまで、リース者はその鉱山を採掘し続けることができる。
6. バンコクに実際に居留する米国人は、1年パスポートの下、メナム河畔に接する島や岸を訪問できる。

このうち、第4条から6条は、前述の修正条項に加筆修正（点線部）を加えたものである。米国人がシャム領内に置ける代理人に制限を付けたり、鉱山のリースに期限を付けた上でその返還時の条件を新たに規定したりしているところを見ると、16日の交渉で受けた反対を踏まえ、ハリス側が調整したものと推定される。そして第1条から3条は明らかに、シャム側からの再三にわたっての要望を反映したものである。おそらく彼は、これらのシャム側希望を条約に受け入れる代わりに、3つの修正条項を一部調整した上で認めさせたいと目論み、次の条約案文交渉に向けて、このメモを準備したのではないかと考えられる。

21日に行われた第2回条約案文交渉では、しかし、議論はさらに後退した。シャム側は、英シャム条約と同等の権限の獲得を米国にあきらめさせようという試みを始めたのである。そこではウォンサ親王は以前より冷淡となり、シャム側は再びプラカラホムが議論を主導した。その言はハリス日記に次のように記されている（CJTH, p.151/Jp.232）。

彼（プラカラホム）は言った。「私たちは米国人を愛する。なぜなら彼らは我々や東洋の誰に対しても、決して害をなしてこなかったから」。彼らは東洋で征服を求めてこなかったし、米国人宣教師たちは多くの貴重な技芸などを教えてくれて、大いに自分たちの役に立ってきた、

等と言った。反対に英国人は、アジア全体を略取しつつある貪欲な専制君主である。我々はパウリング卿と条約を結んだが、それは英国人が好きだったからではなく、彼らを恐れていたから、そうしたのである、と。「さて」と首相は言った。「我々の友人であり我々が尊敬するあなた方は、我々が敵に対して与えることを強要されたと同じほどのものを、我々に求めないだろうね？」と。

ハリスは、自分たちは違った原則で行動しており、自分たちは友人を最も良く遇し、最も悪くは扱わない、あなた方が敵に対して与えたと同等のものが我々に対して許されないのであれば、あなた方の友情は残念なものになるであろうとして、この促しを断った。それで議論は頓挫してしまったようで、ハリス日記には続けて、「委員たちは王にまず相談しない限り何一つとしてできないことを私は知った」と記されている (CJTH, p.150-151/Jpp.232-233)。

翌22日、ウォンサ親王邸で、全てのシャム側条約交渉委員が揃う形で最後の案文交渉が行われた。その様子についての唯一の史料は再びハリス日記であり、以下引用する (CJTH, p.151/Jp.233)。

初めに激しい時間。彼らは英国の条約を基礎とすることを私に断念させるため、あらゆる方法を試みた。－議論、愚弄、あざけり、罵詈、あらゆることが、私に向かって試みられたが、私は頑として動かなかった。そして彼らは、私が要請した3つの譲歩を、それらを無効にするような条件を付けない限り、認めるのを拒否した。

その非譲歩的姿勢に、ハリスはこれ以上の議論を時間の浪費としてあきらめ、「最後通牒 ultimatum」を出すことにした。すなわち、「第一条から相互的規定を消し、米国軍艦や米国領事が中立を犯さない限りでシャム船を助力、支援する規定を挿入した、シャム語で彼らに与えていた条約」を、最終的要求として呈示したのである (CJTH, p.151-152/Jp.233)。それはもちろん英シャム条約を基礎とし、第一条のみ表記の修正を施し、3つの修正条項は除いたものであったと見られる。

結局はそれが基本的に受け入れられ、この後5月29日に調印される米シャム条約となる。しかしこの後ウォンサ親王は、再び条約の形式の問題で、ハリスに執拗な要請を行った。彼は今度は、ロバーツ条約の前文を、結ぶべき米シャム条約に取り入れたいと希望したのである。ハリスは、それが「良い英語で書かれておらず、非文法的であり、物笑いの種になる」として拒絶した。24日、親王は「非常に不機嫌」になりつつ、ハリスが22日に提出した通りの条約を清書することになった同意する。しかしその要求は、条約の清書が既に進んでいた26日にも、マトゥーン師の伝言を通じて蒸し返された (CJTH, p.152-153/Jpp.234-236)。ハリスがそれを拒むと今度は、王に見せるため、ロバーツ条約の前文の受け入れを拒む理由を記した手紙を書いて欲しいという親王の要望が、マトゥーン師のハリス宛て書翰の中で伝えられた。その冒頭部分を以下に引用する。

親王は私に、今朝話した件であなたに一筆書くように頼んでいる。彼は陛下から再び、シャム人はあなたの写しを変更や疑義なく受け入れるべきと文句を言い、彼らがロバーツ条約の形式に従うべきであると促すメモを受け取った。⁽¹⁹¹⁾

引用中の「あなたの写し your copy」とは、22日にハリスが呈示した米シャム条約の最終案のことを指すと考えられる。そして書翰はこの続きで、古い前文が良い英語のスタイルで書かれていないという反対理由をハリスが手紙に記し、王の英語知識はより良いスタイルを認識できるはずと

示唆することで、「陛下をなだめ、現在の形で満足するように促して欲しい」との親王の希望を伝えている。

ここからは、英シヤム条約を基礎とした形で対米条約を結ぶことに、モンクット王が反対していなかったこと、しかしその形式にこだわっていたことがうかがえる。王はなぜロバーツ条約の前文にこだわったのであろうか。ここで、ロバーツ条約の前文と、最終的に結ばれた米シヤム条約の前文の一段落目を比べてみる。

1832年ロバーツ条約前文（一段落目）⁽¹⁹²⁾

His Majesty the Sovereign and Magnificent King in the City of Siayuthia has appointed the Chau-Phaya Phraklang one of the first Ministers of State, to treat with Edmund Roberts, Minister of the United States of America, who has been sent by the Government thereof on its behalf, to form a Treaty of sincere friendship and entire good faith between the two nations. For this purpose the Siamese and the Citizens of the United States of America, shall, with sincerity, hold commercial intercourse in the Ports of their respective nations, as long as Heaven and Earth shall endure.

1856年米シヤム条約前文（一段落目）⁽¹⁹³⁾

The President of the United-States of America, and their Majesties Phra-Bard, Somdetch, Phra-Paramendr, Maha, Mongkut, Phra, Chom, Klau, Chau, Yu, Hua, the First King of Siam, and Phra, Bard, Somdetch, Phra, Pawarendr, Ramesr, Mahiswaresr, Phra, Pin, Klau, Chau, Yu, Hua, the Second King of Siam, desiring to establish upon firm and lasting foundations, the relations of peace and friendship existing between the two countries, and to secure the best interest of their respective citizens and subjects, by encouraging, facilitating and regulating their industry and trade have resolved to conclude a Treaty of Amity and Commerce for this purpose and have therefore named as their Plenipotentiaries that is to say:

1856年米シヤム条約の前文は、下線部以外は、1855年英シヤム条約と同文のものである（Her Majesty the Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, and all its dependencies の異なる）。両者を比べて気がつくのは、1856年米シヤム条約では、二国の元首が対等な形で並記され主語となっている一方、ロバーツ条約では、シヤム側の元首のみが主語となり、米国大統領については言及されていないことである。ここからして筆者は、モンクット王が、米国大統領と対等に並置される形式を嫌ったのではないかと考えている。

ロバーツ条約の前文の採用を、「良い英語ではなく文法的ではない」という理由で断ったハリスであるが、日記では続けて、その要請がなされた背後の意図を、次のように読み取っている。

その狙いは、対英条約においてよりも、私をして、〔シヤム〕王たちに榮譽を与えさせようとするところにある。そうすることで、イギリスとフランスの前で自分たちの地位を高めてみせることができると、彼らは考えているのだ。⁽¹⁹⁴⁾

ハリスは上記の機微を読み取ったものと見られる。この後彼は、ウォンサ親王の要望に添った表現で要請を断る書翰を5月27日付でマトゥーン師宛てに送った。⁽¹⁹⁵⁾ なお26日には、再び親王の意向

を受けたマトゥーン師から、「王を満足させる方法の一つとして、〔条約の〕写し一通では両陛下の名前を先を書くことを親王が依頼している」という短信が送られ、これについては、ハリスは同意した。⁽¹⁹⁶⁾ 28日、ハリスはプラクランに宛て、31日（土）にバンコクを発つ予定を伝え、メナム河口の米艦まで戻るための蒸気船の手配を依頼している。⁽¹⁹⁷⁾

こうして5月29日、ウォンサ親王邸の旧宮殿において、米シャム条約の調印式が行われた。シャム側条約交渉委員は、プラカラホムが欠席し、他は全員が出席した。調印が終わると、親王邸の砲台から21発の礼砲が放たれた（CJTH, p.239-240/Jp.236）。条約には、シャム側が求めていた難事の際の米国政府の仲裁条項や、ハリスが求めた3つの修正条項は結局載録されず、第一条の後半で、米国を訪れるシャム人の保護規定の代わりに、米国軍艦や領事が中立を犯さない限りでシャム船を助力・支援する規定を挿入した以外は、英シャム条約を基本的にそのまま継承する内容のものとなった（ロバーツ条約に欠如していた一般的最恵国待遇条項は第10条で明記された）。なおハリスが英シャム条約への採録を見送った難事の際の米国政府の仲裁条項は、その後、彼が日本の徳川政権と交渉して結ぶ日米修好通商条約の第2条に、米シャム交渉時に検討された文言をほぼそのまま引き継ぐ形で、採録されることとなる。⁽¹⁹⁸⁾

3-2-5. 別れの謁見

最後に、5月31日に、米使一行はモンクット王に別れの謁見をし、そのままバンコクを発つことになる。この謁見の日取りをめぐるには、再び一悶着があった。ハリスは、米艦のパンが底についてきており、また中国（香港）発の6月の郵便船に間に合う必要があるとして、31日（土）のバンコク出発に固執したが、シャム側は、王への米使の別れの謁見と王の米国大統領宛て返事の親書の準備のため、一行が6月2日（月）まで出発を延ばすことを、王の意向を背景に再三にわたって要望したのである。ウォンサ親王は再び、ハリスが月曜日まで出発を延ばせない理由を手紙に書いて欲しいと頼み、ハリスはそれを行った。⁽¹⁹⁹⁾ 彼はその中で、別れの謁見をせずに出発せねばならないのは遺憾だが、大統領親書への王の返事は後日領事に渡してもらえれば、適切な方法で転送されると記している。シャム側では、米使の別れの謁見では、先の公式謁見の際に奉呈された米国大統領親書と贈答品に対するシャム王の返書と返礼品を、然るべき儀礼を踏んで米使に渡すことが想定され、そのためには、準備の時間を挟み、翌週まで米使の出発が延期されるべきであったものと見られる。しかしハリスが週内の出発に固執したため、王の返書と返礼品は後日然るべき方法で送ることとし、米国大統領の贈答品の受領書のみを、米使との謁見で渡すこととした模様である。⁽²⁰⁰⁾

こうしてハリスの要望に答え、5月31日に別れの謁見が行われることとなる（その前日には第二王との私的謁見が行われたが、ここでは略する）。その迎えの船は米使宿舎に約束の1時間遅れで到着した。ハリスにはマトゥーン師と米艦のベル艦長及び数名の将校が随行し、宮殿に到着すると、一行は「正義の堂 Hall of Justice」で2時間近く待たされ、その後「旧の謁見の間 the old Audience Hall」で謁見を受けた。それは初回の公式謁見の際よりも内装が立派な間であった。そこには多数の貴族や王子たちがいて、モンクット王は、以前よりも低い床上2フィート（約61cm）の王座にいた。王はハリスに出発の予定を尋ね、大統領に返事を書き贈答品を用意する時間がないのを残念に思うと言った。これに対しハリスは、書翰や贈答品は領事を通じて転送できる

等と述べ、マトゥーン師を米国領事に任命する旨をここで表明する。すると王は、任命状に署名をするのは大統領なのであるから、大統領のみが任命できるのではないかと指摘したという。ハリスが、全ての使節は、領事を暫定的に任命することができると述べると、王は貴族らと小声で言葉を交わした後、任命を承認する宣言を準備するよう担当高官に命じた。⁽²⁰¹⁾

その後ハリスはベル艦長とマトゥーン師と共に、王との私的謁見を許された。事実上、初めての私的謁見である。彼らはヨーロッパ式の内装・調度を施した小さな家に案内され、王に握手と「グッバイ」という挨拶と共に迎えられた。彼らは腰掛け、グラス・ワインを振る舞われ、王は米国大統領への乾杯の音頭を取り、大統領の健康と幸福、条約の相互利益を願い、次期大統領の選挙や就任の時期等について尋ねた。そして王はハリスに、青いヴェルヴェットの包みを渡し、それを開けて読むように促した。それは王によれば、ハリスの Credentials であり、2通の書面を含み、一通は米国大統領の贈答品の受領リスト⁽²⁰³⁾、一通は、ハリスが出発を急いだため米国大統領への贈答品と返事の親書を用意する時間がなく、それらは改めて送るつもりであることを説明する書翰⁽²⁰⁴⁾で、いずれも英語で書かれ、モンクット王の印章と署名が付されていた(図4・5)。ハリスは後者の書翰について、「大統領に直接書翰を書くのに十分なだけの二倍の時間を要したに違いない」と嫌みを日記に記している。ハリスはそれから、出発の時間の遅れを気にしつつ、さらに一時間以上、「今まで聞いたうちで最も浅薄で学術的な会話」で時間をとられた上、ハリスがモンクットの Credentials を見せるとパウリング卿に伝える書翰を王が書き上げるまで待たされ、それでようやく一行は宮殿を辞することを許された(CJTH, p.161/Jp.245)。

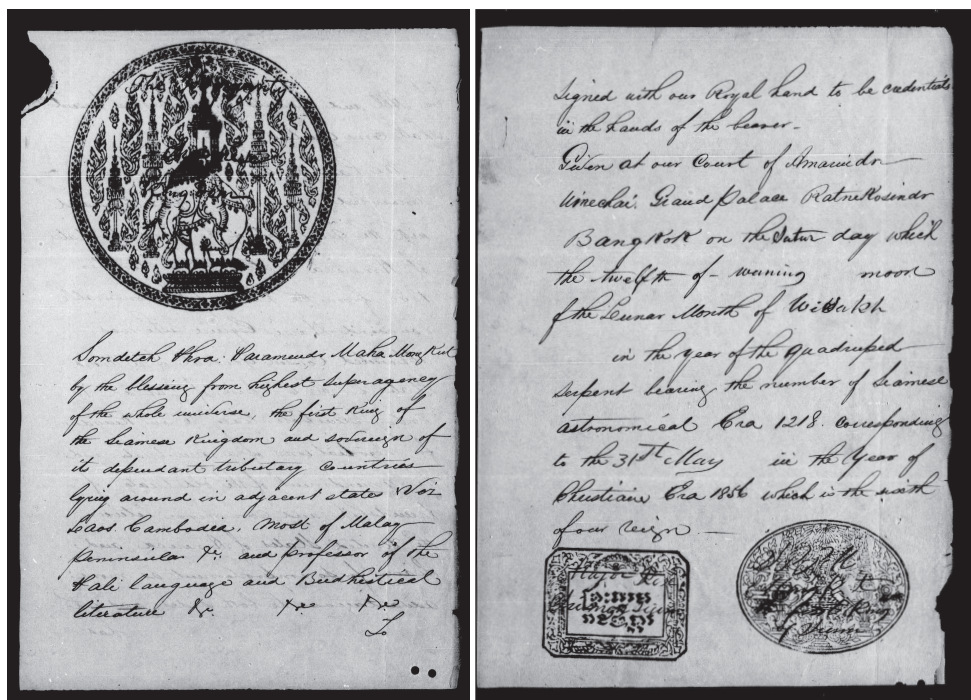


図4 米国大統領からの贈答品のモンクット王による受領リスト(最初と最後の頁)(註203)

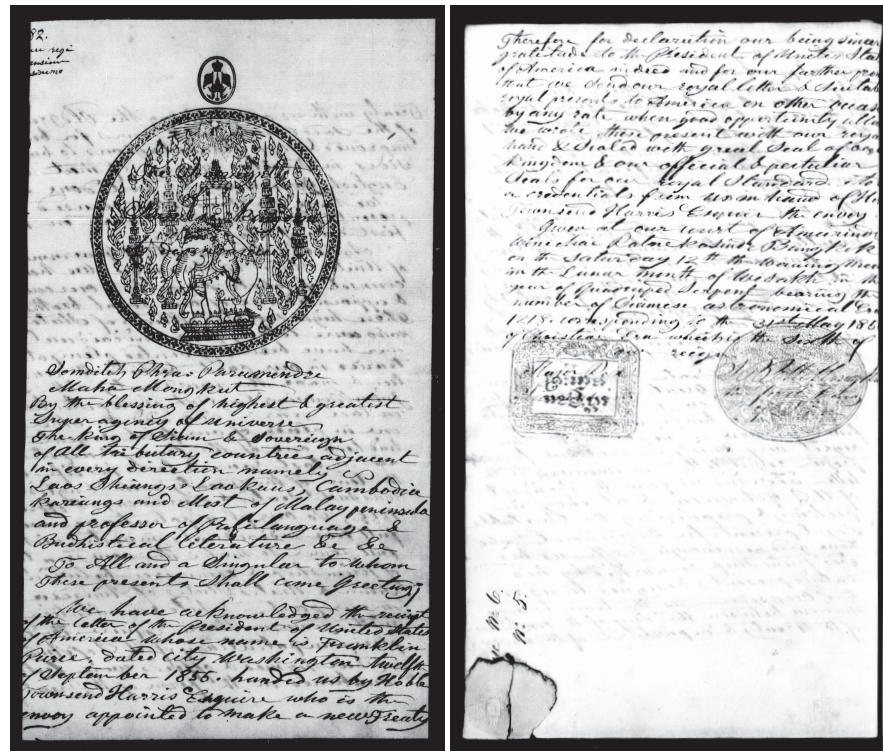


図5 モンクット王の書翰(最初と最後の頁)(註204)

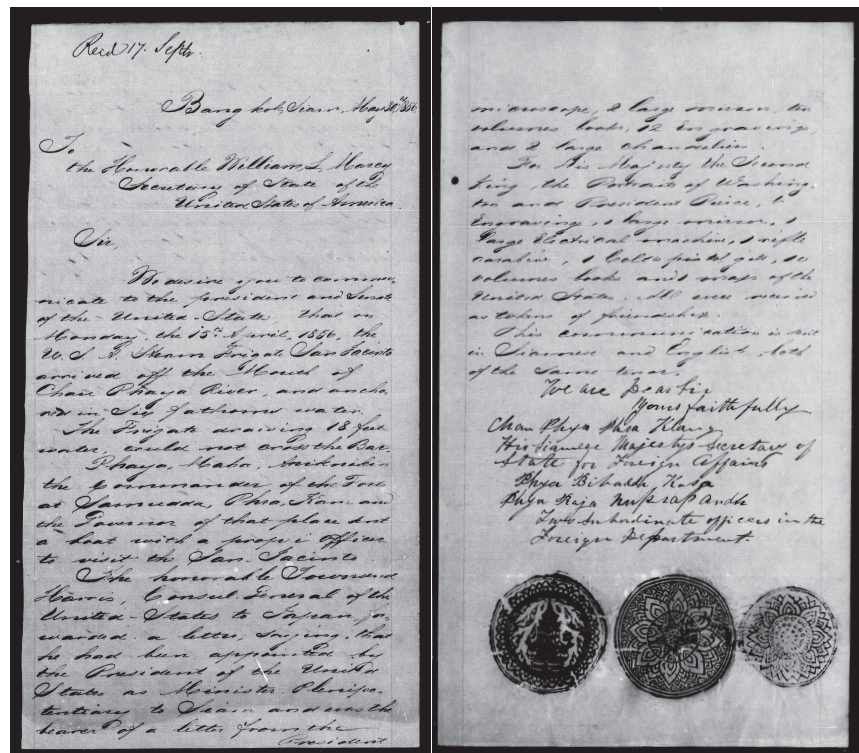


図6 プラランから米国内務長官マーシー宛て5月30日付書翰(英訳)(最初と最後の頁)(註205)

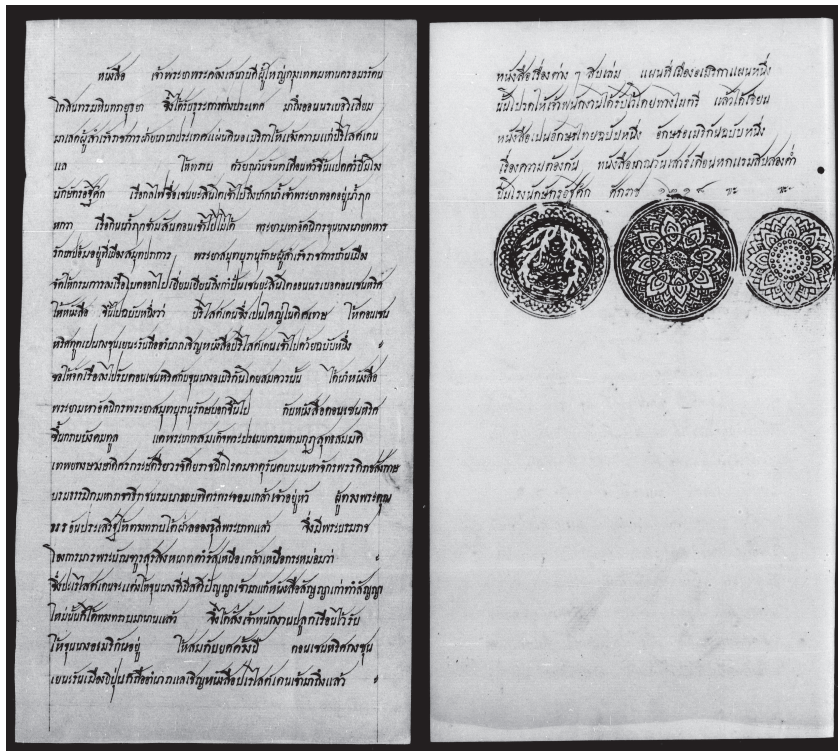


図7 プラクランからマーシー宛て5月30日付書翰(シャム語原文)(最初と最後の頁)(註205)

帰路にはシャム側蒸気船が準備された。その船上でハリスは、プラクランの米国国務長官マーシー宛て書翰を渡されている。それはシャム語原本と英訳から成り、ハリスの使節団が来訪して以降の経過を、シャム側が施した待遇を中心に叙述した文書であった(図6・7)⁽²⁰⁵⁾。その後、米使宿舍の撤退と米国旗のマトゥーン師への引き渡し、バンコク居留米国人との別れの挨拶を経て、米使一行はバンコクを発ち、パクナム要塞での再度のもてなしを経て、6月1日にメナム河口の米艦サン・ジャシント号に戻り、出航した(CJTH, p.161-163/Jpp.246-247)。

なおその後、米国大統領へシャムの両王から親書と贈答品が贈られたが、米国国立公文書館に残るその際のモンクット王から米国大統領宛ての親書は、金葉表ではなく、金縁を施した16枚の便箋につづられ、王の印章と署名を付すものであったことを付け加える。⁽²⁰⁶⁾

3-3. 米シャム交渉のまとめ

以上、米シャム交渉を小括すれば、ハリスのシャム滞在中、モンクット王からハリスへは、バウリング卿に対してと対照的に、ほとんど親書は送られなかった⁽²⁰⁷⁾。また同様に、英使とは異なり、ハリスは王との私的謁見には望んでも一向に招かれなかった。代わりに米国人宣教師マトゥーン師を通じて、王がバウリングとハリスを同等に待遇するつもりはなく、米国大統領の親書は王への直接奉呈を期待するのではなく貴族らの手にまず渡すべきであり、彼らが吟味してそれが適切な言葉で書かれているならば、王に渡されるのであるという意向が間接的に伝えられた(なおハリスが最終

的にシャムを離れる際に託されたプラクランから米国国務長官マーシー宛て書翰によれば、ハリスは米国大統領の親書を運ぶ全権公使として、1830年代来訪のロバーツよりは格上の待遇をする方針が、彼のバンコク到着までに定められていた)。こうした状況の下ハリスは、マトゥーン師の助言に従って王の高官たち（プラクラン、ウォンサ親王、プラカラホム）をまずは訪問し、ウォンサ親王の勧めにより、王との公式謁見以前にどの王族・貴族を訪問すれば良いのか教えて欲しいと懇請する書翰を書くなどの模索を強いられた。

やがてハリスは、宮殿でのモンクット王との公式謁見に招かれることとなり、そこで米国大統領の親書を王に手渡しできる運びになった。しかしその際のメナム河移動用に提供された船は、バウリングの場合と異なり、ハリスのために特別な船が用意されることはなく、王宛て贈答品用に準備された船か、他の随員らと同じ船に同乗するかのいずれかを、ハリスは選ばざるを得なかった（結局後者を選ぶ）。初めての公式謁見が行われた間は、その後別れの公式謁見が催された間より内装が略式のものであり、ランクを下げた謁見の間が米使接遇のために選ばれたことが推察される。この謁見の後、ハリスは、英使が許されたような私的謁見に招かれることはなく、宮殿内や寺院の見物にも案内されなかった。

王との私的謁見には、条約交渉の開始を待つ時期に、宮殿内で催された祭礼の演劇において、高座の王に下から拝謁して多少言葉をかけられる機会が提供された以外は、最終日の別れの公式謁見の後まで、ハリスは招かれることが結局なかった。

別れの公式謁見では当初シャム側は、王の米国大統領宛て親書と贈答品を引き渡す儀式を然るべき準備を踏んで行うことを想定していたと見られるが、ハリスが早期の出発に固執したため方針が変更され、親書と贈答品を引き渡すことなく別れの公式謁見のみが行われることとなった。その後初めて許された私的謁見において、大統領の贈答品受領リストと、大統領宛て親書を当座送れないことを記した書面（いずれも王の印章・署名を付す）が、ハリスに手渡された。後に別途送られた王の米国大統領宛て親書には、英国女王宛て親書に使われたような金の薄板は使われなかった。

一方、対米条約について、シャム側では、バウリングの来訪当初から米仏使節の来訪も待ち受けており、イギリスとの条約締結がアメリカ・フランスやその他諸国との条約締結にもつながる道筋を、あらかじめ踏まえていたように見受けられる。

こうした中、モンクット王は、米シャム条約が英シャム条約と同様の通商規定を盛り込んで調印されることには問題を見出さなかった一方、条約の形式面に強いこだわりを見せた。ハリスには条約交渉最終盤で、ロバーツ条約の前文を新たな米シャム条約にも採用したいという王の意向が、ウォンサ親王を通じて繰り返し伝えられた。ロバーツ条約の前文と、新たな米シャム条約に米国側が英シャム条約を基礎として想定した前文の最大の違いは、条約調印の主体として、米国大統領がシャム王の名と並置する形で対等に書かれていたか否かにある。モンクット王は、米国大統領と自ら並置される形式を嫌ったのではないかと推測される。ハリスはこれを、英仏の前でシャム王の地位を高めて見せようとする試みと解釈して反発したが、英シャム条約のコーチシナとの関係が気にかけていた前章の経緯も考え合わせれば、西洋君主国のみならず、アジア近隣諸国の視線もまた、やはり意識されていたのかもしれない。

プラカラホムやソムデット・オム・ノイ、プラクランが、ウォンサ親王と並んで再びシャム側全

権として任命されて行われた条約案文交渉では、再びプラカラホムが対米交渉を主導したが、今度は敵対的立場を鮮明にし、対英条約と同等の通商権利を米国には許すまいとした。ハリスは英シャム条約にプラスして追加的な権益をも獲得しようと交渉に臨んだが、この姿勢に直面して戦線の後退を余儀なくされる。一方で、ことに英国の脅威に対する危機意識を背景に、対外的な難事の際には米国がシャムのために仲裁国となるという義務条項を対米条約に入れたいという意向が、プラカラホム始め条約交渉委員からは、案文交渉の開始以前から繰り返し表明された。また海賊の跋扈や治安の悪化に伴うシャム貿易の被害をおそらく念頭に、外海を航行し外国諸港を訪れるシャム船に対する米国軍艦や米国領事の助力保護規定も、条約にとり入れることが提案された。ハリスはこの要望を入れる代わりに追加条項を獲得しようと目論んだが、英シャム条約と同等の通商権益すら確保できない恐れを前にこれを撤回せざるを得ず、結局、シャム船への米国軍艦・領事の助力保護規定の挿入と英シャム条約と同等の権益許可が引き換えに認められる形で、交渉は決着した。

英シャム条約の通商規定は、ソムデット・オム・ノイらの強い抵抗を、英使による交渉断絶の脅しをもって抑え込む形で受け入れられた前章の経緯を鑑みれば、シャム貴族・王族層の既得権益を大なり小なり蚕食するものであったと見て間違いのないと思われる。それが受け入れられたのは、最大の要因としては英国が脅威であったからであり、脅威でない他国にまで拡大することには、この時期、強い抵抗感が示されたものと考えられる。しかし結局、対英条約をほぼ基礎とする対米条約が受け入れられたのはなぜかと言えば、推測するほかないが、上述したモンクット王の原則的承認姿勢や、対外貿易で助力国があるのは損にはならないといった計算、それに、シャム宮廷における米国人宣教師の存在感などの要素が、肯定的に働いていたように見受けられる。

④……………最終考察

米使ハリスに対するシャム側待遇を英使パウリングへのそれと比較すれば、米使に対する待遇が細かに差別化され、英使よりも格下の外国使節として扱われていたことが、明瞭に読みとれる。そこから見えてくるのは、当時のシャム王室において、世界の国々の君主やその代表たちをランキング化して捉え、そのヒエラルキーの構造認識の下に、外国使節の待遇を差別化していた様相である。パークスがもたらした英国女王の親書に「あなたの親愛なる姉より」との署名を見出したシャム王がことのほか喜んだ経緯や、米国大統領の親書やシャム米条約の前文の記載をめぐって王が志向した対応からは、欧州の帝室・王室との高貴な交友関係に自らも一員として連なることを重視する一方、そうしたロイヤル・コネクションの圏外にある米国大統領とその代表の扱いを劣等視する世界観が浮かび上がってくる。

外国使節の待遇と条約締結の問題が、中国やコーチシナ（ヴェトナム）など、アジア域内諸国との従来におけるシャムの地位や威信の問題に直結していたという指摘⁽²⁰⁸⁾と考え合わせれば、それら欧米諸国との関係は、朝貢対象としてアジア域内で最高位に位置づけてきた中国や、東南アジア近隣の競合国、下位の朝貢国などとシャムの間に張り巡らされた複雑な序列認識の中に組み入れられ、新たに解釈されていたものと見なすべきであろう。

こと西洋との関係において顕著なのは、シャム王族・貴族層が、モンクット王を筆頭として、西

洋の外交慣習や国際儀礼、爵位を含む各種称号の貴賤、先端学術への知識の深浅といった問題に極めて敏感であり、西洋標準を意識した対応を心がけていた模様である。それは例えば、米使一行が到来すると、米国大統領の称号やハリスの肩書きが何よりも最初に気にかけられ、諸方面から照会された経緯や、ハリスの「全権使節 Envoy Plenipotentiary」との自称を受け、これを自分たちの側で、西洋国際法上より標準的な「全権公使 Minister Plenipotentiary」に言い換えた経緯に見てとれる。ハリスが持参していた全権委任状は、彼の肩書きを「日本総領事」としか言及せず、本格的な外交官としての地位を与えていないものであったため、シャム側ではおそらく不審の点が残ったと思われるが、以後は上記の「全権公使」との理解に基づき、ハリスのために放つ礼砲の数（17発）が定められ、シャム側によって実行されることとなる。

このような西洋的慣習への敏感な感受性は、シャム王室・貴族層における西洋文明の早期受容の実態と、連動していたと考えられる。モンクット王は、第1章で見たように、即位前に僧侶として過ごした数十年間、バンコクに居住するフランス人神父パルゴアや米国人宣教師らからラテン語・英語や様々な西洋近代学術の知識を習得し、即位する前後までには多数の英語蔵書を有し、英字紙を取り寄せて絶えず情報収集を行う習慣を身につけていた。またパウリング卿を含め政治外交・経済・学術・宗教、様々な分野の名士たちと英語で直接文通し、それを誇りとしていた。一方、モンクット王の実弟である第二王ピンクラオもまた、バンコク在住の英米人との交友を通じて兄以上に英語に堪能になり、軍事・海事・器械学に通じて、多数の英語蔵書、武器・化学製品・器械類のコレクション、器械工房・実験室を保有し、その2000人以上の護衛兵の半数は英国式に訓練されていたという⁽²⁰⁹⁾。両王の重臣らも、英語こそ自ら話さなかったものの、例えばブラカラホムの邸宅は、豪奢に鍍金した飾り縁のついた大鏡が壁を覆い、振り子時計、温度計、ロンドン博覧会の銅版画や、ナポレオン皇帝の戦争画がかけてあるという具合に欧化していた（CJTH, p.114/Jp.184）。彼らの身边には、英国商人の息子ハンター、元英軍中尉ノックス、自称アルメニア人のジョセフなどの外来人が雇われ、通訳や情報収集を担う右腕として使われていた⁽²¹⁰⁾。

その西洋文明受容はおそらく、中華世界の富や文明を貴び珍重してきた従来の世界観に代替する形というよりは、それに接続させ、融合させる形で、進められていたものと考えられる。それを端的に示すのが、英使パウリングがモンクット王に初めて公式謁見をした際、目にした謁見の間の以下のような光景である。

隔たったところにある王座の両側には、多数の従者が並んでいた。広間の円柱には、法王及び英国とポルトガルの女王の肖像画が同じ円柱に掛けられ、その反対側の円柱には中国道光帝の肖像画がかけられていた。また1851年の大英博覧会の幾つかの銅版画、黄埔の少年によって描かれた国旗のコレクション、誰かは分からない他の何人かの人物の肖像画があった（BJp.311）。

それは、中国皇帝をヒエラルキーの頂点とする従来のアジア域内の序列認識に、ヨーロッパの高貴な王者たちを並置させ、これら世界の帝王・王者たちが体現する威信と文明と富に接続し連なる王者として、自らがあるというシャム王の世界観を、象徴する光景である。そしてそこには例えば、共和国の元首であり何らの高貴な称号も持たない米国大統領の出る幕は、おそらくなかったのである。

ようやくの思いで条約調印を終え、モンクット王に別れの謁見を行ったハリスは、その折に事実上初めて王との私的謁見も許され、その私宮で言葉を交わした。そこで王は、ハリスが「今まで聞いたうちで最も浅薄で学術的な会話」を行い、「話せるあらゆる言語、少しばかりかじった様々な科学、自らが会員となっている学術協会、文通している世界の様々な人々を並べ立てた」という(CJTH, p.161/Jp.245)。

そうした王にとり、ことに英使パウリング卿は、厚遇すべき最たる賓客であったはずである。なぜなら彼は、中国皇帝と並置して尊崇されるべき英国女王の特使であったのみならず、ナイト号と法学博士号を有し、外国語文学や政治・経済分野で数々の著作があり、10以上の諸言語を操り、欧州の数々の学術協会に会員として名を連ねる名士であった⁽²¹²⁾。そこにいくとハリスは、欧州の階級社会の称号を持たない米国大統領から派遣された、無名の商人あがりのにわか「外交官」であり、解する外国語は3ヵ国語程度、爵位も学位も著作もなければ、学術協会の会員でもなかった⁽²¹³⁾。条約交渉を終えたハリスは、シャム王族や貴族らを称して、優位者には平伏し、翻って自らに平伏する下位者は増やそうと試みる「奴隷根性の国民 A nation of slaves」と酷評し、二度とこの国には派遣されたくないと断じ(CJTH, p.153/Jpp.234-235)、バンコクを旅立った。

ときに、フランス貴族の家柄に生まれたアレクシス・ドゥ・トクヴィルは、1830年代の米国を見聞して著したその名著『アメリカのデモクラシー』の中で、ヨーロッパを訪れた米国人の心理を、以下のように表現している。

アメリカ人は胸いっぱい誇りをもって国を出る。ヨーロッパに着くと、早速、ここでは合衆国とそこに住む偉大な人民については自分で思っていたほど人々の関心がないことに気づく。これが彼の苛立ちの始まりである。

彼は、われわれ旧世界の半球で境遇が平等でないことはすでに聞いている。実際、彼はヨーロッパの諸国民にあっては身分の痕跡が完全に消えていないことに気づく。ここでは富と生まれがなお曖昧な特権を保持しており、アメリカ人にとってはこれを無視することも明確に把握することも同じように難しい。この光景は彼を驚かせ、不安にする。〔中略〕〔彼は〕高すぎる場所に身をおくのを恐れ、とりわけ必要以上に下に格付けされることを心配する。この二重の危険は彼の精神をいつも拘束し、彼の言動を不断に悩ませる。

彼は、言い伝えによって、ヨーロッパでは社交儀礼に地位による無限のヴァリエーションがあることを教えられている。過去の時代のこの思い出は彼の悩みの種となり、自分に相応しい扱いとは何か正確に知らないだけに、一層、然るべき敬意を受けないことを怖れる。彼はだから、いつも、落とし穴に囲まれた中を歩く男のような足取りで進む⁽²¹⁴⁾。

この描写は、シャムを訪れ、バンコクの王族・貴族たちと交流せねばならなかったハリスの心理をもまた、相当程度に言い当てているように考えられる。その驚くべき予見性は、シャムもまた、身分制が色濃く根を張る「旧世界」ということではヨーロッパと共通し、かつアジア諸国間の従来の序列認識を保ちつつ、ヨーロッパ諸国間の文明規範をもまた、付随する「身分の痕跡」もろとも、受け入れるのに余念がなかったことに、由来するのではないかと思われる⁽²¹⁵⁾。

以上のようなシャムでの経験は、その後まもなく対日外交に着手することとなったハリスにとって、どのような意味を持ったのであろうか。本稿冒頭で呈示したこの問題の正面からの考察は、今

後彼の対日交渉を、未公開のハリス関係史料を動員して実証的に再検討していく作業を通じて行うこととなるが、最後に展望を兼ね、この問いに関する現段階の考えを示しておきたい。ハリスがシャムでの初めての外交経験から得た教訓があったとすれば、それは、交渉相手に見くびられ、差別的待遇を受けるといったことを許してはならない、米国大統領から派遣された使節として然るべき対応を受け、要求せねばならない、そして他の西洋国によって先例が作られ、それに追従する立場になるのを避け、自らが外交の先例を作り、日本における米国の優位的な地位を築いていく必要がある、といったことであつたのではないかと考える。実際、彼は例えば、その後の対日交渉で、本国から持参した米国大統領の將軍宛て親書がどう扱われるかに強くこだわり、出先の下田奉行を介してそれを受け取ろうとする日本側の促しを断固拒否し、江戸城で將軍に謁見して自ら奉呈することをあくまで要求し、粘り強い交渉を通じてそれを実現した。⁽²¹⁶⁾ 將軍との謁見に際しては、然るべき儀礼が行われるよう目を光らせ、彼の目からしてその立場にそぐわない不当に低い扱いがなされた⁽²¹⁷⁾と見ると、強く抗議し、謁見儀礼のやり直しを求めた。通商条約の交渉や、その後の徳川政権による遣外使節の派遣に際しては、米国が一番乗りの相手国になることに強くこだわり、オランダや英国など他の西洋国が先を越すことがないよう、入念な予防線を張った。⁽²¹⁸⁾ こうしたハリスのこだわりの背後では、米国の代表としての自負に加えて、シャムで味わった苦い経験から彼が得た教訓が、作用していたのではないと思われる。

ところで、米使ハリスを迎えた徳川日本は、シャムと同様、身分制社会であり、国内においては、身分格式の序列を示し演出する表象システムが高度な発展を見せていた。⁽²¹⁹⁾ しかし日本においてハリスは、シャムで味わったような差別待遇に憤慨するような経験はせず、当初、日本側当局が彼への対応で発する「嘘」に憤慨することはあつても、⁽²²⁰⁾ 次第に、対応する徳川政権の通訳や外務官僚ら（オランダ通詞森山多吉郎、下田奉行井上清直や目付岩瀬忠震、外国掛老中堀田正睦や安藤信正など）と打ち解け、信頼関係を築いていった。⁽²²¹⁾ そうした中ハリスは、彼らにとって、「西洋の衝撃」の体现者になるのみならず、西洋の外交・国際法や通商の流儀、最新の世界情勢を伝える伝道者、そのような中で日本がとり得る方針についての助言者となり、上述したような幕府外務官僚は熱心にそれに耳を傾けた。⁽²²²⁾ 彼はやがて親日外交に傾き、西洋列強に対する日本の「干城」をもって任じ、幕末外交の一期間、甚大な影響力を及ぼすこととなる。⁽²²³⁾ 第3章で見たように、ヨーロッパ列強との難事の際、米国が仲裁に入るという規定の条約載録をシャム側から再三にわたって求められた際、ハリスはこれについて応じなかったが、日本との条約においては、その仲裁条項を第2条に高々と掲げることとなる。その対応の違いはおそらく、米国本国政府の方針のみに起因するものではない。シャムでの実際の交渉でハリスは、アジアの国々は侵略的な西洋列強に対処するため仲介国の存在を強く求めているという観測を得たであろう。彼は、日本でこの状況を、自らの交渉上の立場を有利にするために最大限活用したものと考えられる。かつまた、シャムでの差別的待遇、及びそれと好対照を成す、こうした日本での肯定的経験の差異も、米国仲裁規定をめぐる対応の区別を生む背景となったと見てよいと思われる。

それにしても、米使ハリスに対するこの二国の対応の違いは、どういったところに起因しているのであろうか。そこには、様々な要因が考えられるであろう。例えばシャムは、本稿で示唆したように、アジア域内における国家間関係や社会の身分格式の序列を、西洋におけるそれと連続的に考

え、19世紀中葉期、後者を前者に組み込む形で、関係する諸概念を再編成していたように見受けられるが、同時期の日本においては、両者はあまりにも隔絶し、また西洋における身分格式序列の実態についてはあまりにも知られておらず、連続的に考え得る素地が欠如していたのではない。またシャムは、対米交渉以前に、英領インド・海峡植民地と長らく接し、それも媒介として上流階級は西洋的文化や慣習を同時代の日本と比べれば既に相当程度受け入れ、また国内には膨大な華人人口と並んで、アユタヤー朝時代から居留するポルトガル系人口⁽²²⁴⁾や、限定的ながらフランス人、英国人、米国人（特に宣教師）などが既にしばらく居留して王族・貴族らと交流を持ち、ことにモンクットは彼らから西洋文化・学術を熱心に摂取し、その上で英使バウリングを接遇するという経験をしてきたため、英国ないしヨーロッパ文化の文脈において米使ハリスを見るという回路が既にできあがっていたのではない。一方日本では、オランダ風説書・別段風説書や蘭学研究を通じて西洋情報がつとに流入し、知識人層に流通していたものの、それらは多く、時事情報や地理、海防に必要な諸学や医学・天文学・博物学等に関するものであり、法政経の分野の情報摂取は手薄で、例えば西洋との外交に必要な国際法については、ハリスへの対応時点でほとんど知識が欠如していた⁽²²⁶⁾。また西洋人との直接の関係に至っては、17世紀前半にポルトガル人宣教師らが国外追放されて以降、国内には平戸その後長崎（出島）の限定された空間にごく少数のオランダ人が居留して、当地の日本当局と限定的な接触を持ち、時折江戸参府を行って少数の幕閣や少数の民間人と限定的交流を持つばかりという状況が、幕末時点で既に200年余は続いていた⁽²²⁷⁾。その後もハリス以前に来日し、日本人と接触を持った西洋人はごく限られ（米使ベリー、露使プチャーチン、英使スターリングと彼らの配下の一部将校や通訳など）、接触した日本人と交流の内容は、やはりごく限定されていた。こうした中で、米使ハリスを受け入れ、彼と数年にわたって交渉するという経験は、対応した日本人にとり、西洋人との実質的には初めての濃密な交流であり、ハリスが容易に、「西洋」全体を体現する立場になり得たのではない。

こうした背景事情はより綿密で広い視野からの考察を要する問題であるが、例えばこのように、来日前のシャム経験と対比することでより良く見えてくるように思われる、ハリスの新たな陰影や幕末期の日本外交の諸特徴に注意を払いつつ、彼の対日外交、ひいては日本の近代的外交の出発点を改めて解析していくこと、それを今後の課題として、本稿を終えることとする。

〔付記〕本稿で参照したニューヨーク市立大学所蔵ハリス文書（The Letters and Papers of Townsend Harris: LPTH）の利用に当たっては、三谷博氏、及びニューヨーク市立大学コーエン図書館のCharles Stewart氏（館長〔当時〕）、Sydney van Nort氏（文書室司書）を始めとするスタッフの方々の温かなサポートを得た。ここに記して深謝する。本稿は、国立歴史民俗博物館基盤研究「近世近代転換期東アジア国際関係史の再検討－日本・中国・シャムの相互比較から」（代表者：福岡万里子、2016～2018年度）及び2018年度人間文化研究機構若手研究者海外派遣プログラムの他、以下のJSPS科研費の成果の一部である。若手研究（B）15K16816「幕末維新时期日本をめぐる国際関係史の再構築に向けて－東アジア比較・世界史の視点から」（研究代表者：福岡万里子、2015～2019年度）；基盤研究（C）20K00996「日本開国史の再構築－「開国のかたち」をめぐる国際的相剋の解明」（研究代表者：福岡万里子、2020～2024年度）；基盤研究（B）20H01464「明

治政治外交史の完成を目指して：極東の国際関係と薩長交代」(研究代表者：五百旗頭薫，2020～2024年度)

(※) 本稿で使用した略号については，註(99)(100)(120)～(124)を参照。

註

(1)——Mario E. Cosenza, *The Complete Journal of Townsend Harris*. Revised Edition. Charles E. Tuttle Company: Rutland, Vermont & Tokyo, Japan, 1959, pp.1-16 (Introduction); カール・クロウ著，田坂長次郎訳『ハリス伝－日本の扉を開いた男』平凡社，1966年〔原著1939年〕；坂田精一『ハリス』（吉川弘文館，1961年）；中西道子『タウンゼント・ハリス－教育と外交にかけた生涯』（有隣堂，1993年）など参照。

(2)——嶋村元宏「幕末通商条約をめぐるアメリカの対日政策について－アジアにおけるT・ハリスの外交活動を中心に」(『青山史学』23巻，2005年)。

(3)——Cosenza, *The Complete Journal of Townsend Harris*, pp.79-163; 坂田精一訳『ハリス 日本滞在記』上巻，岩波書店，1953年，pp.145-248。

(4)——タイ史研究者・小泉順子氏のご教示による。

(5)——英シャム交渉についてはニコラス・ターリングによる以下の専論がある。Nicholas Tarling, *The Mission of Sir John Bowring to Siam. The Journal of the Siam Society*, vol.50-2, 1962. ただしパウリングの刊行日誌やパークスの未刊行日誌などから条約交渉の要点のみを取り出して考察しており，交渉におけるシャム側待遇を含めて米シャム交渉と比較するには，原史料にさかのぼった再検討が必要である。

(6)——Sarasin Viraphol, *Tribute and Profit: Sino-Siamese Trade 1652-1853*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press 1977, Chapter 2, 11.

(7)——Sarasin, *Tribute and Profit*, pp.174-175.

(8)——Jennifer Wayne Cushman, *Fields from the Sea: Chinese Junk Trade with Siam during the Late Eighteenth and Early Nineteenth Century*. Ithaca, New York: Cornell University, 1993, p.62)

(9)——Sarasin, *Tribute and Profit*, pp.173-174, p.177; Cushman, *Fields from the Sea*, p.44; Hong Lysa, *Thailand in the Nineteenth Century: Evolution of the Economy and Society*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1984, pp.56-59. これらの情報の典拠は後述のクロウファードやバーニーらシャムを訪れた英国使節らによる同時代の記録であるが，彼らの理解がラーマ

二世王時代(1809-24)のシャムの商業慣行に対する無知の上に成り立っていたとの指摘もある。それによれば，二世王の宮廷が独占的に交易を行っていたのは，胡椒など交易量の多い特定の商品のみであり，独占対象であった品目も，宮廷が全ての生産量を強制的に買い上げるのではなく，王室ジャンクが国外輸出を行う分の商品を買上げ，生産量のうち残った分は自由に交易されていたという(飯島直子・小泉順子編『世界歴史大系 タイ史』山川出版社，2020年，第4章「華人の時代」(増田えりか執筆) p.234)。

(10)——Cushman, *Fields from the Sea*, Ch.2. 参照，岩井茂樹『朝貢・海禁・互市－近世東アジアの貿易と秩序』名古屋大学出版会，2020年。

(11)——Cushman, *Fields from the Sea*, p.2, pp.37-39, p.44.

(12)——Anthony Reid, *A New Phase of Commercial Expansion in Southeast Asia, 1760-1850*. In: Anthony Reid (ed.), *The Last Stand of Asian Autonomies: Responses to Modernity in the Diverse States of Southeast Asia and Korea, 1750-1900*. Houndmills, Basingstoke: Macmillan 1997, pp.57-81, esp. p.69.

(13)——信夫清三郎『ラッフルズ伝』(平凡社，1968年)第9章；Wong Lin Ken, Singapore: Its Growth as an Entrepot Port, 1819-1914. In: *Journal of Southeast Asian Studies*, 9:1, 1978, pp.50-84, esp. p.56; Atsushi Kobayashi, *The Role of Singapore in the Growth of Intra-Southeast Asian Trade, c.1820-1852*. In: *Southeast Asian Studies*, Vol.2, No.3, December 2013, pp.443-474.

(14)——Wong Lin Ken, *The Trade of Singapore, 1819-69*. *Journal of the Malayan Branch Royal Asiatic Society*, vol.XXXIII, Part 4, December 1960, p.138.

(15)——Kobayashi, *The Role of Singapore*, p.461; Wong, *The Trade of Singapore*, p.152, 138.

(16)——Anthony Reid, *Southeast Asian Consumption of Indian and British Cotton Cloth, 1600-1850*. In: Giorgio Riello and Thirthankar Roy (eds.), *How India Clothed the World: The World of South Asian Textiles, 1500-1850*. Leiden, Boston: Brill, 2009, pp.31-114, esp.p.50.

(17)——Wong, *The Trade of Singapore*, pp.136-137.

(18)——なおクローファードとバーネイの両使節は英国東インド会社によって派遣され、後段で触れるように、マレー半島方向に拡大しつつあった英領植民地と近隣の王国シヤムとの間で生じた政治的懸案の解決を、通商条件の改善とともに目的としていた。

(19)——Michael Greenberg, *British Trade and the Opening of China 1800-42*. Cambridge, New York: Cambridge University Press, 1951; W. G. Miller, *British Traders in the East Indies 1770-1820: 'At Home in the Eastern Seas.'* World of the East India Company, Vol.19. Woodbridge : The Boydell Press, 2020, pp.1-31; Eric Tagliacozzo, *Coasting to Canton: Junks, Country Traders, and the Southeast Asian "Exotica Trade," 1786-1842*. In: Geoffrey B. Hainsworth (ed.), *Globalization and the Asian Economic Crisis: Indigenous Responses, Coping Strategies, and Governance Reform in Southeast Asia*. Vancouver: Center for Southeast Asia Research, Institute of Asian Research, University of British Columbia, 1999, pp.39-58.

(20)——Wong, *The Trade of Singapore*, p.134; Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, p.96.

(21)——Reid, *Consumption of Indian and British Cotton Cloth*, pp.44-49.

(22)——Wong, *The Trade of Singapore*, p.134.

(23)——Tyler Dennett, *Americans in Eastern Asia: A Critical Study of the Policy of the United States with reference to China, Japan and Korea in the 19th Century*. New York: Ontagon Books, 1979 (originally published in 1922), Ch.1-2; Jonathan Goldstein, *Philadelphia and the China Trade 1682-1846: Commercial, Cultural, and Attitudinal Effects*. University Park and London: The Pennsylvania State University Press, 1978, Ch.2.

(24)——James Fichter, *So Great a Profit: How the East Indies Trade Transformed Anglo-American Capitalism*. Cambridge, Massachusetts & London, England: Harvard University Press, 2010. 同書によれば、ナポレオン戦争中、アジア各地に植民地を有していたフランス・オランダ・スペインなどは、フランス陣営としてイギリスと敵対関係になり、同諸国の東インド貿易はその間、海上の覇権を握る英国海軍の攻撃・拿捕の危険にさらされ麻痺状態に陥った。その間隙に入り込み、同諸国のアジア拠点間とヨーロッパ大陸本国との間の貿易を担って多大の利益を上げたのが、戦争中ほとんどの時期に中立を保つ

た米国の船舶であった。米国船は例えば、蘭領ジャワやスペイン領フィリピンから砂糖やコーヒー、胡椒含む香辛料、インディゴなどの東南アジア植民地産物を、オランダ船やスペイン船に代わって輸出した。それらの相当量が、英国船に対する大陸封鎖の下にあるヨーロッパ大陸市場に持ち込まれ売却された(米国経由の再輸出もあった)。日本の長崎・出島がこの間経験した米国船による「中立国備船時代」の経過を考えれば(金井圓『日蘭交渉史の研究』思文閣出版、1986年、第9～11章)、バタフィアと長崎間を含め、こうした商品のアジア間貿易にもまた、米国船は従事したものと思われる(参照、横山伊徳『開国前夜の世界』吉川弘文館、2013年、pp.80-88, p.127等)。米国船による中国からの茶の輸出も戦争中に活発化し、米国市場で消費される他、英国東インド会社が専売権を有する英領カナダに密輸されたり、ヨーロッパ大陸に再輸出されたりした。さらに米国船は、1794年のジェイ条約以降、インド洋海域のイギリス領諸港において、会社船と同等の条件で貿易を行える特権を有しており、それら英領諸港もまた、米国船のアジア間貿易や欧米との貿易のルートに自由に組み込めた(ジェイ条約については特に、Fichter, *So Great a Profit*, pp.176-178を参照)。なおこれは、ナポレオン戦争の途中までは米国同様中立国の利点を有していたハンブルクやブレーメンなどのハンザ諸都市船などは享受し得ない、米国船独自の強みであったと考えられる。Cf: Mariko Fukuoka, "German Merchants in the Indian Ocean World: From Early Modern Paralysis to Modern Animation." In: Angela Schottenhammer (ed.), *Early Global Interconnectivity across the Indian Ocean World*, vol.I: Commercial Structures and Exchanges. Palgrave Mcmillan, February 2019, pp.279-280.

(25)——Fichter, *So Great a Profit*, esp. Ch.3. 同書によれば、英国の東インド貿易の利益は、中国茶やインド綿製品を含む東インド産品の英国市場での売却益のみならず、ヨーロッパ大陸や新大陸の市場への再輸出からも上げられていたが、英国船はナポレオン戦争中、大陸封鎖により欧州市場を鎖され、そうした再輸出益は急下降した。一方、ヨーロッパと東インドの間の直接貿易や、カナダなどの新大陸英領植民地への再輸出に従事できる英国船は、英国東インド会社の独占権から会社船に限られ、英国私貿易船は参入できなかった。東インド域内においても英国船は、1811年以降に英国が蘭領ジャワや仏領マスカレーヌ諸島などを占領するまで、英国の敵陣営の植民地港には近寄れない一方、米国船は自由に出入りし、

貿易ができた。以下、本段落は同書による。

(26)——Dennett, *Americans in Eastern Asia*, Ch.II, III, IV, XIII; Goldstein, *Philadelphia and the China Trade*; Jacques M. Downs, *The Golden Ghetto: The American Commercial Community at Canton and the Shaping of American China Policy, 1784-1844*. Bethlehem: Lehigh University Press, London: Associated University Press, 1997. Cf. Leonard Blussé, *Visible Cities: Canton, Nagasaki, and Batavia and the Coming of the Americans*. Cambridge and London: Harvard University Press, 2008.

(27)——米国商人による南京木綿の中国からの輸出は1830年代には減少傾向に転じた (Dennett, *Americans in Eastern Asia*, p.74)。

(28)——それ以降も出超貿易は続いたが、同時に徐々に米国綿製品が中国輸出品の有力商品に育っていった (Dennett, pp.73-74)。

(29)——横山伊徳『開国前夜の世界』 pp.12-13。

(30)——Dennett, *Americans in Eastern Asia*, p.38; 木村和男『毛皮交易が創る世界—ハドソン湾からユーラシアへ』(岩波書店, 2004年) pp.120-149; Fichter, *So Great a Proffit*, pp.213-218; Cf. Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, pp.23-25. 1793年から1815年にかけて、北米大陸北西岸に来航した292隻の毛皮交易船のうち、3分の2以上の201隻は米国船であったという (Fichter, p.213)。

(31)——Dennett, *Americans in Eastern Asia*, Ch.VI; Goldstein, *Philadelphia and the China Trade*, Ch.4; Downs, *The Golden Ghetto*, Ch.3; Fichter, *So Great a Proffit*, Ch.8, esp. pp.229-231. ただしアヘン輸入により利益を上げることを道徳的に批難し、それを扱わなかった米国商会・商人も一定数あり続けた (Dennett, p.119; Goldstein, pp.50-52)。1850年代に東インド貿易に参入し、その後駐日総領事に任命されたタウンゼント・ハリスはその一人である (後述 p.127 及び註 125 参照)。

(32)——Downs, *The Golden Ghetto*, pp.124-128.

(33)——Downs, *The Golden Ghetto*, pp.105-108; 木村和男『毛皮交易が創る世界』 pp.140-145; Fichter, *So Great a Proffit*, pp.218-222; pp.229-231. Cf. Goldstein, *Philadelphia and the China Trade*, pp.46-48.

(34)——ナポレオン戦争期から戦後にかけては、中南米のスペイン植民地に独立へ向けた政治動乱が広がり (メキシコ独立戦争など)、それとともに銀鉱山の操業が中断・混乱して、世界全体の銀流通量が減少した。こうし

た動向は、中国貿易に従来スペイン領ラテンアメリカで鑄造されたカルロス銀貨を大量に持ち込んでいた米国商人にも大きな影響を及ぼし、1820年代後半から30年代にかけて、米国から中国への銀輸出货量は急減した (豊岡康史・大橋厚子編『銀の流通と中国・東南アジア』山川出版社, 2019年。特に同書 p.69, p.159 掲載の図参照。文献につき桃木至朗氏のご教示を得た)。このような要因からも、銀貨に代わる中国貿易での輸出品の調達への圧力は強まったと思われる。

(35)——英国私貿易商人はアヘン等の利益の送金のため、英国東インド会社がカントンに置く Select Committee の交換局発行のロンドンないしインド宛て手形を購入したが、会社は中国茶の購入に必要な額の銀貨が入手される毎に、手形販売を締め切ってしまった。そうして生じた余剰銀の送金手段として、米国商人が中国市場に持ち込んだロンドン宛て手形 (通称「アメリカ手形」) が求められた。米国商人は手形に付帯する利子のため、銀貨を直接中国へ持ち込むよりも有利であり、また英国商人にとっても会社発行の手形よりも利回りが良く、かつ東インド会社から自立し得る送金手段として、好まれたようである (Downs, *The Golden Ghetto*, p.109; Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, pp.161-165; 井上裕正『林則徐』(中国歴史人物選第12巻) 白帝社, 1994年, p.141-142)。

(36)——Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, pp.99-103; Wong, *The Trade of Singapore*, pp.125-126.

(37)——Greenberg, p.102; Downs, *The Golden Ghetto*, pp.158-159.

(38)——Fichter, *So Great a Proffit*, p.238, pp.250-251.

(39)——Downs, *The Golden Ghetto*, pp.159-160. 当初米国の綿製品は英国のそれに価格競争力で劣ったが、徐々に競争に堪え得るようになり、1842-43年までには、米国船により中国に輸出される米国綿製品は英国綿製品の8.5倍になった (Dennett, *Americans in the Eastern Asia*, pp.73-74)。

(40)——Downs, *The Golden Ghetto*, p.204.

(41)——Ibid.: 井上裕正『林則徐』第3・4章。清朝のアヘン政策史については、井上裕正『清代アヘン政策史の研究』(京都大学出版会, 2004年)を参照。

(42)——木村和男『毛皮交易が創る世界』 pp.145-147; Fichter, *So Great a Proffit*, p.213. Cf. Downs, *The Golden Ghetto*, pp.105-106.

(43)——大橋厚子「銀の流通に学ぶ十九世紀前半の東南

アジア諸国家の動向－域外貿易を重視した概説」(註(34)前掲, 豊岡・大橋編『銀の流通と中国・東南アジア』4章) pp.188-190。道光不況については, 同書2章所収の岸本美緒「十九世紀前半における外国銀と中国国内経済」を参照。

(44)——横山伊徳『開国前夜の日本』p.277。

(45)——後述のように, ロバーツ使節にシヤムとの条約締結が付託されたのは, 蘭領東インドのジャワ駐在米商領事の建議を主に受けたものであり, ナポレオン戦争後(特に1824年ロンドン条約後)における蘭領東インドと米商商人の関係を踏まえることが, その背景考察には欠かせないが, これまでのところ, 関連研究を見出せていない。

(46)——1830年代にはまた, 北米大陸北西部や太平洋の既知の地域・海域における毛皮やビャクダンなどの産出が乱獲の影響で枯渇する状況の中, 政府が遠征隊を派遣して新たな産出地を探訪調査・発見し, 米商商人の中国貿易をバックアップして欲しいという訴えが, 米商政府に繰り返されるようになった。Michael Block, The Importance of the China Trade in American Exploration and Conquest in the Pacific, 1830 - 1850. In: Paul A. Van Dyke (ed.), *Americans and Macao: Trade, Smuggling, and Diplomacy on the South China Coast*. Hon Kong: Hong Kong University Press, 2012, pp.95-103.

(47)——Instructions to John Crawford, Esq. Agent to the Governor-General, On a Mission to the Eastward, 29th September, 1821 (John Crawford, *Journal of an Embassy to the Courts of Siam and Cochin China*. With an Introduction by David K. Wyatt. Kuala Lumpur, London and New York: Oxford University Press, 1967 (originally published in 1828) pp.589-595; David K. Wyatt, *Thailand: A Short History*. New Haven and London: Yale University Press, 1982, pp.164-165; 前掲『世界歴史大系 タイ史』第4章(増田えりか執筆) p.234。

(48)——David K. Wyatt, *Thailand: A Short History*, pp.168-169; 前掲『世界歴史大系 タイ史』第4章(増田えりか執筆) p.235-236。

(49)——Wyatt, *Thailand: A Short History*, p.169。

(50)——Treaty and Commercial Agreement between the East India Co. (Great Britain) and Siam, signed at Bangkok, 20 June 1826. *Consolidated Treaty Series*. Edited and annotated by Clive Parry. London: Oceana Publications, Inc., 1969-1981, vol.76, pp.303-312。

(51)——Wyatt, *Thailand: A Short History*, p.169。

(52)——前掲『世界歴史大系 タイ史』第4章(増田えりか執筆), p.236, 240。

(53)——Sarasin, *Tribute and Profit*, p.215。

(54)——Sarasin, *Tribute and Profit*, pp.204-205。ラーマ三世王期以降の19世紀シヤムにおける徴税請負制度の展開について, 詳細は以下を参照。Hong Lysa, *Thailand in the Nineteenth Century*, pp.69-131。

(55)——Dennett, *Americans in Eastern Sea*, pp.129-131; Allan Cole, Plans of Edmund Robert for Negotiation in Nippon. In: *Monumenta Nipponica*, Vol.4, No.2 (July 1941), pp.497-513; 横山伊徳『開国前夜の世界』pp.277-279。

(56)——Treaty of Amity and Commerce between Siam and the United States, signed at Bangkok, 20 March 1833. *Consolidated Treaty Series*, vol.83, pp.212-215。なお以上のバーネイ条約とロバーツ条約に先立つ1820年, ポルトガルとの条約が結ばれ, 同国にシヤムへの総領事設置権が特権的に認められており, バンコクには, Carlos Manuel da Silveiraを初代としてポルトガル総領事が駐在していた。同条約は, ゴアのポルトガル領インド総督がマカオ市議会の有力者と連携して派遣した使節が, ラーマ二世治下のシヤム王室側と交渉した結果として, 事実上合意されたものであった(調印に際し, シヤム側では王の公印ではなくプラクランの公印のみが付されたこと, また条約を記す用紙に金葉表が使われなかったことから, 条約の有効性を疑問視する見方が, タイの後世の歴史叙述では存在する模様である。ただし後続のバーネイ・ロバーツ条約もそれらの点では同様であり, パウリング条約以降の諸条約も金葉表が使われなかった点では同様である)。シヤムにはアユタヤ朝時代からポルトガル系人口が居留しており(後註224文献参照), 1820年の条約は, 彼らの旧来の権利を認める側面を有するとともに, ナポレオン戦争後のアジア海域秩序の再編成の中で, ポルトガルが, インド洋海域(ゴア)と中国海域(マカオ)の間の貿易中継地点として, シヤムとの関係の再構築を図った意味合いがある模様である(Miguel Castelo-Branco, *The Portuguese-Siamese Treaty of 1820: Siam's First Attempt of Integration into the International Community*. Instituto Do Oriente: Lisbon, 2011)。

(57)——註(3)前掲Cosenza, *The Complete Journal of Townsend Harris*, p.120; 坂田精一訳『ハリス 日本滞在記』p.193(1856年4月6日条)。引用の訳文は, 邦訳をベースとしつつ, 原文照合の上, 表現を調整した場合がある。以下同様(なお解釈の変更を伴う場合はその旨

注記した)。また以下、邦訳書がない欧文史料からの引用は、拙訳による。

(58)——Sarasin, *Tribute and Profit*, p.216.

(59)——M.L. Manich Jumsai, *King Mongkut and Sir John Bowring: From Sir John Bowring's personal files, kept at the Royal Thai Embassy in London*. Bangkok: Chalermnit, 1970, p.14.

(60)——Jumsai, *King Mongkut and Sir John Bowring*, p.20. なおこれに先立つ1848年、シンガポール商業会議所は同様の訴えと、この間結ばれていた中国との南京条約をモデルとしたバーネイ条約改定の要望を、シンガポールを含む英領海峡植民地を支配する英領インド政府に送り、特に船幅税と米禁輸の廃止を訴えていたが取り合ってもらえず、苛立った商業会議所が英国政府へ直訴したのであった (Wong, *The Trade of Singapore*, p.144)。英国東インド会社を統治主体とする英領インド政府と、シンガポールを中心とする海峡植民地の関係、後者が前者の支配に不満を募らせ、1850年代末以降英国国王の直轄植民地の地位を獲得する過程については、以下を参照。Anthony Webster, *The Development of British Commercial and Political Networks in the Straits Settlements 1800 to 1868: The Rise of a Colonial and Regional Economic Identity?* In: *Modern Asian Studies*, vol.45, No.4, 2011, pp.899-929; 川村朋貴「アジア海域世界のイギリス帝国—シンガポールを事例にして(一八一九—六七年)」(濱下武志監修, 川村朋貴ほか編『海域世界のネットワークと重層性』桂書房, 2008年, 第七章)。

(61)——Jumsai, *King Mongkut and Sir John Bowring*, pp.20-22; Wong, *The Trade of Singapore*, p.145. 条約草案に付属する通商章呈草案には、アヘン禁輸、油・武器・弾薬・鉄・pan・鋼製品・蒸留酒・チーク材 (いずれもシャム政府が徴税請負に出していた品目) 以外の商品の貿易の自由、米・白砂糖・sticlac・獣の角・赤砂糖・塩・蘇木以外の全産物の国内関税免除が規定されていた (Wong, p.145)。

(62)——Ahmat, Joseph Balestier: *The First American Consul in Singapore 1833-1852*, pp.120-121. In: *Journal of the Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society*, vol.39, no.2 (210), 1966, pp.108-122. ニューヨーク市立大学所蔵ハリス文書 (LPTH, SII-8. 後註 (122) 参照) 掲載の新聞記事抜粋 (*New York Daily Times*, October 9, 1855) 及び米国議会文書 Senate's Executive Document, 32rd Congress, 1st Session, No.28 に、ペールスティア

のシャム訪問の際の詳しい経過の記載が見える。

(63)——註(13)前掲Kobayashi, *The Role of Singapore*, pp.467-477 では、多様な商人の間の仲介商として活躍したシンガポールの有力な華人商として Tan Kim Ching (陳金鐘) を取り上げ、彼らの扱った商品の内訳から、その仲介業の実態を考察している。陳一族はシャム王モンクットの即位前の時代からのシンガポールにおけるエージェントでもあった (後註 88 参照)。19世紀前半のアジア間貿易の活況に関する統計データに基づく概括的研究として、以下を参照。Kaoru Sugihara, *The Resurgence of Intra-Asian Trade, 1800-1850*. In: Riello and Roy (eds.), *How India Clothed the World*, 2009, pp.139-169; 杉原薫「19世紀前半のアジア交易圏—統計的考察」(籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワーク—長期の19世紀』世界思想社, 2009年) 第9章。

(64)——Wong, *The Trade of Singapore*, p.140.

(65)——Ibid. p.144. 典拠は1848年にシンガポール当局が英領インド政府へ寄せた報告。Kobayashi, *The Role of Singapore*, p.461によれば、シャムからシンガポールへの輸入統計 (1828・35・44・52年) では、砂糖が常に輸入額の第1位を占め (39~49%), 米は1828年・35年は第2位 (10%・19%), 1844年は不明 (統計に見えず), 1852年は第7位 (4%) である。うち1852年の輸出品内訳は以下の通り。①砂糖 (45%) ②蘇木 (13%) ③刃物類 Cutlery (7%) ④生糸 (6%) ⑤スズ (4%) ⑥油 (4%) ⑦米 (4%) ⑧ Stick-lac (3%) ⑨獣皮 Hides (3%) ⑩雑貨 (2%) (計 523,980 スペインドル)。

(66)——Kobayashi, *The Role of Singapore*, p.461 (輸出統計); Wong, *The Trade of Singapore*, p.145. 1852年の輸出品内訳は以下の通り (Kobayashi, p.461)。①ヨーロッパ産綿製品 (50%) ②アヘン (26%) ③インド産綿製品 (10%) ④綿糸 (8%) ⑤米 (1%) ⑥トウ Rattan (1%) (計 503,519 スペインドル)。

(67)——ロバート・ハンターと彼の商社 Messrs. Hunter, Hayes & Co. が、この例外的立場を、1820年代から1843年まで享受し得た (Wong, *The Trade of Singapore*, pp.140-143)。後述するバウリングの対シャム交渉で登場するシャム政府の英語通訳ハンターは、その息子と思われる (112, 113頁ほか)。

(68)——Chinese Maritime Customs (ed.), *Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States. Vol.1, Second Edition*. Shanghai: The Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, 1917, p.368.

- (69)——Cushman, *Fields from the Sea*, p.61.
- (70)——Cushman, pp.61-62.
- (71)——村上衛「閩粵海盜とイギリス海軍——一九世紀中葉、福建沿海における海賊問題」(同著『海の近代中国—福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会, 2013年, 第3章) pp.137-141. Sarasin, *Tribute and Profit*, p.218によれば、ジャンク船交易がより大型の西洋式横帆艦装船での交易に置き換わっていったことも、大型船が入れない中国沿海部の小港の衰退を促進した。
- (72)——Wong, *The Trade of Singapore*, p.124, p.149.
- (73)——Sir John Bowring, *The Kingdom and People of Siam*. Vol.II, London: John W. Parker and Son, 1857, p.290.
- (74)——Ibid., p.325.
- (75)——Cushman, *Fields from the Sea*, p.60. 船の速度の差異として、ジャンク船の場合は一シーズンにシヤム中間を一往復しかできないところ、西洋式の横帆艦装船は三往復ができたという。バンコク～シンガポール間の航海でも状況は同様で、1830年代から60年代にかけて、シヤムからシンガポールに到着する船の割合は、当初のジャンク船優勢から西洋式船優勢へと逆転した(Wong, *The Trade of Singapore*, pp.148-149)。
- (76)——Masuda Erika, “The Last Siamese Tributary Missions to China, 1851-1854 and the “Rejected” Value of Chim Kong.” In: Wang Gungwu and Ng Chinkeong (eds.), *Maritime China in transition 1750-1850*. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag 2004.
- (77)——プロイセン王国の年鑑によれば、キングは1854年から57年にかけて上海の初代プロイセン領事を務め、その後ドイツ系のC.W. Overwegが後任となった。Königlich Preussischer Staatskalender für das Jahr 1854, 1855, 1856, 1857, 1858. Berlin: Verlag der Königlichen Geheimen Ober-Hofbuchdruckerei, 1854-57, S.92 (1854), S.99 (1855), S.100 (1856), S.102 (1857), S.103 (1858).
- (78)——David O. King to Harris, d.d. in Bangkok, January 28, 1856 (Letters and Papers of Townsend Harris [LPTH], Series II, Nr.23). なお引用部冒頭は、1853年から54年にかけて、小刀会の蜂起軍により上海中心部が占領され、これを鎮圧するため清朝皇帝軍が皇城を包囲し、中立を宣言していた外国人租界も取り囲んで、港を含め周囲を封鎖した経過を指している。村尾進氏のご教示による(Hosea Ballou Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*. Vol.1: The Period of Conflict 1834-1860. London: Longmans, Green, 1910, pp.458-463)。
- (79)——Sarasin, *Tribute and Profit*, pp.219-220; Cushman, *Fields from the Sea*, p.63.
- (80)——B. J. Terwiel, The Bowring Treaty: Imperialism and the Indigenous Perspective. In: *The Journal of the Siam Society*, vol.79(2), 1991, p.42-43.
- (81)——Cushman, *Fields from the Sea*, p.60.
- (82)——Sarasin, *Tribute and Profit*, p.217; Cushman, *Fields from the Sea*, p.61.
- (83)——Wong, *The Trade of Singapore*, pp.148-149. 1849年時点で、シヤム王(ラーマ三世)は大型の西洋式横帆艦装船を10隻(総計4,200トン)、中型船を2~3隻所有していたという。本論集収載の小泉順子論考も参照。
- (84)——Cushman, *Fields from the Sea*, p.62.
- (85)——“Biography of the King of Siam, his family and prime minister” (LPTH, S-II, Nr.61). シヤムに条約交渉のため赴くハリスへの情報提供のため、米国人宣教師 Samuel R. House 氏によって1855年前後に作成されたものと推測されている(Cosenza (ed.), *The Complete Journal of Townsend Harris*, p.86, note 100)。
- (86)——註(73)前掲 Bowring, *The Kingdom and People of Siam*, vol.II, p.325.
- (87)——“Biography of the King of Siam, his family and prime minister” (LPTH, S-II, Nr.61).
- (88)——石井米雄著・飯島明子解説『もうひとつの「王様と私」めこん、2015年。なおモンクットは、即位前や即位後を通じ、シンガポールに拠点を置く英国籍の中国福建系商人、陳金鐘を自らのエージェントとし、彼の商会を通じて、欧州・米国やインドなどから書物や機械類を取り寄せたり、自らの親書の転送を託したりしていた(宮田俊之「シヤム国王のシンガポール・エージェント—陳金鐘(Tan Kim Ching)のライス・ビジネスをめぐって」『東南アジア 歴史と文化』(東南アジア史学会)第31号, 2002年, pp.27-56)。西洋の人・物・情報とのモンクットのコネクションが、彼のエージェントとなった中国系商人を通じて、少なくとも部分的には—おそらく相当部分—構築されていたことは、併せて注目すべきであろう。
- (89)——Bradley, William L., “The Accession of King Mongkut.” *The Journal of the Siam Society*, vol. 57, 1969: “Part of a letter written to the New York Observer and given to Me [Harris] by Mr. House at New York, Sept. 1855” (LPTH, Series II, Nr.20). シヤム・日本への出発に先立つ1855年9月にハリスがニューヨークでハウス氏

- (註85掲載の米国人宣教師 Samuel R. House 氏であろう) から提供を受けた、『ニューヨーク・オブザーバー』誌宛て書翰の抜粋。
- (90)——“Part of a letter written to the New York Observer and given to Me [Harris] by Mr. House at New York, Sept. 1855” (LPTH, Series II, Nr.20).
- (91)——参照、註(9)前掲『世界歴史大系 タイ史』, 第5章「絶対王政の構築」(小泉順子執筆), p.250。
- (92)——Bradley, “The Accession of King Mongkut”.
- (93)——“English Correspondence of King Mongkut.” *The Journal of the Siam Society*, vol.21(1b), 1927.
- (94)——註(80)前掲 Terwiel, *The Bowring Treaty*, p.43; Sarasin, *Tribute and Profit*, p.220.
- (95)——前掲『世界歴史大系 タイ史』第5章(小泉順子執筆), pp.262-263。
- (96)——Terwiel, *The Bowring Treaty*, p.43. なお徴税請負制度のこの新たな拡大を1857年として(Terwielによればそれは誤解釈)、その背景を、中国貿易の減少というよりもむしろパウリング条約の施行による歳入減少と見なす議論もある。註(9)前掲 Hong Lysa, *Thailand in the Nineteenth Century*, pp.77-81.
- (97)——King to Harris, d.d. in Bangkok, January 28th, 1856 (LPTH, Series II, Nr.23).
- (98)——前掲『世界歴史大系 タイ史』第5章(小泉順子執筆), pp.251; David Wyatt, “Family Politics in Nineteenth Century Thailand”, in David Wyatt, *Studies in Thai History: Collected Articles*. Chiang Mai: Silkworm Books, 1994, pp.107-130. Cf. 小泉順子「もう一つの「ファミリー・ポリティクス」(同著『歴史叙述とナショナリズム-タイ近代史批判序説』東京大学出版会, 2006年, 第3章)。
- (99)——Sir John Bowring, *The Kingdom and People of Siam*, vol.II. London: John Parker and Son, West Strand, 1857, pp.248-337 (Personal Journal of Sir John Bowring's Visit to Siam). 以下, Bjp…とする。他に注記事項がない場合は本文中で典拠頁を記す。
- (100)——The [British] National Archives, FO17/229: General Correspondence before 1906, China. Sir J. Bowring and Mr. Woodgate (09 April 1855 - 09 May 1855), “Journal,” signed by Harry Parkes, fol.224-279. 以下, Pjfol…とする。同上。なお、同日誌は1855年4月2日から始まっており、2-1で扱う3月中の事前準備交渉についてはFO17/229中の個別書翰を参照する。
- (101)——“English Correspondence of King Mongkut.” *The Journal of the Siam Society*, vol.21-1, 1927-28, p.14.
- (102)——註(76)前掲 Masuda, *The Last Siamese Tributary Missions to China*, p.37.
- (103)——King Mongkut to Sir John Bowring, dated in Bangkok on July 18th 1854. In: “English Correspondence of King Mongkut,” *The Journal of the Siam Society*, vol.21-1, 1927-28, pp.13-15.
- (104)——King Mongkut to Sir John Bowring, d.d. in Bangkok on December 27th, 1854. In: *ibid.*, pp.16-17.
- (105)——Sir John Bowring to Harry Parkes and John C. Bowring, dated on the H.M.'s Rattler, Bay of Siam, March 24th 1855 (FO17/229, fol.164-166.) なおパウリング・ジュニアは当時、英国大手商会ジャーディン・マセソン社の共同経営者であった(Akira Suehiro, *Capital Accumulation in Thailand 1855-1985*. Chiang Mai: Silkworm Books, 1996, p.20)。
- (106)——Harry Parkes and J. C. Bowring to Sir John Bowring, d.d. at the H.M. Majesty's “Rattler” off the Bar of the Menam, April 1st 1855 (FO17/229, fol.167-183), fol.167-171. 仏使・米使の動向については後述する(139頁)。
- (107)——Parkes and J. C. Bowring to Sir John Bowring, April 1st 1855 (FO17/229, fol.171-172).
- (108)——*Ibid.*, fol. 177.
- (109)——*Ibid.*, fol.180-183.
- (110)——Pjfol.245-250. この会合ではその他、英国領事の設置権について、これまで英国商人は領事なしで長らく貿易してきたと、シャム側が改めて消極姿勢を示し、それこそが貿易停滞の原因であったとするイギリス側立場との間で押し問答が交わされ、最終的に、バンコク入港の英国商船が10隻を越えるまで領事は着任しないとの留保を追記することで、双方が折り合った。またシャム側は、英国臣民のシャム国内居留権をめぐる要求に対し、シャムの全ての港が英国臣民に開かれることに同意しつつ、国内無制限の居留権付与に反対し、その結果、バンコクから水路で24時間以内の範囲内に居留権を制限する方向が合意された。
- (111)——後にハリスと共にバンコクを訪問する米艦サン・ジャシント号の軍医ウッド博士(後出)によれば、ウォンサ親王は、アユタヤからバンコクに王朝が遷都して最初に建てられた旧宮殿に住んでいた(William Maxwell Wood, *Fankwei: The San Jacinto in the Seas of India, China and Japan*. New York: Harper & Brothers, 1859, p.177)。
- (112)——バンコク在住の米国人宣教師については後註

149を参照。

(113)——パークス日誌の原文では the heavy Duties on Sapan Wood, Rosewood and Salt と表記され、ここで言われる Duties が、国内税 Inland or Transit Duties なのか、輸出税 Export Duty なのか、それとも国内税と輸出税の双方ないしそれらの合計なのかは、区別して記されていない。ただし文脈から、ここでは Duties は国内税と輸出税の双方を含む語として使われているものと考えられる。後述で単に「関税」と書く際も、日誌の原文の duties ないし duty という表現に対応するが、含意されているのが、このように国内税と輸出税の双方を指すのではなく、国内税か輸出税のいずれかを指すものと文脈から判断される場合は、それを併せて（ ）内に注記した。

(114)——パークスの日誌はこれに関し、乾燥魚についてはつい前日に徴税請負の見返り金がソムデット・オム・ノイに届けられ豊かな利益をもたらしていたことが、彼のこの提案の誘因であると報告されたと記している。

(115)——蘇木は1ピクルにつき旧来輸出税の1ティカルが2.5サルンに減額、紫檀は、旧来の輸出税額は3サルン以上ということが分かるのみで詳しくは不詳であるが、それが2サルンに減額されることになった (PJfol.266; Tariff of Export and Inland Duties to be levied on Articles of Trade. Attached to the Treaty of Amity and Commerce between Great Britain and Siam, signed at Bangkok, 18 April 1855. *Consolidated Treaty Series*, vol.113, pp.90-92)。

(116)——前註掲載 Tariff of Export and Inland Duties to be levied on Articles of Trade.

(117)——これについて、パークスの日誌には「前回提供されたと同様の御座船」が準備されたとのみあるが (PJfol.268)、パウリングの日誌では、自分のためには「深紅と金のカーテン」の付いた御座船が準備されたが（おそらく4月3日のパクナムからバンコクへの遡上の際に準備された御座船 [115頁] と同様のものか）、その他の船はこれらがなかったため、パークスは船を差し戻し、必要な「付加物 appendages」の付いた船が準備し直されたと言及されている (BJpp.306)。

(118)——パークスの日誌による。パウリングの日誌によれば24日。

(119)——Junko Koizumi, Siamese Inter-State Relations in the Late Nineteenth Century: From an Asian Regional Perspective. In: *Taiwan Journal of Southeast Studies*, 5(1), 2008, p.76-78; 小泉順子「朝貢と条約のあい

だ」(同著『歴史叙述とナショナリズム』第6章所収)p.196.

(120)——Mario E. Cosenza, *The Complete Journal of Townsend Harris*. Revised Edition. Rutland, Vermont & Tokyo, Japan: Charles E. Tuttle Company, 1959; 坂田精一訳『ハリス 日本滞在記』上巻, 岩波書店, 1953年。以下, 「CJTH, p…/Jp…」(原本の頁数 / 邦訳の頁数) として典拠表記する。

(121)——William M. Wood, *Fankwei; Or, The San Jacinto in the Seas of India, China and Japan*. New York: Harper & Brothers, 1859, pp.150-254. 以下, 「Wood, p…」として典拠表記する。

(122)——The Letters and Papers of Townsend Harris (The City College New York), Letterbook, vol.1, Letters & Papers (Series I, Series II), Oversized Papers & Documents など (cf. A Register of the Collection in the Archives of the City College of New York, Together with Guides to the Townsend Harris and Mario. E. Cosenza Collections)。以下, 「LPTH, Letterbook 1, S-I, S-II」などとする。

(123)——Dispatches from United States Ministers to Japan (File Microcopies of Records in the [American] National Archives: No.133), vol.1 (Roll 1); March 17, 1855 - June 29, 1858. 以下, 「N.A.M.133, vol.1」とする。

(124)——Henry Heusken, *Japan Journal 1855-1861*. Translated and edited by Jeannette C. van der Corput and Robert A. Wilson. Rutgers University Press: New Brunswick, New Jersey, 1964; 青木枝朗訳『ヒュースケン日本日記 1855-61』岩波書店, 1989年。以下, 「Heusken, p…/Jp…」(英訳本の頁数 / 邦訳の頁数) として典拠表記する。なお日記の原本はフランス語・オランダ語で未刊行。フランス語原本の画像はカリフォルニア大学ロサンゼルス校によりオンライン公開されている。リンクは図2 (140頁) キャプションを参照。

(125)——註1前掲書の他、筆者の研究報告「米国初代駐日総領事ハリスのアジア諸港における外国人居留地人脈—珠江デルタ地帯・寧波・上海を中心に—」(2019年11月4日東洋史研究会大会, 京都大学) より。同報告の内容は追って論文にまとめる予定。

(126)——CJTH, pp.24-25/Jp.70: 1855年7月27日条 (7月27日にニューヨークに着いて以降, 米国一時帰国中の経過がまとめて記されている)。

(127)——ハリス文書 (LPTH, S-II, Nr. 30, 31) には, 1855年7月29日付『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』紙と同年7月23日付『ニューヨーク・イブニング・ボス

ト]紙のシャム関係記事の切り抜きが見出され、両記事ではバウリング条約の締結が報じられ同条約の概要が紹介されている。

(128)——William Marcy, Secretary of State, to Harris, dated in Washington, Sept. 22, 1855 (N.A.M.77). 点線部の解釈にやや疑問を残す。原文は以下の通り。”Most of her productions are peculiar to the tropical regions of the East and, it is believed, may be advantageously exchanged for products of the United States, which unlike several European countries, have no possession to whose exports to this country it might in some form be necessary to extend favors to the disadvantage of those of Siam.”

(129)——LTPH, S-II, Nr.54. 嶋村元宏註(2)前掲論文, p.40.

(130)——その理由は幾つかある。まず、ロバーツ条約の切り抜きの脇に手書きで書き込まれたメモは、ハリス日記を翻刻出版したマリオ・コセンザ氏が判断するように、ハリス自身の筆跡と見られる(註(122)前掲 A Register of the Collection in the Archives of the City College of New York, p.86)。またその手書き修正の内容は、船幅税の代わりに一律3%の輸入税と「添付の表」(欠如)に従った輸出税が課されること(第3条)、シャムに居留したい米国人が国王から商館を借りる代わりに、必要な土地を購入して建物を建てるのを許されること(第7条)、米国領事が設置され居留米国人への領事裁判権を有すること(第10条)など、そこここで、大筋でバウリング条約と同じ方向の規定を盛り込んである。しかし各条の修正内容の表現は総じて、バウリング条約とは相当異なり、厳密な法律の規定というよりは、プリミティブな原則を示し、詳細規定をほとんど省いたものとなっている。またロバーツ条約に欠如していた一般的最恵国待遇の規定は盛り込まれておらず、この点で致命的な欠落を有する。以上から鑑みるに、これらの手書き修正の内容は、バウリング条約の詳細規定が入手され把握される以前に構想されたものではないかと推測される。おそらく当該史料は、シャムでの条約交渉を準備するための手控え資料として、ハリス自身が前提となるロバーツ条約を切り抜いてノートに張り付けたものを作り、その余白に、旧規定がどのような方向に改正されるべきかについての自らの構想を書き留めたものではないか。

(131)——途中パリでは「バンコクの宮廷で着るための適切な装飾の付いた衣服若干」を注文し靴を買い込んでいる(CJTH, pp.27-28)。なおパリ滞在中、ハリスは羽目を外し、派手な宮廷服を着て、「特命全権公使 Envoy

Extraordinary and Minister Plenipotentiary」の名刺を配って歩いたとの噂が、国務長官マーシーには伝えられ、そのためマーシーは一時、ハリスの召喚を考えたと伝えられている(Oliver Statler, *Shimoda Story*. Honolulu: University of Hawaii Press, 1969, pp.31-33)。

(132)——Charles W. Bradley to Harris, d.d. in Singapore, January 30, 1856 (LPTH, S-I, Nr.28). 『シンガポール・フリー・プレス』1855年9月20日号で公開されたもの。ブラッドリはこの際併せて、1820・21年クローファード使節団関係の文献2点、1832～34年ロバーツ使節団関係の文献1点、かつてシャムの国王に仕えたフレデリック・アーサー・ニールによる『シャム王国首都滞在記、近代シャム人の生活様式、慣習、法律に関する記述』(1852年刊)1点、フランス人神父バルゴアのシャム文法書1点から成るシャム関係文献もハリスに提供している。

(133)——LPTH, S-II, Nr.26; 嶋村元宏前掲論文, p.36.

(134)——“Narrative of Sir John Bowring’s Mission” (LPTH, S-II, Nr.32). バウリングらがバンコク到着後間もなくからシャムの王や大臣らと頻りに私的会見をし、それがあって条約案文交渉は3回のみでスムーズに終わったこと、また両王と複数回行われた公式謁見の様子が、親書・贈答品の贈呈儀礼の経過を含めて、詳細に報じられている。

(135)——註(127)前掲 *New York Daily Tribune*, July 29, 1855, “Important News from Siam” (LPTH, S-II, Nr.30); *New York Evening Post*, July 23, 1855, “The Treaty between Great Britain and Siam…” (LPTH, S-II, Nr.31).

(136)——Sandwich Drinker to Harris, d.d. in Canton, Dec. 18th, 1855 (LPTH, S-I, Nr.25).

(137)——Drinker to Harris, d.d. in Canton, March 12th, 1856 (LPTH, S-I, Nr.32). “I saw John Packer who went down supercargo, who says what has been the talk here that Bowrings treaty is not worth a damn. From some important omissions having been made. One is that at present consuls are obliged to solicit the King to get permission to attend to his audiences instead of having free access to him. Another is Sir John forgot to break through that old custom which allow the King to have the monopoly of all trade, instead of those going there with ship to trade direct and freely with the producer and buy, and sell where he pleases. As it now is the King can ruin any one that goes there to trade by controlling the market, all see this error in Sir John and you are looked

up to by every one to correct Sir Johns treaty. We're [?] also. A Chinaman has the whole trade almost in his own hand passed out [?] to him. You must look and study Sir John's treaty well and pick holes in it where needed and do credit to your country. Why did Sir John allow the clause that there must be so much tonnage there to have any advantage of trade. I hear David King is making a fool of himself there [?]shing about in a Prussian Consuls uniform with a red sash. Keep clear of him. I shall feel very anxious to hear you have done well. As many talk about it …”本書翰の解説及び解釈につき、Sydney van Nort 氏のご助力を得た。記して感謝する。

(138)——James C. Ingram, *Economic Change in Thailand since 1850*. Stanford, California: Stanford University Press, pp.21-25.

(139)——Agreement supplementary to the Treaty of 18 April 1855 between Great Britain and Siam, signed at Bangkok, 13 May 1856, Article 6. In: *Consolidated Treaty Series*, vol.115, p.59; Treaty of Amity, Commerce and Navigation between Siam and the Zollverein and Mecklenburg-Schwerin and Mecklenburg-Strelitz, signed at Bangkok, 7 February 1862, Article 21. In: *Consolidated Treaty Series*, vol.125, p.257.

(140)——その後ハリスが4月23日に米艦サン・ジャシント号でメナム河口に到着した際、米艦を訪ねて出迎えたキング商会のストーン氏は、国王が米と塩の輸出を禁じているとの知らせをもたらしており (CJTH, p.80/Jp.145), この禁輸令は早速行使されていたことがうかがえる。

(141)——Harris to the U.S. Secretary of State Marcy, Nr.6, Confidential, dated in the US Steam Frigate San Jacinto, in the China Seas, bound to Hong Kong, June 4th 1856, Confidential (N.A.M.133, vol.1).

(142)——Mrs. Parkes' Journal, May 31st. In: Stanley Lane-Poole, *The Life of Sir Harry Parkes*. Vol.I, Consul in China. London & New York: MacMillan and Co., 1894, p.206.

(143)——Harris to Marcy, June 4th 1856 (N.A.M.133, vol.1). 点線部の原文は以下の通り。“The salute I received on leaving the ship was carefully counted, and reported to the King, and I know, that when it was asserted to the King, that I was simply a Consul, that assertion was fully met by the statement, that I had received a salute of Seventeen guns on leaving the San-Jacinto.”

(144)——Harris to the Minister for Foreign Affairs at

Bangkok, d.d. at anchor off the Menam, April 13th 1856 (ibid.).

(145)——Commission granting TH full powers to negotiate a commercial treaty with the King of Siam or his designate, Sept. 8th, 1855 (LPTH, Oversize letters and documents, Nr.16).

(146)——Henry Wheaton, *Elements of International Law*. Sixth Edition by William Beach Lawrence. Boston: Little, Brown and Company 1855, pp.277-281, pp.304-305.

(147)——Ibid, pp.277-281; Sir Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice*. Second and Revised Edition. London: Longmans, Green and Co, 1922, vol.I, pp.241-242.

(148)——英語圏のルールでは、外交官への礼砲の数は、大使 Ambassador が 19 発、特命使節兼全権公使 Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary が 17 発、弁理公使 Minister resident が 15 発、代理公使以下総領事は 13 発とされていた。Satow, *A Guide to Diplomatic Practice*, vol.I, p.63.

(149)——Walter Lowera to Rev. S. Mattoon, d.d. in New York, October 12th, 1855; Harris to Rev. S. Mattoon, d.d. at anchor off the Menam, April 13th, 1856 (LPTH, Letterbook 1). マトゥーン師はニューヨーク州出身の長老派宣教師。1856年時点でシャムに10年近くの居住歴があった。ハリスは条約交渉後、彼をバンコク駐在米領事に任命し、日記の5月28日条に、「彼は〔シャムの〕言葉をネイティブのように話し、人々をよく知っている - 彼らの風俗、慣習、法律、偏見などに通じている。温和で物静かな性格で…〔中略〕…シャム人は彼の言葉を決して疑わない。彼は両王にも貴族たちにも評判が良い」と記している (CJTH, pp.155-156/ Jpp.238-239)。

なおバンコクには1855年頃時点で、以下に挙げる米国人宣教師の家族6組が住んでいた。Rev. D. B. Bradley M.D. of the American Missionary Association; Rev. Samuel J. Smith & John H. Chandler, type founder &c. of the Siamese Department of the Baptist Mission; Rev. Wm. Ashmore & Rev. Robt. Telford of the Chinese Department [of the Baptist Mission?]; Rev. Stephen Mattoon of the Presbyterian Mission: “Biography of the King of Siam, his family and prime minister” (LPTH, S- II, Nr.61).

(150)——CJTH, pp.80-81/Jp.145. プラクラン宛て書翰についてはその際、まずこれをバクナムの長官に見せ、その意向に従い、ストーン氏が自らバンコクへ持っていくか、あるいはバクナム長官に託すかを決めるよう依頼し

た。

(151)——ハリス日記ではブラカラホムの弟とされているが、ハリスと共にその後ブラカラホム邸を訪問しプラ・ナイ・ワイに再会している米国東インド艦隊の軍医ウッドは、彼をブラカラホムの息子としている (Wood, p.163, 179)。

(152)——Harris to the 1st King of Siam, d.d. at anchor off the Menam, April 18th, 1856 (LPTH, Letterbook 1, Nr.12). 第二王書翰は Nr.13 に記録。本史料はハリスの手元に残された写しであり、ハリスの署名部分は略されている。

(153)——Phra Klang to Harris, Translation, d.d. in Bangkok, April 12th (N.A.M.133, vol.1). シャム語の原文が併せて綴じられている。

(154)——Document in English from the First and Second Kings of Siam empowering the ministers therein named to negotiate a treaty of friendship with TH (LPTH, S-II, Nr.47).

(155)——Phra Klang, His Siamese Majesty's Secretary of State for Foreign Affairs, to William Marcy, Secretary of State of the United States of America, d.d. in Bangkok, May 30th, 1856 (N.A.M.133, vol.1). 詳しくは後註 205 参照。

(156)——なおこれに先立ち、19日には、パークスが米艦のハリスを訪問した (128 頁)。20日にはバクナムからボートが送られてきて、国王から米艦の乗組員への贈り物として、乾燥魚やココナッツ・オイルが提供された (CJTH, p.91/Jp.160)。ウッドの回想録には、「木曜日」(その場合、ハリスの日記からは4月17日になる)に、国王の贈り物を積んだ大きなボートが米艦に横付けし、砂糖 200 ポンド、紅茶 4 箱、大量の果物、数百のココナッツ・鶏、豚 4 匹が贈られたとある (Wood, p.159)。ただしハリスの日記ではこの経過は触れられていない。

(157)——英使一行は、英艦ラトラ号に乗ったまま、メナム河口部の砂洲をシャム側の助力で乗り越えて、バクナム要塞まで移動したが、米艦には、砂洲を越えるために必要な 20 隻以上のはしけ (lighters) がこの時期、華人ジャンク船の輸出品を集荷するため出払っているという理由で、メナム河口まで迎いの船が寄越されることになった (註(153)前掲 Phra Klang to Harris, Translation, d.d. in Bangkok, April 12th (N.A.M.133, vol.1))。

(158)——なお英使一行がバクナムでもてなされたのは、英使のために新築されたという接遇所で、高いチーク柱

が立ち並びニッパ椰子で屋根が葺かれている建物であった (PJfol.225)。

(159)——彼らは自らの従者らを引き連れていたが、それ以上の同席者については、ハリス、ウッドとも言及していない (CJTH, p.93-94/Jpp.163-164; Wood, pp.162-163)。英使一行のバクナムでの接遇については 114 頁参照。

(160)——礼砲に関する国際儀礼については、前註 148 及び以下を参照。Satow, *A Guide to Diplomatic Practice*, vol.1, pp.64-67.

(161)——なおこの経過について、その後 1856 年 5 月 30 日付でブラクランから米国国務長官マーシーに宛てて送られた書翰では、次のように叙述されている。「彼らがこの場所〔バクナム〕に着いた際、21 発の礼砲が放たれ、使節と従者らは肉や果物等の晩餐を提供され、使節と従者らを王都まで送るために、シャム貴族が川や運河で使うような長さ 10～11 尋の船 Kanya boats 20 隻が提供された。しかしハリス氏は蒸気船の方が迅速ということこちらを好んだ。Kanya boats はしかし蒸気船と共に行列を作って川を遡上した。」(Phra Klang, His Siamese Majesty's Secretary of State for Foreign Affairs, to William Marcy, Secretary of State of the United States of America, d.d. in Bangkok, May 30th, 1856; N.A.M.133, vol.1)

(162)——ウッドの回想録では、出迎えたシャム側高官はブラクランではなくプラ・ナイ・ワイとされている (Wood, p.166)。

(163)——CJTH, p.106/Jp.177. 関連して、ウッドの回想録では次のように記されている (Wood, p.176)。「私たちの到着と共に厄介な報告もたらされた。シャム政府は、私たちが王冠を戴いた君主の代表者ではないため、ジョン・バウリング卿になされたような儀礼や、また日々到着が予期されているフランス皇帝の使節団に対してなされるであろうような儀礼と同等のものは、私たちの使節団には及ぼさないと決心しているということ、また国王は、大統領の書翰を使節〔ハリス〕の手から直接受け取るのではなく、従属する役人を通じてのみ受け取るつもりであるということである」。

(164)——Harris to the [Siamese] minister for foreign affairs, d.d. in Bangkok, April 22nd, 1856 (LPTH, Letterbook 1, Nr.16).

(165)——Mrs. Parkes' Journal, March 27th, 31st. In: Lane-Poole, *Life of Sir Harry Parkes*, pp.206-209.

(166)——Wood, p.177. ウッドにとり王族の医師は初めてで、その歓迎は彼をも高揚させたという。

(167)——Nicholas Tarling, “Harry Parkes’ Negotiations in Bangkok in 1856.” In: *Journal of the Siam Society*, vol.53-2, 1965, p.168. 言及された日本の協定について、ターリングは、1854年締結のスターリング協定（日英協約）ではないかと推定している。いずれにしてもこの時点までに結ばれていた日米・日露和親条約や日英協約、日蘭和親条約は、「鎖国」の可及的維持を図るものであり、英シヤム条約におけるような包括的な自由貿易規定を含んでいない（参照、三谷博『ペリー来航』吉川弘文館、2003年）。

(168)——Harris to the [Siamese] Minister for foreign affairs (LPTH, Letterbook 1, Nr.19).

(169)——His Royal Highness Prince Kroma Luang Wongsatrat Sanit to Honorable Townsend Harris, Minister Plenipotentiary to the Court of Siam, and Consul General to the Empire of Japan, dated at the Ancient Royal Palace, Bangkok, April 25th 1856 (LPTH, S-II, Nr.35).

(170)——Document in English from the First and Second Kings of Siam empowering the ministers therein named to negotiate a treaty of friendship with TH (LPTH, S-II, Nr.47).

(171)——“Important News from Siam.” In: *New York Daily Tribune*, July 29th, 1855 (LPTH, S-II, Nr.30).

(172)——Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, vol.1, pp.416-418; Dennett, *Americans in Eastern Asia*, pp.238-240.

(173)——G. F. Bartle, Sir John Bowring and the Chinese and Siamese Commercial Treaties. In: *The Bulletin of the John Rylands Library*, 44:2, 1961, pp.299-300.

(174)——彼はマシュー・ペリーもかつて務めた米国極東艦隊司令官として中国海域に着任するところで、米艦サン・ジャシント号（ヘンリー・ベル艦長）に同乗し、シヤム滞在をハリスと共にしていた（註(131)前掲 Statler, *Shimoda Story*, p.31）。

(175)——Memorandum by TH relating to audience with the king (LPTH, S-II, Nr.40). なお本史料はコセンザ氏の目録で、5月2日（金）の第二王との謁見に関するメモとされているが、木曜日午前11時にボートが派遣され大統領親書用に特別なボートが用意される等と書き始められていることから、5月1日（木）に予定された第一王との謁見に関するものと筆者は判断している。一方ハリス日記の5月1日条にも謁見の段取りが書き出されており、それによれば、ハリスの秘書ヒュースケンもハリスら3人と同列の拝謁位置をあてがわれた（CJTH,

p.130/Jp.207）。

(176)——註99・100前掲 BJpp.308-309; PJfol.269.

(177)——註117参照。英国政府のシヤム王宛て贈答品は、英使一行の出発前に事前に宮殿の謁見室へ運ばれた（PJfol.268）。

(178)——この経過はプラクランのマーシー宛て書翰では次のように叙述されている（註(155)(161)前掲 Phra Klang to Marcy, May 30th 1856: N.A.M.133, vol.1）。「大統領の書翰のため船 boat が一隻、贈り物のため同一隻、使節と従者らのため12～13尋の長さのカヤ船2隻 two Kayas が提供された。その他音楽隊を乗せ幟を掲げた無数の船が行列を構成した。漕ぎ手の数は1000人以上であった。Ha Phra 波止場に着くと、大統領の書翰に敬意を表して21発の礼砲が放たれた。そこからは様々な武器を持った500人以上の陸路の行列となった」。

(179)——CJTH, pp.132-133/Jp.209; Heusken, p.52/Jp.87; Wood, p.204. ハリスはこの謁見の間の呼称を「正義の間 Hall of Justice」と理解しているが（CJTH, pp.132）、前註のプラクランのマーシー宛て書翰によれば、正義の間は、その際の謁見の間 Maha Phra Sat に入る前の待ち合い室の呼称である。後註181参照。

(180)——なお宮殿には広い中庭があり、それは複数の建物に囲まれ、それぞれが、様々な場合に応じて使い分けられる謁見の間を擁していた（Mrs. Parkes’ Journal, In: *Life of Sir Harry Parkes*, p.208）。

(181)——CJTH, p.131-135/Jpp.208-211; Wood, pp.201-207; Heusken, p.52/Jpp.87-88. その翌日には、第二王との公式謁見が行われた。なおモンクット王との公式謁見の経緯は、プラクランのマーシー宛て書翰では以下のように叙述されている（Phra Klang to Marcy, May 30th 1856: N.A.M.133, vol.1）。「行列は宮殿の塀の右手側の正義の間 Hall of Justice で止まった。王が謁見の間に入るのを待つために。やがて使節と従者たちは Maha Phra Sat と呼ばれる謁見の間に導き入れられ、そこで使節は陛下の手に大統領の書翰を渡した。〔難読箇所あり中略〕陛下は大統領の書翰を、米国の役人たち officers が耳を傾ける中で、英語で読んだ。陛下が書翰を真に理解したことを彼らが分かるように。そして同席するシヤムの役人のためにそれを通訳した。その後陛下は、使節、アームストロング司令官や米国の役人たちと、友好的な会話を持った。それが終わると、陛下は、彼らが右手側の正義の間に導かれ、ふさわしい饗応を受けるよう命じた。ハリス氏は、シヤムを訪れる最も強力な国の使節に対してと類似の方法で応接された。」

(182)——Lane-Poole, *Life of Sir Harry Parkes*, pp.200-210.

(183)——註(167)前掲 Tarling, *Harry Parkes' Negotiations in Bangkok in 1856*.

(184)——*Ibid.*, p.177; Wood, p.230.

(185)——この間に亡くなったソムデット・オム・ファイの代わりに Chaw Phaya Yomraj (“the lord Mayor of our City & adjacent vicinities”)が任命された以外は、パウリング条約交渉の際と同様の面々が、シャム側全権として任命された (Document (in English translation) from the First and Second Kings of Siam empowering the ministers therein named to negotiate a treaty of friendship with TH: LPTH, S-II, Nr.47)。

(186)——Amendments to the Text of “Treaty of Amity and Commerce” between Siam and the U.S. (LPTH, S-II, Nr.54).

(187)——ハリスは親友のドリンカーからキングへの用心を呼びかけられていたものの (129頁), バンコク到着後は、同地で唯一の米国商會を經營するキングに何かと助力を受けていた (CJTH, April 21st, p.103/Jp.171; April 29th, p.126/Jp.202 et al.)。二人は4月25日に条約への挿入が望ましい点について相談をし (CJTH, p.120), 5月13日にはメナム河を5マイル (約8 km) 遡上し, 製紙工場 paper mill を一緒に訪ねている (CJTH, p.143)。

(188)——1851年のモンクット王即位後間もなく導入されたアヘンの徴税請負は, シャムの主要王族らの利益源となっていた (註(9)前掲『世界歴史大系 タイ史』第5章 (小泉順子執筆), pp.262-263)。米国政府のアジア外交におけるアヘン禁輸をめぐる動向の系譜については, 加藤祐三『黒船前後の世界』筑摩書房, 1994年 (岩波書店, 1985年の再版), 第8章以降を参照。

(189)——S. Mattoon to Harris, Monday Morning May 19th 1856 (LPTH, S-II, Nr.46).

(190)——TH's proposals relating to Americans' resident in Siam (LPTH, S-II, Nr.55).

(191)——S. Mattoon to Harris, d.d. in Bangkok, May 26th 1856: LPTH, S-II, Nr.50: “The Prince requests me to write you a line on the subject which I mentioned to you this morning. He has again received a note from His Majesty complaining that the Siamese should take your copy without change or questions and suggesting that they should follow the form of the Roberts Treaty.”

(192)——*Consolidated Treaty Series*, vol.83, p.212.

(193)——*Ibid.*, vol.115, p.112. 下線部は筆者による。

(194)——CJTH, p.152/Jp.234. 該当箇所の邦訳には誤訳

と見られる箇所があり, 原文に即して修正した。原文は以下の通り。”The object of this is to get me to glorify the Kings more than was done in the English Treaty, which would, as they think, exalt them in the eyes of England and France.”

(195)——Harris to Mattoon, d.d. in U.S. Legation to Siam, Bangkok, May 27th, 1856 (LPTH, Letterbook 1, Nr.31).

(196)——Mattoon to Harris, d.d. in Bangkok, May 26th, 1856 (LPTH, S-II, Nr.49); CJTH, p.154/Jp.236. 米シャムの主権者が対等に表記されていればよいと見なしたのか。

(197)——Harris to the [Siamese] Minister for Foreign Affairs, d.d. in U.S. Legation to Siam, Bangkok, May 28th, 1856 (LPTH, Letterbook 1, Nr.32).

(198)——外務省編『締盟各國條約類纂』日社, 1874年, 「亜米利加條約」p.53. 参照, 石井孝『日本開国史』吉川弘文館, 1972年, p.352; 三谷博『ペリー来航』吉川弘文館, 2003年, pp.262-263.

(199)——Harris to Prince Wongsā, d.d. in U.S. Legation to Siam, Bangkok, May 28th, 1856 (LPTH, Letterbook 1, Nr.33).

(200)——Phra Klang to William Marcy, d.d. in Bangkok, May 30th, 1856 (N.A.M.133, vol.1).

(201)——CJTH, p.159-160/Jpp.243-244. なお謁見の際の会話が英語で直接なされたかどうかについて, 日記では言及されていない。領事の任命に関し, 1855年から米国の中国駐在弁務官を務めていたピーター・パーカーは, 1856年2月13日付ハリス宛てマカオ発書翰で, 1840年代に望厦条約調印のため中国へ派遣されたカッシングが領事を当座任命する権限を行使した事例を引き合いに出し, ハリスにその権限があることを指摘している (Peter Parker to Harris, d.d. in Macao, February 13th, 1856: LPTH, S-II, Nr.24)。

(202)——使節の帰任の際に接受国の元首との謁見において送られる信任答状 *recredential* が意図されているか (Satow, *A Guide to Diplomatic Practice*, vol.1, p.379)。

(203)——List of presents signed by the first King, May 31st, 1856 (N.A.M.133, vol.1).

(204)——Document from the first King, May 31st, 1856 (*ibid.*).

(205)——Phra Klang, His Siamese Majesty's Secretary of State for Foreign Affairs, to William Marcy, Secretary of State of the United States of America, d.d. in Bangkok, May 30th, 1856 (N.A.M.133, vol.1). シャム語原本と英訳と

も、ブラクランと他2名の「外務省」の役人による3つの印章が付される。英訳によれば、バクナムでのもてなし、提供された船や用意された宿舎、米使や米国旗のために放たれた礼砲の数、公式謁見の経過、任命された条約交渉委員、米使の急いだ出発のため親書と贈答品が後日送られること、米国から両王への贈答品の内訳などが記されている。

(206)——King Mongkut's 10 June 1856 letter to President Franklin Pierce. In: Lisa McQuail, *Treasures of Two Nations: Thai Royal Gifts to the United States of America*. Asian Cultural History Program: Smithsonian Institution, 1997, p.46. NARA, RG 59, Ceremonial Letters, Siam 所蔵の史料 <https://catalog.archives.gov/id/6923528> (2022年12月4日閲覧)。

(207)——唯一の例外は、1856年5月22日付で、果物のタマリンドと共にハリスの手元に届いたモンクット王由来と見られるメモである。それは、「シャムの朝貢国である北ラオス国で育った甘美なタマリンドが、シャム第一王であるモンクット陛下から米国使節ハリス殿 Honorable T Harris Esquire the American Envoy に対して送られる。アメリカで見かけたことがない場合は珍しく新しさがあるかと信じ。Grand Palace, 22nd May 1856.」と、白い便箋(左上に1点の花柄)に英語で書かれたものであり、王の署名はない。なお裏面にタイ語の書き込みがある(LPTH, S-II, Nr.48)。

(208)——註(119)前掲 Koizumi, *Siamese Inter-State Relations in the Late Nineteenth Century*. In: *Taiwan Journal of Southeast Studies*, 5(1), 2008.

(209)——“Biography of the King of Siam, his family and prime minister” (LPTH, S-II, Nr.61); BJpp.315-317; PJfol.271-272; CJTH, p.158/Jp.242.

(210)——“Biography of the King of Siam, his family and prime minister” (LPTH, S-II, Nr.61).

(211)——Erika Masuda, *Import of Prosperity: Luxurious Items Imported from China to Siam during the Thonburi and Early Rattanakosin Periods (1767-1854)*. In: Eric Tagliacozzo and Wen-Chin Chang (eds.), *Chinese Circulations: Capital, Commodities, and Networks in Southeast Asia*. Durham and London: Duke University Press, 2011.

(212)——James William, Norton-Kyshe, *History of the Laws and Courts of Hong Kong: From the Earliest Period to 1898*. London: T Fisher Unwin 1898, p.227. パウリングの履歴については他に以下を参照。Sir John Bowring, *The Kingdom and People of Siam* (with an

Introduction by David K. Wyatt), vol.1. Kuala Lumpur, Singapore, London, New York: Oxford University Press, 1969, pp.v-xiii; Philip Bowring, *Free Trade's First Missionary: Sir John Bowring in Europe and Asia*. Hong Kong: Hong Kong University Press, 2014.

(213)——参照、註(1)前掲書。なおハリスは日本滞在期間以降、幾つかの学術協会の会員に受け入れられている。Cf. Royal Asiatic Society to Harris, d.d. in Hong Kong, January 7th 1857: LPTH, S-II, Nr. 53; Harris to Secrétaire général de la Société Imperiale d'acclimatation, d.d. in Yedo, le 8 Aout 1860 : LPTH, Letterbook 5, Nr.5.

(214)——トクヴィル著・松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第2巻(下)、原著1840年、岩波書店、2008年、pp.30-31; Alexis de Tocqueville, *De la Démocratie en Amérique*. Première édition historico-critique, revue et augmentée par Eduardo Nolla, Paris : Librairie Philosophique J. Vrin, 1990, tome II, pp.151-152.

(215)——なおイギリスは19世紀中葉から20世紀前半にかけて、世界的に拡大したその帝国の支配において、歴史的に形成された本国内の身分制・序列階層社会の構造や慣習を、カナダやオーストラリアなど後に英国連邦自治領となる地域では移植再現し、英領インドその他の植民地においては、現地の王侯貴族に代表される序列社会を英国本国のそれに準じ接続して扱うことで、本国の身分社会を核とするシームレスな帝国支配を図り、また構造立てていた(David Cannadine, *Ornamentalism: How the British Saw Their Empire*. Oxford University Press: New York, 2001. 文献につき渡辺浩氏のご教示を得た)。シャムは、ギャラハーとロビンソンの「自由貿易帝国主義論」から言うところの「非公式帝国」に包摂されていく存在かと思われるが(参照、秋田茂『イギリス帝国の歴史—アジアから考える』講談社、2012年、pp.103-131)、同国との条約締結に、前述のような属性を有するパウリング卿を特使として派遣したのは、このような帝国支配の構造と連続性を有する政策であろう。それにシャム側が自国の序列社会を動員する形で応じたのも、同時代的な共鳴現象として理解しやすい。こうした文脈の中において、アメリカの例外的な立ち位置は際立つものであり、ハリスの存在も、そのような視点から、改めて検討してみる必要があるように思われる。

(216)——参照、註(198)前掲 石井孝『日本開国史』第5・6章。保谷徹「幕末外国方—老中書簡から外交をみる」(歴史科学協議会・鶴飼政志・蔵持重裕ほか編『歴史をよむ』東京大学出版会、2004年)では、ハリスと日本側当局(下

田奉行や老中)の間でやりとりされる外交文書の様式に関してハリスが見せた強いこだわりと、その折衝の決着点その後、外国公使に出される書翰の様式を形作っていく経過が叙述されている。

(217)——Harris to the U.S. Secretary of State Lewis Cass, November 7, 1859, February 1, 1860 (LPTH, Letterbook 4, Nr.257, 279). 参照, 佐野真由子『幕末外交儀礼の研究—欧米外交官たちの将軍拜謁』(思文閣出版, 2016年)第3・4章。

(218)——註(198)前掲 石井孝『日本開国史』pp.334, 365; Harris to Cass, July 8, 1858 (LPTH, Letterbook 3, Nr.59); Harris to Flag Officer Josiah Tattnall, March 19, 1859 (LPTH, Letterbook 4, Nr.17); 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書』(東京大学出版会, 1972年～)第22巻146号「神奈川宿本陣対話書」。

(219)——参照, 小川恭一編著『江戸幕府大名家事典』下巻(原書房, 1992年); 渡辺浩「「御威光」と象徴—徳川政治体制の一側面」(同著『東アジアの王権と思想』東京大学出版会, 1997年, 第1章)。

(220)——CJTH, pp.231-232/邦訳中巻 pp.62-66。

(221)——例えば, 下田への着任から約2ヶ月後の報告でハリスは早くも、「前回のご報告以来、私は日本の役人たちと非常に円満に過ごしてきており、彼らの信頼と良心を私は確保したと自負しています」と述べている(Harris to the U.S. Secretary of State William Marcy, Nr.16, d.d. in Shimoda, October 9, 1856: LPTH, Letterbook 1, Nr.74)。日米修好通商条約の案文交渉をほぼ終えた後には、香港のバウリング宛て私信で、ハリスはこう誇った。「日本人との交渉における私の苦労は長くうんざりするほどでしたが、彼らは私の善意を慕うようになり続け、今や彼らの中に多数、その友情を私が誇りにできる人々がいます。交渉を終え、私が満足して思い出すのは、少しも武力を示威することなく、少しの威嚇も用いることなく、仕事を成し遂げることができたということです」(Harris to Sir John Bowring, Private, d.d. in Simoda, August 2, 1856: LPTH, Letterbook 3, Nr.68)。

(222)——参照, 石井孝『日本開国史』第6章。例えば西洋諸国の世界的測量活動とその意義に関するハリスのレクチャとしてハリス日記1856年10月30日条(CJTH, pp.254-255/Jpp.97-98), 自由貿易が国にもたらし得る雇

用と利益・繁栄の仕組みや日本からの輸出品の有力候補に関するハリスの老中堀田宛て覚書として、ハリスの堀田備中守宛て1857年12月25日付書翰付属の覚書を参照(Memorandum for the Government of Japan: LPTH, Letterbook 3, Nr.12)。

(223)——参照, 福岡万里子『プロイセン東アジア遠征と幕末外交』(東京大学出版会, 2013年)終章; 福岡万里子「日本の主権者は誰なのか—幕末駐日外交官の日本認識と外交1858～1862」(『年報政治学』2022-II 特集「幕末・明治期の国際関係再考」)。「御国の干城〔盾・城〕」また「御城郭之御代り」になるという表現は、1861年1月14日深夜に勃発した米国公使館通訳ヘンリー・ヒュースケンの襲撃殺害事件を受けて行われた外国掛老中安藤信正との会談(万延元年十二月十一日/1860年1月21日)の日本側対話記録に見えるハリスの言葉(同時代の邦訳)(『幕末外国関係文書』第45巻72号)。

(224)——参照, 註(9)前掲『世界歴史大系 タイ史』補説3「マカオからみる一六・一七世紀の日・タイ関係」(岡美穂子執筆)。

(225)——参照, 岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』(岩田書店, 1997年), 岩下哲典『幕末日本の情報活動—「開国」の情報史』(雄山閣出版, 2000年), 松方冬子編『別段風説書が語る19世紀』(東京大学出版会, 2012年), 洋学史学会監修『洋学史研究事典』(思文閣出版, 2021年)。

(226)——例えば以下を参照。CJTH, pp.491-492(邦訳下巻 pp.97-98), 東京大学史料編纂所編『幕末外国関係文書』第18巻88号「(安政三年)十一月六日蕃書調所対話書」。その後、幕末の文久年間(1861～63)や明治初期になり、国際法の体系的学習が始まっていく。参照, 尾佐竹猛『国際法より観たる幕末外交物語』(邦光堂, 1930年), 田岡良一「西周訳「万国公法」」(『国際法外交雑誌』第71巻第1号, 1972年), 住吉良人「明治初期における国際法の導入」(『国際法外交雑誌』第71巻第5・6合併号, 1973年), 大久保健晴「「万国公法」受容と文明化構想」(同著『近代日本の政治構想とオランダ』東京大学出版会, 2010年, 第3章)。

(227)——1820～30年代の日蘭交渉の様子については、特に以下を参照。松方冬子/西澤美穂子/田中葉子/松井洋子編・日蘭交渉史研究会編『一九世紀のオランダ商館』(上)(下)(東京大学出版会, 2021年)。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2021年3月16日受付, 2022年5月23日審査終了)

Bowring's and Harris' Treaty Negotiations with Siam in Comparison : Siamese-Western Diplomacy against the Background of Changing Trade Conditions in Asia from 1820s to 1850s

FUKUOKA Mariko

This article focuses on the treaty negotiations which the first American Consul General to Japan Townsend Harris conducted in Siam in 1856 before he was accredited to Shimoda, Japan. By comparing the American-Siamese negotiations with those conducted by the British Plenipotentiary Sir John Bowring with Siam in the previous year, this article aims to assess the meaning of Harris' first diplomatic experiences in Asia and their influences upon his ensuing diplomacy in Japan. The article consists of three sections: Section one overviews the historical backgrounds of the Siamese foreign trade under the Chakri dynasty by the middle of the nineteenth century and the reasons why Britain and the United States needed to conclude or revise commercial treaties with Siam. Section two reconstructs the British-Siamese negotiations in 1855 based on the published journal of Bowring and the unpublished journal of his secretary, Harry Parkes. Section three reconstitutes the American-Siamese negotiations in the following year based on published and unpublished sources relating to Harris, analyzing the mission entrusted to him by the U.S. government, his own plan for the Siamese treaty, and the detailed process of the negotiations and their results.

Comparing the two negotiations reveals that the Siamese royalty and nobles treated the American representative Harris as an inferior envoy to his British counterpart Bowring, and discriminated against him in layered ways. The worldview of the King Mongkut was presumably behind these discriminative receptions, and he seemed to view international relations as hierarchy of superior and inferior sovereigns and their representatives. He put a high value on integrating himself into honorable social connections with the European royal and imperial sovereigns, while regarding the American President and his representative as alien to those royal connections, and estranged himself from them. On the other hand, the Siamese side, perceiving the British military threat, hoped to stipulate in the Siamese-American treaty that the U.S.A. would act as a friendly mediator in difficulties arising between the Siamese government and any European power. However, Harris kept declining this request, being offended by those discriminative treatments, and also because he saw that there were no quid pro quo benefits to be had. After that, in Japan, where the accumulation of relations with Europe and the United States was relatively thin, Harris focused on securing the superior position of the United States over the European powers and establishing a special Japan-US friendship symbolized by the US

mediation clause in Article 2 of the American-Japanese Treaty of Amity and Commerce, which was to be concluded by him in 1858. The author argues that this kind of diplomatic course Harris pursued in Japan may have partially been influenced by his negative experiences in Siam, from which he should have learned the following things: that negotiating from a lesser status was not desirable; and that the Asian countries were very eager for a mediator to help them cope with the competing Europeans, who were acting as predators and sometimes as colonizers.

Key words: The Bowring Treaty, Townsend Harris, King Mongkut, international relations imagined as hierarchy, Treaty clause of American mediation